

第3編 震災応急対策計画

第1章	応急活動体制
第2章	情報の収集、調査、報告等
第3章	災害広報・広聴
第4章	応援要請
第5章	災害救助法の適用
第6章	救助・救急・消防活動等
第7章	医療救護活動
第8章	交通・輸送対策
第9章	避難対策
第10章	帰宅困難者対策
第11章	要配慮者等対策
第12章	生活救援活動
第13章	住宅対策
第14章	保健衛生・清掃活動
第15章	遺体の収容、火葬等
第16章	園児・児童等の安全確保及び文教対策
第17章	ライフライン、公共施設等の応急対策
第18章	災害警備活動

第3編 震災応急対策計画 目次

第1章 応急活動体制	1
第1節 活動体制の決定	1
第2節 災害警戒本部の設置	2
第3節 災害対策本部の設置	6
第4節 災害対策本部の運営	9
第5節 職員の配備	19
第6節 勤務時間外に地震が発生した場合の措置	21
第2章 情報の収集、調査、報告等	27
第1節 情報連絡体制の確立	27
第2節 地震情報等の収集、伝達	29
第3節 被害情報等の収集、報告	29
第4節 各種の被害調査	30
第5節 被害情報等のとりまとめ	31
第6節 東京都、国への被害報告	31
第7節 危険箇所情報等の収集等	32
第8節 住家の被害認定調査	34
第3章 災害広報・広聴	36
第1節 災害広報・広聴	36
第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表	39
第4章 応援要請	40
第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等	40
第2節 東京都、他市町村等への応援要請	42
第3節 民間団体、公共的団体等への協力要請	43
第4節 ボランティア等の活動支援	44
第5節 労働力の確保	47
第6節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ	48
第5章 災害救助法の適用	49
第1節 災害救助法の適用申請	49
第2節 災害報告及び救助実施状況の報告	51
第6章 救助・救急・消防活動等	52
第1節 救助・救急活動の実施	52
第2節 行方不明者の捜索	54
第3節 消防活動の実施	55
第4節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置	57
第5節 水防対策	64
第7章 医療救護活動	65
第1節 医療救護活動拠点の設置及び派遣応援要請の連絡調整	66

第2節	緊急医療救護所等の設置	68
第3節	医療救護活動の実施	69
第4節	医薬品、衛生材料及び資器材の確保	71
第5節	負傷者の収容先の確保と重症者の搬送	71
第6節	被災者の保健対策	72
第7節	山間部における医療救護活動	74
第8章	交通・輸送対策	76
第1節	交通情報の収集、道路規制	76
第2節	緊急輸送道路等の確保	83
第3節	緊急通行車両の確認申請	84
第4節	車両、燃料の確保、配車	84
第5節	緊急輸送の実施	85
第6節	地域内輸送拠点の設置	86
第7節	臨時ヘリポートの開設	87
第9章	避難対策	88
第1節	避難の指示等	89
第2節	避難誘導	91
第3節	避難所等の開設	93
第4節	避難所の運営	96
第5節	感染症流行時における避難所運営	99
第6節	被災者の他地区等への移送	100
第10章	帰宅困難者対策	101
第1節	駅周辺の混乱防止策	101
第2節	一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ	102
第3節	事業所等における帰宅困難者対策	103
第11章	要配慮者等対策	105
第1節	要配慮者等への支援活動	105
第2節	避難行動要支援者の安否確認等	106
第3節	避難所の要配慮者に対する応急支援	107
第4節	協定福祉避難所の確保と移送	108
第5節	要配慮者への健康相談、生活支援相談等	108
第6節	要配慮者向け仮設住宅の供給と支援	108
第12章	生活救援活動	109
第1節	水の確保、供給	110
第2節	食糧の確保、供給	112
第3節	炊き出しの実施、支援等	114
第4節	生活物資の確保、供給	115
第5節	物資の受け入れ、仕分け等	117
第6節	金融対策	117
第7節	被災者相談	117

第13章	住宅対策	119
第1節	被災建築物の応急危険度判定	119
第2節	被災宅地の危険度判定	120
第3節	被災住宅の応急修理	121
第4節	応急的な住宅の確保	122
第5節	建設型応急住宅の用地確保、建設等	123
第6節	応急仮設住宅の入居者の募集、選定	124
第7節	市営住宅の応急修理	124
第14章	保健衛生・清掃活動	125
第1節	保健衛生活動	125
第2節	災害時トイレ対策	128
第3節	生活ごみの処理	130
第4節	災害廃棄物の処理	130
第15章	遺体の収容、火葬等	132
第1節	遺体の捜索、収容	132
第2節	遺体の検視、検案	134
第4節	遺体の火葬等	135
第16章	園児・児童等の安全確保及び文教対策	137
第1節	児童・生徒の安全確保、安否確認	137
第2節	園児の安全確保、安否確認	138
第3節	子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認	138
第4節	応急教育	139
第5節	応急保育	139
第6節	文化財の対策	139
第17章	ライフライン、公共施設等の応急対策	141
第1節	水道の応急対策	141
第2節	下水道の応急対策	142
第3節	電気の応急対策	142
第4節	ガスの応急対策	144
第5節	通信関係の応急対策	145
第6節	鉄道等の応急対策	151
第7節	道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策	154
第8節	社会公共施設等の応急対策	157
第18章	災害警備活動	159
第1節	警備体制の確立	159
第2節	防犯・防火活動への協力	160

第1章 応急活動体制

章の概要	地震が発生したときは、市域の震度や被害状況に応じて、適切な応急対策活動を行うために災害対策本部等を設置するとともに、必要な職員の配備を行う。 災害対策本部において、各部は定められた分掌事務に基づき応急対策活動を行う。 なお、勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合、大規模地震非常体制として職員は事前に定められた場所に参集する。
------	---

項 目	実施担当	
	市 担 当	関係機関等
第1節 活動体制の決定	関係各部	
第2節 災害警戒本部の設置	関係各部	
第3節 災害対策本部の設置	関係各部	
第4節 災害対策本部の運営	災对生活安全部、災対総務部、 災対契約資産部、関係各部	関係機関
第5節 職員の配備	災对生活安全部、関係各部	
第6節 勤務時間外に地震が発生した場合の措置	関係各部	

第1節 活動体制の決定

1 各部の警戒体制

市の各部は、地震が発生したときは、指令の有無に関わらず、警戒配備態勢相当の職員で警戒活動を行うとともに、活動状況等を生活安全部長に報告する。なお、報告は特に指示がない限り震度4以上の場合とする。

また、地震発生直後における市庁舎及び来庁市民等への対応については、「八王子市庁舎消防計画」に基づき実施するものとする。

2 現地情報収集班の設置

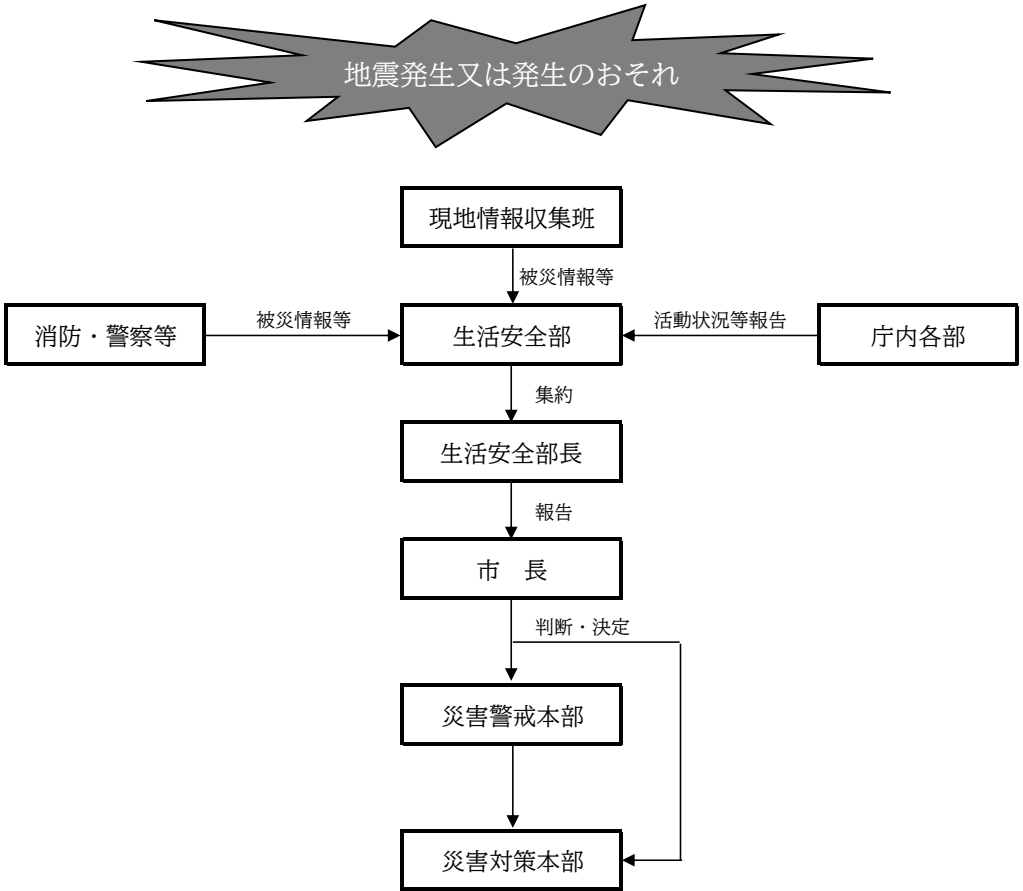
生活安全部長は、市域に災害が発生又は発生するおそれがあると判断したときは、活動体制や活動方針の決定及び被害が甚大な地区に活動資源を集中させるため、市民、消防署、警察署、消防団等から早期に情報を収集するとともに、現地情報収集班を市内各地に巡回させて初動対応に必要な情報を収集する。現地情報収集班が収集した被災情報等は生活安全部が集約し、生活安全部長又は防災課長が市長に報告する。

3 活動体制の決定

市長は、生活安全部長又は防災課長の報告により、応急対策等が必要と判断したときは、災害警戒本部又は災害対策本部の設置を決定する。

なお、災害警戒本部については、原則として市域の震度が5強以下で、比較的軽度の被害と予想さ

れる場合、若しくは初動体制として設置するものとする。



第2節 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置等

生活安全部長は、市長の指示に基づき、災害警戒本部を設置したときは、速やかに災害警戒本部員会議を開催し、職員の配備態勢及び活動内容等を決定する。なお、生活安全部長に事故があるときは、総務部長がこれを行う。

2 災害警戒本部の組織

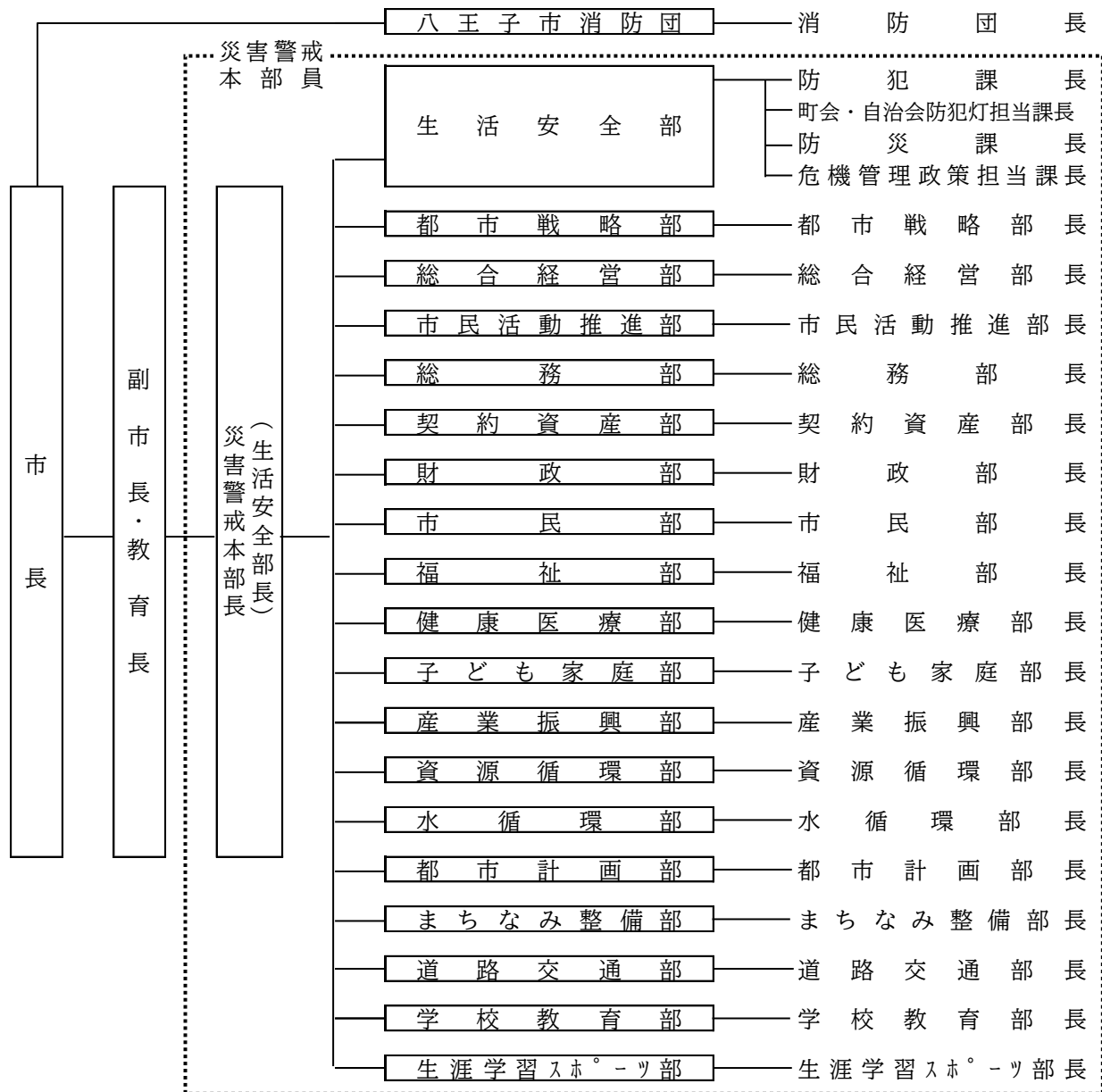
災害警戒本部は、生活安全部長を本部長とし、次の者を本部員とする。

災 害 警 戒 本 部 員	生活安全部長（本部長）
	都市戦略部長、総合経営部長、市民活動推進部長、総務部長、契約資産部長、財政部長、市民部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、産業振興部長、資源循環部長、水循環部長、都市計画部長、まちなみ整備部長、道路交通部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長、生活安全部防犯課長、同町会・自治会防犯灯担当課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長

災害警戒本部を構成する各部（本部員の部長が所掌する各部）は、生活安全部長（本部長）の指示、本部員会議の決定事項に基づき応急対策活動を行う。

なお、生活安全部長（本部長）は、災害対策上必要があると認める場合は、上記以外の部課長等を災害警戒本部員に加え、当該部課長等が所掌する部課を災害警戒本部に追加することができる。

八王子市災害警戒本部組織図



※ 担当部長は災害警戒本部員ではない。

注1) 災害対策本部の本部長は市長であるが、災害警戒本部の場合は比較的軽度の被害若しくは初動体制との位置づけから、生活安全部長が本部長として指揮をとる。(ただし、市長が災害対策の総括的な責任者であることは変わりなく、本部設置の最終決定権は市長である。)

注2) 災害の状況に応じ、関連する部課(部課長)を指名、追加する。全庁的な対応が必要なときは、市長の判断により災害対策本部に移行する。

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、市内における被害状況の把握と、局所的又は数地域の被害に対応する応急対策活動である。

主 な 活 動 内 容	○ 災害情報等の収集伝達 ○ 市域の被害情報の収集、東京都及び関係機関への伝達 ○ 消防、警察等による消火、救助活動の支援 ○ 医療救護所の開設と負傷者の搬送支援 ○ 避難所の開設と避難者への支援 ○ 市民への災害情報等の伝達 ○ その他必要な事項
----------------------------	--

4 活動状況等の報告

災害警戒本部の各部は、随時（報告時期について特に指示があったときはそれに基づき）活動状況等について生活安全部長へ報告する。

生活安全部長は、各部からの報告及び収集情報等を総合し、随時、市長へ報告する。

5 東京都への報告及び防災関係機関等との通信・連絡

東京都への報告及び防災関係機関等との通信・連絡については、状況に応じ、災害対策本部設置時に準じて行う。

6 災害警戒本部の廃止等

市長は、市域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害警戒本部を廃止する。また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第3節 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次の場合に、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本部を設置する。

- 市域で震度6弱以上の地震が発生したとき（自動発令）
- 市域に災害救助法の適用を要する地震が発生したとき
- 東海地震の警戒宣言が発せられ、災害が発生すると認められるとき
- その他、市長が必要と認めるとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、市庁舎内に設置するが、市庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、市長（本部長）の判断により、次の施設へ災害対策本部を移設する。

- | | | | |
|-------|-----------------|-------------|--------------|
| ○ 第1位 | 大横保健福祉センター | ：大横町 11-35 | Tel 625-9128 |
| ○ 第2位 | 東浅川保健福祉センター | ：東浅川町 551-1 | Tel 667-1331 |
| ○ 第3位 | 芸術文化会館（いちょうホール） | ：本町 24-1 | Tel 621-3001 |

2 現地災害対策本部の設置

市長（本部長）は、市内の特定の地域に被害が集中したことで、局地的または緊急的な応急対策活動拠点を設置する必要があると認めるときは、八王子市災害対策本部条例に規定する現地災害対策本部を設置する。

(1) 現地災害対策本部の組織

- 現地災害対策本部の長は、本部長が副本部長、本部付部門長又は本部員のうちから指名する。
- 現地災害対策本部の本部員は、本部長が本部員又は本部職員のうちから指名する。
- 現地災害対策本部の本部職員は、本部長が本部職員のうちから指名する。

(2) 現地災害対策本部の事務分掌

- 被災状況の調査確認及び災害対策本部への報告
- 災害現場における応急対策活動の指揮、関係機関との連絡調整
- 災害現場付近への広報、被災者ニーズの把握
- その他、災害対策本部の指示事項

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、災害現場付近にある市が管理する施設に設置する。ただし、避難所に指定されている施設は除く。

(4) 設置期間

緊急的な応急対策活動が終了するまでとする。

3 現地活動本部の設置

市長(本部長)は、災害現場で総合的且つ効果的な活動を行うために必要と認めるときは、現地活動本部を設置する。現地活動本部に責任者を置き、災害対策本部または現地災害対策本部との連絡調整、災害対応従事者の活動状況の把握と安全管理、その他災害現場で必要となる活動を行う。

災害対策本部構成

災害対策本部	
本 部 長	市 長
設 置 場 所	市庁舎内（代替施設あり）
設 置 基 準	地域防災計画による設置基準

現地災害対策本部	
本部長	副本部長、本部付部門長、本部員の中から災害対策本部長が指名
設 置 場 所	災害現場付近の市施設
設 置 基 準	局地的又は緊急的な応急活動拠点を設置する必要がある場合

現地活動本部	
本 部 長	本部員又は本部職員のうち災害対策本部長が指名
設 置 場 所	市職員が災害応急活動を実施している場所
設 置 基 準	災害現場で総合的且つ効果的な活動を行うために必要がある場合

4 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、市域について災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

生活安全部長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに東京都へ報告するとともに、市役所入口に標識を掲示又は撤去を行う。

また、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

通知及び公表先	担当	通知及び公表の方法
庁内各部室課	防災課	庁内放送、市防災行政無線、電話、行政情報ネットワーク（LAN等）、口頭等
東京都、消防署、警察署、その他関係機関	防災課	都防災行政無線、電話、FAX、E-mail等
近隣市町村	防災課	都防災行政無線、電話、FAX、E-mail等
市民	防災課 都市戦略部	市防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、ケーブルテレビ、コミュニティFM（※）、広報車、報道機関による報道等 ※ 臨時災害放送局が開設している場合を含む。
報道機関	都市戦略部	文書、FAX、電話、E-mail、ホームページ、口頭等

第4節 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長に事故があるときは、次の者が設置し、事後、速やかに市長の承認を得る。

設置、指揮 の順位	(1) 生活安全部担当副市長	(2) 生活安全部担当外副市長
	(3) 教育長	(4) 生活安全部長
	(5) その他先着上位の職員	

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の構成員は、次のとおりである。

区 分	担 当	主な任務
本 部 長	市 長	災害対策本部の事務を総理し、本部の職員を指揮監督する。
副 本 部 長	生活安全部担当副市長、 生活安全部担当外副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理するとともに、部門長として担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。
本 部 付 部 門 長	教育長	本部長、副本部長を補佐し、本部長、副本部長に事故があるときは、その職務を代理するとともに、部門長として担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。
本 部 員	市各部の部長（室長、担当部長、局長を含む）、消防団長、生活安全部防犯課長、同町会・自治会防犯灯担当課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長その他本部長が必要に応じ指名した職員	本部員会議を構成し、災害対策に係る協議を行うとともに、本部長の命を受け、担当部の職員を指揮監督する。 また、本部員のうち災対部長については、災対各部の分掌事項を統括する。
本 部 連 絡 員	本部員（各部長）が所属課長補佐・主査の中から指名した職員、関係機関からの連絡員	本部員会議の決定事項の連絡及び各部、関係機関間の事務レベルの調整等を行う。
本 部 職 員	各課長（課長級の職員がいない部、室、事務局は、部長級職員が本部職員を兼務）	本部員会議の決定事項及び本部員（部長）からの指示に基づき、所属職員を指揮監督する。また、部内の調整については各部の庶務担当課長が行う。
	その他の職員	上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

八王子市災害対策本部の組織図



注1) 部門長は担当部門の統括及び部門間の調整等を行う。

注2) 土木・復旧部門の各部は、災害初動期においては主に被災者の救助・救援を行う。

注3) 本部長は必要に応じて、上記本部員以外の市職員及び他機関の職員を本部員に指名することができる。

3 本部員会議

本部長は、必要に応じて本部員会議を開催し、市域の被害状況や各部の活動状況等の報告を受けるとともに、必要事項を協議し、活動方針等の決定を行う。

開催時期	○ 災害対策本部の設置後、本部長が必要と認めるとき
構成員	○ 本部長、副本部長、本部付、本部員 ○ 本部員に事故あるときは、当該部の庶務担当課長
本部員会議事務局	○ 災対生活安全部、災対総務部
協議事項	次の各事項に係る基本方針 ○ 職員非常配備態勢及びその廃止に関する事 ○ 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事 ○ 避難情報に関する事 ○ 災害救助法等の適用に関する事 ○ 東京都、他市町村及び公共機関に対する応援の要請に関する事 ○ 災害対策に要する経費の処理方法に関する事 ○ 業務継続計画の発動及び解除に関する事 ○ その他災害対策の重要事項に関する事

4 本部員会議室等の設置、資器材等の確保

災対契約資産部は、災害対策本部の設置が決定したときは、災対生活安全部及び災対総務部と連携し、次の措置を講ずる。なお、被害の状況により、本庁舎以外に災害対策本部を設置するときは、当該施設所管部がこれを行う。

区分	内容
本部員会議室等の設置	○ 本部員会議を開催する部屋の確保 ○ その他本部員会議事務局や関係機関等からの本部連絡員が使用する部屋などの確保
資器材等の確保	○ 防災関連の情報を整理した地図、資料等 ○ 住宅地図、その他地図類 ○ パソコン関連機材 ○ ホワイトボード等の表示装置 ○ コピー機等の複写装置 ○ カメラ、ビデオ、ICレコーダー等の記録装置 ○ 関係機関、協力団体等の連絡先リスト ○ 各種報告様式等 ○ その他必要資器材等

5 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「八王子市災害対策本部の分掌事務」のとおりであるが、被害状況に応じて他部の応援協力体制を図るなど柔軟な対応をとるため本部長の命により変更されることがある。

なお、災害対策本部等の本部体制が未設置な場合においても、災害予防や防御活動等の各種災害対応が必要な場合には、本分掌事務を準用し、関係各部が災害対応にあたるものとする。

※ 分掌事務の主な活動時期については、大規模災害が発生した場合を想定し、災害発生直後から時間経過（初動→応急→復旧→復興）に沿って整理している。

<主な活動時期>

～72時間	～1週間程度	～1ヶ月程度	1ヶ月以降
初 動	応 急	復 旧	復 興

八王子市災害対策本部の分掌事務（１）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災 対 生 活 安 全 部	生活安全部 選挙管理委員会事務局 監査事務局	○	災害対策本部の運営の総合調整に関すること				
		○	本部員会議等の庶務に関すること				
		○	防災会議委員その他防災関係機関との連絡調整に関すること				
		○	帰宅困難者対策に関すること				
		○	避難の指示その他本部長命令の伝達に関すること				
		○	災害救助法の適用に関すること				
		○	災害関連情報の収集の総括に関すること				
		○	報道機関への発表に関すること				
		○	防災無線の統制活用に関すること				
		○	東京都知事への要請、他市町村等との相互協力及び応援、並びに民間協力団体等への協力の要請に関すること				
		○	災害派遣受入れ用地確保に関すること				
		○	防犯対策に関すること				
		○	前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関すること				
		○	他の部の所管に属さないこと				
		◆	災害復興本部との連絡調整に関すること				
災 対 戦 略 部	都市戦略部 デジタル推進室 総合経営部 議会事務局	○	災害広報に関すること				
		○	報道機関との連絡調整に関すること				
		○	被害状況等の撮影及び記録に関すること				
		○	重要な情報システムの復旧及び機能確保に関すること				
		○	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関すること				
		○	市議会との連絡調整に関すること				
		○	職員の応援体制に関すること				
		○	国、東京都等への陳情に関すること				
		○	見舞者、災害視察者等の応接に関すること				
		○	本部長及び副本部長の健康管理その他支援業務に関すること				
		◆	復興方針の策定及び復興対策の総合調整に関すること				
災 対 市 民 活 動 推 進 部	市民活動推進部	○	避難所の開設及び運営に関すること				
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関すること				
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること				
		○	八王子周辺の大学等への協力要請に関すること				
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関すること				
		○	市民活動団体（NPO等）との協力に関すること				
		○	町会及び自治会に関すること				
		○	外国人への支援に関すること				
		○	女性に係る相談に関すること				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること				
		○	災害ボランティアセンターの運営の協力に関すること				
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること				
		○	避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関すること				
		○	災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置及び運営の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（２）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災対総務部	総務部	○	災害対策本部の運営の協力に関すること				
		○	災害救助法、その他災害関連法規に関すること				
		○	職員の安否確認、動員及び服務に関すること				
		○	職員応援の総合調整に関すること				
		○	災害対策従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関すること				
		○	災害派遣職員の受入れに関すること				
		○	合同慰霊祭等儀式に関すること				
		○	災害関連情報の収集の協力に関すること				
		○	災害広報の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対契約資産部	契約資産部	○	本庁舎の被害状況把握等に関すること				
		○	本庁舎本部事務室の配置及び器材配備に関すること				
		○	車両その他の輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること				
		○	危険建物、危険区域等の安全確保に関すること				
		○	災害対策に係る物品の調達及び工事の契約に関すること				
		○	災害対策に必要な用地等の総合調整に関すること				
		○	被災住宅の応急修理に関すること				
		○	応急仮設住宅の設営に関すること				
		○	市有建物の修理（他の部に属するものを除く。）に関すること				
		○	被災建築物応急危険度判定の協力に関すること				
		○	被災建物の解体（市が実施するものに限る。）に関すること				
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること				
		○	市の燃料の調達に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対財政部	財政部	○	被害状況の調査及び住家の被害認定調査の実施に関すること。				
		○	災害関連情報の整理及び提供に関すること				
		○	被害等に関する調査の総合調整に関すること				
		○	罹災証明書等の交付に関すること				
		○	租税の減免等に関すること				
		○	要搜索者名簿の作成の協力に関すること				
		○	災害対策に関する財政計画、予算及び決算認定資料に関すること				
		○	災害救助法適用に係る帳票調製に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対市民部	市民部	○	要搜索者名簿の作成に関すること				
		○	帰宅困難者対策に関すること				
		○	事務所の修理に関すること				
		○	被災者相談、要望等の受付に関すること				
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関すること				
		○	遺体収容所の設置及び運営に関すること				
		○	災害死亡者に係る情報の収集に関すること				
		○	遺体の火葬及び埋葬に関すること				
		○	被害状況の調査その他災害情報の収集の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（3）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災対福祉部	福祉部	○	救援救護対策の総合調整及び計画に関すること				
		○	災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること				
		○	日本赤十字社との連絡調整に関すること（医療に関するものを除く。）				
		○	救助物資の確保・調達の協力及び配布に関すること				
		○	義援金の受領及び配分の計画に関すること				
		○	災害弔慰金の支給及び災害援護資金等の貸付けの計画に関すること				
		○	高齢者、障害者等要配慮者の救助救援及び介護に関すること				
		○	福祉避難所の確保及び運営に関すること				
		○	被災者生活再建支援金の支給に関すること				
		○	要搜索者名簿の作成の協力に関すること				
		○	遺体の火葬、埋葬の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対健康医療部	健康医療部	○	医療救護対策に関すること				
		○	医療に係る救護所の設置及び運営に関すること				
		○	医療品、衛生材料及び資器材の調達に関すること				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること				
		○	保健対策の総合調整及び計画に関すること				
		○	防疫対策に関すること				
		○	災害時の動物対策に関すること				
		○	所管施設の災害予防及び復旧に関すること				
		○	災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置及び運営の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対子ども家庭部	子ども家庭部	○	園児等の救助救援、保護及び安否確認等に関すること				
		○	応急保育の実施に関すること				
		○	乳幼児及び児童に係る相談に関すること				
		○	避難所の運営の協力に関すること				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること				
		○	応急教育の協力に関すること				
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災対産業振興部	産業振興部	○	食品その他救援物資の確保、調達及び配布に関すること				
		○	農林業及び商工業の災害応急対策に関すること				
		○	観光客等対策に関すること				
		○	避難所の開設及び運営に関すること				
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関すること				
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること				
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営に関すること				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関すること				
		◆	産業に係る復興対策に関すること				
		◆	中小企業の復興支援に関すること				
		◆	被災者等の雇用対策に関すること				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（４）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災害資源循環・環境部	環境部 資源循環部	○	災害時の環境保全及び環境回復に関すること				
		○	生活ごみ・災害廃棄物の収集及び処理に関すること				
		○	被災地の消毒等防疫対策に関すること				
		○	遺族等による搬送が困難な遺体の搬送及び調整に関すること				
		○	倒壊建物生埋め等被災者の救出に関すること				
		○	重傷被災者等の搬送に関すること				
		○	応急給水の実施の協力に関すること				
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関すること				
		○	遺体の収容及び埋葬の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
水災循環部	水循環部	○	応急給水に関すること				
		○	災害時のトイレ対策に関すること				
		○	土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関すること				
		○	災害派遣受入れ用地確保の協力に関すること				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関すること				
災害都市計画・拠点整備部	都市計画部 拠点整備部	○	交通情報の収集及び交通輸送計画の立案に関すること				
		○	臨時ヘリポートの開設に関すること				
		○	被災者総合相談窓口の設置及び運営に関すること				
		○	災害時の交通規制の実施の協力に関すること				
		○	倒壊建物生埋め等被災者の救出の協力に関すること				
		○	重傷被災者等の搬送の協力に関すること				
		◆	都市復興基本方針等の策定に関すること				
		◆	市街地復興の対象区域の設定に関すること				
		◆	都市復興基本計画等の策定に関すること				
		◆	市街地復興に係る時限的市街地の形成に関すること				
		◆	その他都市復興対策の実施に関すること				
災害まちなみ整備部	まちなみ整備部	○	土砂災害警戒区域等、危険建物等の情報収集及び警戒に関すること				
		○	危険建物、危険区域等の安全確保に関すること				
		○	被災建築物応急危険度判定に関すること				
		○	被災宅地の危険度判定に関すること				
		○	市営住宅に関すること				
		○	被災者への住宅供給に関すること				
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保及び調整に関すること				
		○	倒壊建物生埋め等被災者の救出の協力に関すること				
		○	重傷被災者等の搬送の協力に関すること				
		◆	市街地復興に係る時限的市街地の建設及び運営に関すること				
		◆	建築制限の実施に関すること				
		◆	被災者の住宅復興に係る相談に関すること				
		◆	市街地復興の対象区域の設定の協力に関すること				
		◆	都市復興基本計画等の策定の協力に関すること				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（5）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災対道路交通部	道路交通部	○	道路、堤防、橋りょう等の被害状況把握に関する事				
		○	危険建物、危険区域等の安全確保に関する事				
		○	緊急輸送道路の確保に関する事				
		○	代替交通手段の確保に関する事				
		○	貸出用自転車の提供に関する事				
		○	水防活動に関する事				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関する事				
		○	土砂災害警戒区域等の警戒の協力に関する事				
		○	倒壊建物生埋め等被災者の救出の協力に関する事				
		○	重傷被災者等の搬送の協力に関する事				
		◆	市街地復興に係る時限的市街地の建設及び運営に関する事				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関する事				
		◆	都市復興基本計画等の策定の協力に関する事				
会 計 部	会計部	○	現金の出納及び保管に関する事				
		○	指定金融機関等との連絡調整に関する事				
		○	災害対策に係る決算に関する事				
災対学校教育部	学校教育部	○	避難所の開設及び運営に関する事				
		○	避難所の開設及び運営に係る総合調整に関する事				
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関する事				
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関する事				
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関する事				
		○	児童及び生徒の安否確認等に関する事				
		○	被災児童及び生徒の救護に関する事				
		○	被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事				
		○	応急教育に関する事				
		○	帰宅困難者の対応の協力に関する事				
		○	災害派遣職員の受入れの協力に関する事				
		○	避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関する事				
		○	臨時ヘリポートの開設の協力に関する事				
		○	被災者への応急給食の実施と食支援に関する事				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関する事				
災対生涯学習スポーツ部	生涯学習スポーツ部	○	避難所の開設及び運営に関する事				
		○	避難指示等発令時の避難誘導に関する事				
		○	避難所における被災者相談の受付及び対応に関する事				
		○	仮設住宅の入居希望者の受付に関する事				
		○	文化財等の被害状況把握及び保全に関する事				
		○	帰宅困難者の対応に関する事				
		○	災害ボランティアセンターの開設及び運営の協力に関する事				
		○	地域内輸送拠点の設置及び運営の協力に関する事				
		○	災害派遣受入れ用地確保の協力に関する事				
		○	遺体収容所の設置の協力に関する事				
		○	応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関する事				
		○	避難所における医療救護所及び応急給水所設置等、被災者救護及び支援の協力に関する事				
		○	臨時ヘリポートの開設の協力に関する事				
		○	学童保育所入所児童の救助救援、保護及び安否確認等に関する事				
		◆	所管事項に係る災害復興対策に関する事				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

八王子市災害対策本部の分掌事務（6）

部名	平常の行政組織	区分	分 掌 事 務	主な活動時期			
				初動	応急	復旧	復興
災 対 消 防 部	消防団	○	災害及び火災の警戒及び防御に関すること				
		○	救急救助に関すること				
		○	避難者の誘導に関すること				
		○	災害情報の収集及び伝達に関すること				
		○	行方不明者及び遺体の捜索に関すること				
		○	その他消防団活動に関すること				
各 部 共 通		○	部内職員の配備に関すること				
		○	緊急応援職員に関すること				
		○	所管施設、事項の被害調査に関すること				
		○	所管施設の応急復旧に関すること				
		○	部内の応援協力に関すること				
		○	本部長、部門長の指示に基づく他部の応援協力に関すること				

（注）区分の○印は災害対策本部の分掌事務を、◆印は災害復興本部の分掌事務を示す。

6 関係機関からの本部連絡員の派遣

市災害対策本部との連携を図るため、自衛隊、警察、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を本部員会議事務局に派遣するよう要請する。なお、各機関の本部連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡に当たる。

7 防災会議の招集

市域に災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、市及び防災関係機関相互の連絡調整のため必要があると認めるときは、市長（防災会議会長）は、防災会議委員を招集し、防災会議を開催する。

また、防災会議の委員は、同様に関係機関相互の連絡調整のため必要があると認めるときは、会長（市長）に防災会議の開催を要請することができる。

8 東京都本部派遣員の派遣

本部長は、東京都本部から要請され、東京都本部との連絡調整にあたる職員の派遣が必要と認める場合は、課長級以上の職員から派遣員を指名する。

9 公共空間の使用調整等

大規模な地震により、市域を超える広域的な被害が発生し、応急対策上重要となるオープンスペース等の利用調整について東京都本部が総合調整を行う場合、市はこれに協力する。

市は、オープンスペースの利用要望を東京都本部に提出するとともに、使用状況を取りまとめ、定期的に東京都本部へ報告する。

10 復旧活動拠点の確保

大規模な地震により、全国からの応援により人員・資器材の数が膨大になり、各事業者が確保する活動拠点では不足し、東京都本部が広域応援を受け入れるライフライン復旧活動拠点を確保する場合、

市はこれに協力する。

災対生活安全部は、復旧活動拠点の利用要望や使用状況を取りまとめ、東京都に報告する。

第5節 職員の配備

1 配備態勢

災害時の職員の配備態勢は、次表のとおりであるが、各態勢における各部の配備要員及び員数は各部長が定める。なお、災害の状況等により、特定の部又は課に対し、種別の異なる配備態勢を指示することがある。

態勢	配備基準	配備態勢	配備要員の目安
警 戒 態 勢	○ 市域に震度4の地震が発生したとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	各部課が所管する施設、事項等の被害の有無を確認するとともに、庁内相互及び関係機関との連絡活動等が円滑に実施できる態勢	左記に必要な各部の部課長、職員及び防災課職員
第1 非常 態 勢	○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき ○ 市域に地震で局地的災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	各部課・所が、それぞれ分掌する事務分野に応じ、小規模な応急措置をとり、救助活動、情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢	2～3割
第2 非常 態 勢	○ 市域に震度5強の地震が発生したとき ○ 市域に地震で数地域の災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	数地域についての救助救護活動を行い、また、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる態勢	6～7割
第3 非常 態 勢	○ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○ 市域に地震で激甚な災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき	市が有する組織・機能のすべてをもって対処する態勢	全職員

注1) 市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、全職員の配備が自動発令される。

注2) 各担当職員は、体感その他により市域に震度4以上の地震が発生したと推定したときは、気象庁の発表及び配備指示の伝達がないときでも震度相当の配備態勢をとる。

注3) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、防災課において連絡要員を確保し情報の収集にあたる。

2 配備指示の伝達

防災課長は、配備態勢の決定がなされたときは、各部に対し職員配備の伝達を行う。

各部長は、部内の伝達方法を定め、職員に対し周知徹底する。特に、勤務時間外に配備指示を受けたときも、所属職員に対し確実に伝達できるよう、事前に連絡体制を確立しておく。

3 任務分担

各部長は、災害対策本部の分掌に基づき、事前に所属職員の配備を区分して、任務分担を定めておく。なお、病弱者、身体不自由等で応急対策活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は、配備から除外することができる。

4 職員の配備及び報告

(1) 職員の配備

各部長は、次の点に留意し、職員の配備を行う。

職員配備の留意点	○ 災害に対処できる班編成等による配備 ○ 高次の非常配備態勢に移行できる措置 ○ 他部への応援要請の措置 ○ 職員交代方法等の措置 ※ 長期化した場合または見込みがある場合には、ローテーション等にも配慮する。
----------	---

(2) 職員配備の報告

各部は、所定の職員配備報告書に所属職員の配備状況を記録し、災対生活安全部に報告する。

災対生活安全部は、全体の配備状況をとりまとめ、本部長に報告する。

(3) 職員の服務

職員は、災害時には、次の事項を遵守する。

災害時の遵守事項	○ 配備についていないときも、災害情報、本部長指示に注意する。 ○ 勤務場所を離れるときは、所属長と連絡をとり、所在を明確にする。 ○ 状況に応じて不急の会議、行事、出張等を中止する。 ○ 正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せずに待機する。 ○ 市民に不安や誤解を与えないように、自らの言動には細心の注意をする。
----------	--

5 各部の配備職員

各部長は、平常時から配備態勢種別に応じた所管部の配備計画を作成し、生活安全部長に報告するとともに、職員に周知徹底を行う。人事異動等で計画内容に変更が生じたときは、その都度速やかに修正するとともに、生活安全部長に報告し、関係職員に周知する。

第6節 勤務時間外に地震が発生した場合の措置

市は、勤務時間外に市域に被害を及ぼす可能性がある地震が発生したときは、職員が一刻も早く参集し、災害に対処するために市の態勢を整える必要がある。このため、職員は次のとおり参集態勢をとり、震度等に応じて初動・初期応急活動を行う。

1 緊急応援職員

勤務時間外において、市域で震度6弱以上の地震が発生したときなどに、本来参集すべき職員が到着するまでの間、指定された避難所等の施設近くに居住する職員を緊急応援職員として参集させることで、迅速かつ的確な初動対応を行う。

参集対象施設	○指定された避難所
対象職員	○自宅から施設まで徒歩で概ね 30 分以内のところに居住する職員の中から指定
主な役割	○施設の被災状況収集 ○地域の被災情報収集 ○避難住民への対応 ○参集してきた一般、指定動員職員への引継ぎ ○本部長が災害対策上必要と認めたときは、避難所の開設
参集基準	○市域で震度6弱以上の地震が発生したとき（自動参集） ○参集する必要があると判断された場合
活動終了時期	○一般、指定動員職員が参集し、引き継ぎが終了したとき ○避難者がいないなど想定した事態に至らなかったとき

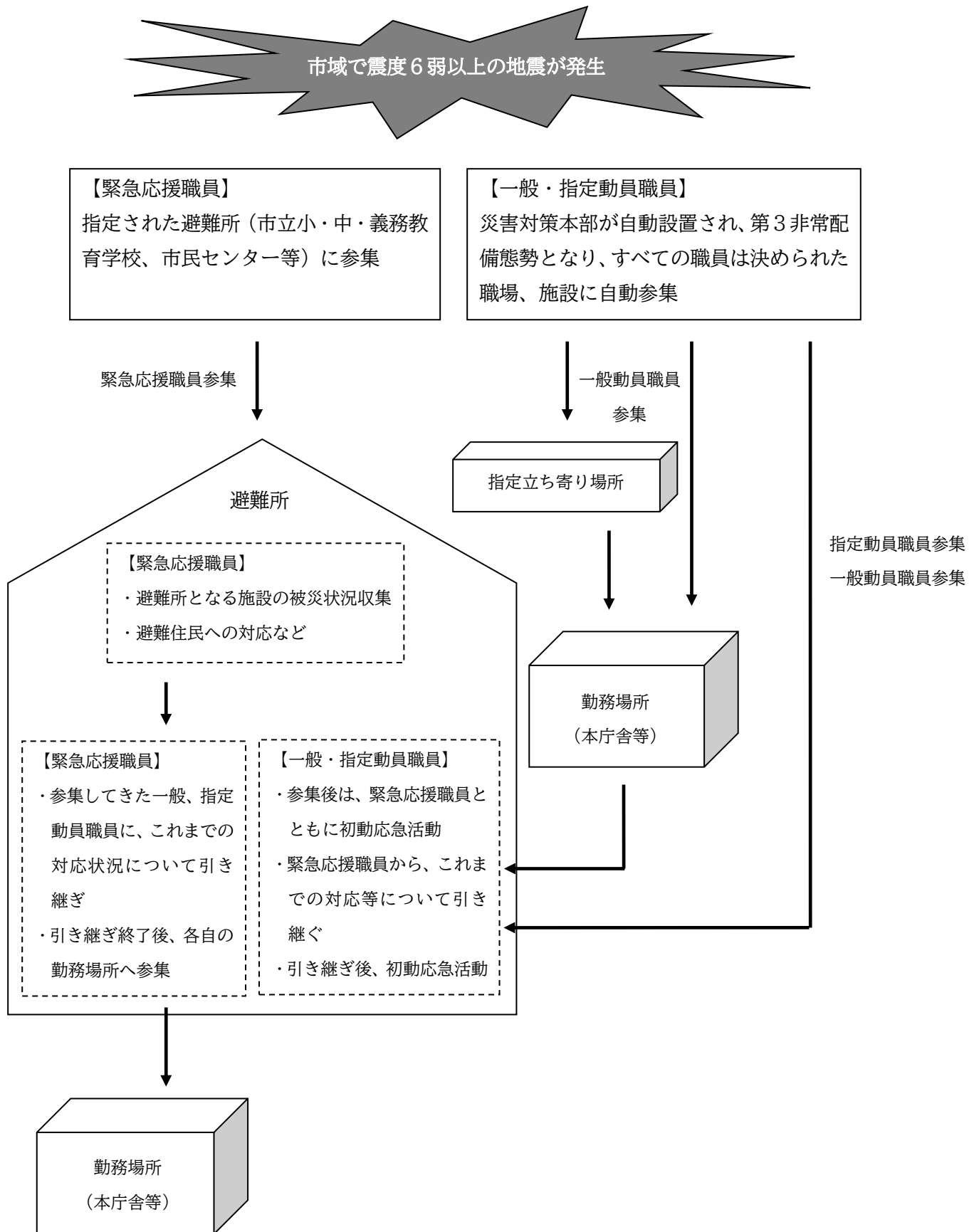
※ 必要に応じて大雨等の災害でも活用する場合があります。

2 一般・指定動員職員

職員は原則として、平常時の勤務場所へ参集する（一般動員）。ただし、避難所、緊急医療救護所等を所管する各部及び災害対策事務の遂行のため、平常時の勤務場所以外へ職員を派遣する必要がある部については、部長が事前にその要員と参集場所を指定しておき（指定動員）、指定動員職員はそれに基づき参集する。また、一般動員のうち、指定立ち寄り場所（平常時の勤務場所に参集する前に、事前に指定された施設に立ち寄り、情報を収集する場所）を定められた職員は、その立ち寄り場所で情報を収集する。

動員区分	一般動員職員	○ 平常時の勤務場所に参集する職員（指定立ち寄り場所が決められている職員は、当該場所を経由する） ※ 指定立ち寄り場所：平常時の勤務場所に参集する前に、事前に指定された施設に立ち寄り、情報を収集する場所
	指定動員職員	○ 避難所等を所管する部の職員で、平常時の勤務場所以外に参集する職員 ○ 各部で分掌する災害対策事務の遂行に必要なため、事前に部長から指定され、平常時の勤務場所以外に参集する職員

地震発生時の参集フロー図（例）避難所の場合



3 職員の動員(参集)・配備態勢

勤務時間外における職員の動員(参集)・配備については、勤務時間内の配備態勢に準じて行う。
(⇒ 第5節 第1項「配備態勢」参照)

4 自主参集

勤務時間外において、配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、該当職員は配備指示を待つことなく自主的に参集する。

自主参集時の留意事項	○ 状況により事前に定められた場所へ参集が不可能なときは、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、応急対策活動に従事する。 ○ 病気、けがなどやむを得ない状況によりいずれの施設にも参集不可能なときは、なんらかの手段によりその旨を所属長又は最寄りの施設の責任者に連絡する。 ○ 災害により緊急に参集するときは、各自食糧、飲料水等を持参する。 ○ 参集途上では、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後に参集場所の責任者に報告する。
------------	---

5 職員参集状況の報告

各部は、所属職員の参集状況を記録し、その累計を職員参集報告表により、生活安全部(災害対策本部設置時は災対生活安全部)へ報告する。

6 時間外に市域で地震が発生したときの体制等

勤務時間外に、市域に震度4以上の地震が発生した場合の体制及び活動手順等の内容は次のとおりである。

区分	内 容	
震度4	組 織 体 制	被害状況等により、市長が必要と認めるときは、災害警戒本部又は災害対策本部を設置する。
	職 員 配 備 態 勢	警戒配備態勢に準じた態勢をとる。ただし、防災課以外の配備要員は、防災課からの被害情報等を基に各所属長の判断で必要に応じて参集する。
	職員の参集場所	配備該当職員は、原則として、平常時の勤務場所へ参集し、被害の有無の確認及び情報連絡活動等を行う。
震度5弱	組 織 体 制	原則として、災害警戒本部を設置する。状況に応じて、市長が必要と判断する場合は災害対策本部を設置する。
	職 員 配 備 態 勢	原則として、第1非常配備態勢をとる。各部課長及び第1非常配備該当職員は直ちに参集する。
	職員の参集場所	指定動員職員は、あらかじめ指定された場所へ参集する。 その他の職員は、原則として平常時の勤務場所へ参集し、被害状況確認、情報連絡及び災害対策本部の分掌事務に応じた応急対策活動を行う。

区分	内 容	
震度5強	組 織 体 制	直ちに災害警戒本部を設置する。状況に応じて、市長が必要と判断する場合は災害対策本部を設置する。
	職 員 配 備 態 勢	原則として、第2非常配備態勢をとる。各部課長及び第2非常配備までの該当職員は直ちに参集する。 第3非常配備職員は、参集連絡があったら直ちに参集する。
	職員の参集場所	指定動員職員は、あらかじめ指定された場所へ参集する。 その他の職員は、原則として平常時の勤務場所へ参集し、被害状況確認、情報連絡及び災害対策本部の分掌事務に応じた応急対策活動を行う。
(震度6弱以上) (特別警報)	組 織 体 制	大規模地震非常体制をとる。 (⇒次項「大規模地震非常体制」参照)
	職 員 配 備 態 勢	
	職員の参集場所	

活動手順 (震度4) ↳ (震度5強)	○ 防災課長は、市域に震度4以上の地震が発生し、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、防災課職員に参集を命じるとともに生活安全部長へ報告し、その指示のもと必要な体制をとる。(震度5弱以上の場合、参集該当職員は、参集指示・連絡がなくても自主的に参集する。)
	○ 守衛室当直職員は、関係職員が参集するまでの間、生活安全部長又は防災課長の指示に従い、災害情報等の収受に当たる。 ○ 参集した職員は、各部ごとの参集状況を生活安全部長へ報告するとともに、初期応急対策活動を行う。

7 大規模地震非常体制（勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合の体制）

勤務時間外において市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、市域及び近隣地域で多大な被害が発生し、防災関連施設や職員等も被災することが想定される。さらに、交通機関や通信手段等の途絶、混乱により、職員が所定の場所に参集するまでに、多くの時間と困難を要することが予想される。

こうした事態に備え、発災初動期の混乱をのりきるために、勤務時間外において市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、通常の体制とは異なる大規模地震非常体制をとり、初期応急活動を行う。

(1) 大規模地震非常体制の内容等

大規模地震非常体制の区分と活動手順は次のとおりである。

区 分	内 容
組 織 体 制	直ちに災害対策本部を設置し（自動発令）、避難所を開設する。
職 員 配 備 態 勢	第3非常配備態勢をとる。（自動発令） 全職員は直ちに参集する。
職員の参集場所	○ 緊急応援職員：事前に指定された避難所 ○ 指定動員職員：各部において事前に指定された場所 ○ その他の職員：原則として平常時の勤務場所（指定されている者は、指定立ち寄り場所を経由）

	※ 状況により事前に定められた場所への参集が困難なときは、所属長へ連絡し、その指示のもと直近の市施設等へ参集する。
--	---

活動拠点	活 動 手 順
本 庁 舎 (災害対策本部)	○ 時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合、本庁舎へ参集する全職員は直ちに参集を開始する。 ○ 守衛室当直職員は、災害情報を収受したときは、直ちに防災課長又は防災課職員に連絡する。 ○ 守衛室当直職員は、市長及び関係職員が参集するまでの間、生活安全部長又は防災課長の指示に従い、災害情報等の収受に当たる。 ○ 災害対策本部員及び防災課職員等関係職員は、市長の指示に基づき参集次第、災害対策本部会議の準備を開始する。 ○ 本庁舎へ参集した職員は、各部ごとに参集状況を生活安全部長へ報告するとともに、避難所及び所管する市施設等と連携し、災害対策本部の分掌事務に応じた初期応急活動を行う。
本庁以外 の市施設	○ 施設の被害状況、電源、通信等の機能状況を調査する。 ○ 各部ごとに職員の安否、参集状況を把握して生活安全部長へ報告する。 ○ 災对各部の分掌事務に基づく初動対応を開始する。
避 難 所	○ 緊急応援職員等は、事前に指定された避難所へ参集後、直ちに施設の被災状況等を点検し、避難所開設の可否を判断し、避難所受入れが可能であれば準備を行うとともに状況を災害対策本部に報告する。 ○ 避難者が集まってきた場合には、混乱を抑え、野外の安全な場所に集合させるとともに、施設の安全を確認してから内部に避難誘導する。 ○ 避難所運営職員は、教職員等と連携し、災害対策本部の指示のもと、避難所の初期運営を行う。

※ その他の施設に参集する職員については、各部が事前に定めた活動手順及び災害対策本部の指示に従い、初期応急活動を行う。

※ 避難所運営職員：避難所主管部職員及び避難所主管部外で避難所の開設運営に携わる職員

(2) 初期応急活動の内容

初期応急活動の主な内容は、次のとおりである。

活動拠点	主 な 内 容
本 庁 舎 (災害対策本部)	○ 庁舎の機能確認と災害対策本部の設置、運営 ○ 参集途上の報告、調査員の派遣等による全市の情報収集 ○ 東京都、自衛隊、その他関係機関への応援要請、連絡 ○ 避難所の支援、緊急医療救護所、一時滞在施設等の開設手配 ○ 水、食糧等の緊急確保と搬送 ○ 道路交通の状況把握と緊急輸送道路の確保 ○ 防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、ソーシャルメディア、臨時災害 FM 放送等による市民への広報 ○ その他必要な事項

活動拠点	主 な 内 容
本庁以外 の市施設	○ 施設の機能確認 ○ 参集途上の報告、調査員の派遣等による施設周辺の情報収集 ○ 災害対策本部及び災対各部、関係機関等との連絡 ○ 初期消火、救助活動、負傷者の搬送等 ○ その他災害対策本部からの指示事項
避 難 所	○ 施設の機能確認と避難所の開設、初期運営 ○ 災害対策本部、関係機関等との連絡 ○ 避難者への食糧、生活物資等の供給 ○ 医療救護所等開設の支援 ○ 災害情報の避難者への広報 ○ その他災害対策本部からの指示事項

第2章 情報の収集、調査、報告等

章の概要	大規模な地震災害時には、効果的な応急対策活動を行うために、迅速かつ的確に被害の全体像を把握することが不可欠である。そのために情報連絡体制を確立して、迅速に被害情報等を収集、調査するとともに、これらを取りまとめて東京都へ報告する。 また、余震による二次災害を防止するためにも、危険な斜面や建物等の状況を把握し、必要に応じて安全措置や警戒を行う。さらに、災害救助法の適用や、被災者の罹災証明発行の基礎となる住家の被害認定調査を迅速に行う。
------	---

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 情報連絡体制の確立					関係各部	各関係機関
第2節 地震情報等の収集、伝達					災対生活安全部	
第3節 被害情報等の収集、報告					災対生活安全部、 災対財政部、関係各部	各関係機関
第4節 各種の被害調査					災対生活安全部、 関係各部	各関係機関
第5節 被害情報等のとりまとめ					災対生活安全部 災対財政部	
第6節 東京都、国への被害報告					災対生活安全部	東京都総務局
第7節 危険箇所情報等の収集等					関係各部	各関係機関
第8節 住家の被害認定調査					災対財政部	消防署

第1節 情報連絡体制の確立

1 連絡窓口の統一

災対各部及び関係機関は、災害時の相互連絡窓口の統一を図るため災害情報通信用電話番号を指定するとともに、通信事務従事者を配置し、通信連絡に従事させる。

なお、指定する電話番号は、原則として、N T Tに事前登録された災害時優先電話を発信用、それ以外の一般電話から受信用として指定する。

2 通信機能の確保

災対各部は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能確保に努める。

災対契約資産部は、電話・F A X等の通信施設・設備の機能確認を行い、停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置を行う。

また、通信設備のうち防災無線の機能確認は、災対生活安全部、災対契約資産部が連携して行う。

3 通信手段の活用

災害時には、次の通信手段を活用する。

主な通信手段		災害対策本部からの主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	関係機関等
	災害時優先電話	
	専用回線FAX	事務所
	行政情報ネットワーク(LAN等)、インターネット	庁内・各出先機関等
無線	東京都防災行政無線※1	東京都、関係機関、都内市町村
	市地域防災無線	市施設、避難所、市内関係機関、災害現場等
	市防災行政無線	屋外拡声子局及び戸別受信機で地域住民等や避難所等の公共施設へ一斉通報
	消防団無線	消防団
	携帯電話、衛星携帯電話	関係機関、災害現場等
口頭	連絡員による伝令	各部、市内関係機関等

※1 東京都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。災害の状況により東京都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。

4 代替通信機能の確保

市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を利用する。

(1) 他機関の通信設備の利用

災害対策基本法第57条、79条の規定に基づき、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、電波法（昭和22年法律第131号）第52条第4号に定める非常通信として、他機関の無線設備を利用して、通信の確保を図る。

利用 する 無線	○ 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象事務、鉄道事務、軌道事務、電気事業、鉱業を行う機関又は自衛隊の保有する無線 ○ 放送局の保有する無線 ○ 非常通信協議会の構成員の保有する無線 ○ その他無線局を有する機関の無線
----------------	---

(2) その他通信手段の活用

その他必要に応じて、伝令派遣、タクシー無線、アマチュア無線等を活用する。

(3) 防災無線の管理

災対生活安全部は、防災無線機器等の管理を行い、円滑な通信の確保に努める。

第2節 地震情報等の収集、伝達

1 地震情報等の収集、伝達

災対生活安全部は、地震を覚知したときは、地震計ネットワーク、東京都災害情報システム、テレビ等を利用し、市内や近隣地域の地震情報の収集を行うとともに、必要に応じて市長、副市長、関係各部長に報告、伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。

また、災害原因に関する重要な情報について、東京都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び市民等に周知する。

2 緊急地震速報の利用

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、可能な限り素早く知らせて被害軽減を図ることを目的としたシステムである。市は、この情報を最大限に利用して、これを覚知した場合は、ただちに庁内に伝えるとともに、危険回避のための対応力向上に努める。

3 異常現象の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

通報を受けた市長（災対生活安全部）は、東京都（総務局）及び気象庁に通報する。

第3節 被害情報等の収集、報告

1 関係各部の報告

関係各部は、速やかに関係機関、関係団体等と協力し、所管施設、所管事項を中心とした被害情報を収集するとともに、応急対策の活動状況とあわせて、災対生活安全部に報告する。

被害情報等の第一報は、地震発生後概ね1時間以内に行い、地震発生当日については、1時間ごとに定時報告を行う。

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 職 員	勤務時間内	初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	参集する際に見聞きした内容を報告する。
各 部	所属する職員が見聞きした情報を収集、整理し、災対生活安全部に報告する。	
災 対 生 活 安 全 部	東京都、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 消防署に市民通報の状況を問い合わせ、殺到しているときは、その状況を東京都及び総務省消防庁に報告する。	

2 災対財政部の概況調査、報告

災対財政部は、地震発生直後から本部長の指示の有無にかかわらず、被災地の被災状況など災害情報の収集を行い、災対生活安全部に報告する。また、効果的な応急対策活動を行うため必要があると認めるときは、本部長は災対財政部に被災地の現地調査を指示する。

3 新たな手法による情報収集

市は、被害情報の収集を行う際、必要に応じてドローン等を活用した直接目視による収集のほか、LINE等のSNSを活用して市民から情報収集を行う。

第4節 各種の被害調査

1 被害調査

関係各部は、災害の危険性が解消した段階で、被害等に関する調査の総合調整を担う災対財政部と連携のうえ、所管施設、所管事項等に関する被害調査を行う。調査結果は、災害対策本部から指示する期間内に災対生活安全部に報告する。

調査事項				担当部
被災調査	人的被害・ 住家被害	人的被害	死者、行方不明者	災対市民部
			負傷者	災対健康医療部
		住家被害	災対財政部	
	上下水道施設 関係被害	上水道被害		災対水循環部
		下水道被害		
	公共土木 施設被害	道路施設 の被害	市道	災対道路交通部
			市道以外	災対都市計画・拠点整備部
		河川・水路施設の被害		災対水循環部
		砂防施設関係の被害		災対水循環部、災対道路交通部
	医療機関の被害			災対健康医療部
	商工関係・農林水産関係被害			災対産業振興部
	教育関係被害	学校関係の被害		災対学校教育部
文化財の被害		災対生涯学習スポーツ部		
参集途上の見聞情報				各部
被災地概況調査情報				災対財政部
市民からの通報情報				災対生活安全部
市有施設 緊急点検	本庁舎の被害			災対契約資産部
	所管施設関係 の被害	施設の被害		各施設所管部
		施設利用者等の被害		
関係機関の 通報、問い 合わせ情報	公共交通機関 の被害	公共交通機関の被害		災対都市計画・拠点整備部
	都心、多摩地区、近隣市町村等の被害状況			

報告すべき事項	○ 災害の原因 ○ 災害が発生した日時 ○ 災害が発生した場所又は地域 ○ 被害状況（被害の程度は、認定基準に基づく） ○ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・ 災害対策本部の設置状況 ・ 主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資器材等） ・ その他必要事項 ○ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ○ その他必要な事項
---------	---

報告の種類		入力期限	入力画面
発 災 通 知		即 時	被害第一報報告
被害措置概況速報		即時及び東京都が通知する期限内	被害数値報告、被害箇所報告
要 請 通 知		即 時	支援要請
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災 害 年 報		4 月 20 日	被害数値報告

2 国への被害報告

災对生活安全部は、国の火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づき、市域で震度5強以上の地震が発生した場合は、第一報として、被害の有無は問わず可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

報告は、原則として電子メールで行う。ただし、電子メールが使用不能になるなどで当該方法により報告ができない場合は、迅速性を最優先に電話等通信可能な方法により報告する。

第7節 危険箇所情報等の収集等

関係各部は、災害発生の有無の確認、二次災害防止の観点などから、次の危険箇所等には特に留意して情報収集や警戒対応を行う。

1 土砂災害警戒区域等の危険箇所

災対まちなみ整備部、災対水循環部、災対道路交通部、災対産業振興部、災对生活安全部は、次の土砂災害警戒区域等の危険箇所の現地の状況を把握し、周辺の情報を収集して災害対策本部へ報告する。報告後、災害対策本部の指示により安全措置を行うが、緊急を要し、指示を待ついとまがないときは、必要な安全措置を行う。

土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 の 危 険 箇 所	○ 土砂災害警戒区域等（土石流）（災対水循環部・災対道路交通部・災対生活安全部） ○ 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）（災対まちなみ整備部・災対生活安全部） ○ 山地災害危険地区（災対産業振興部） ○ その他危険と認める箇所
-----------------------------------	---

2 危険建物等

災対まちなみ整備部、災対道路交通部は、余震により倒壊するおそれのある次の建物、ブロック塀等の状況を把握する。これら危険な建物やブロック塀には、危険標識設置や、立ち入り又は通行禁止などの安全措置を行う。

建物、ブロック塀 等の調査対象	○ 幹線道路沿道のもの ○ 小・中・義務教育学校通学路沿道のもの ○ 駅周辺地区 ○ その他担当部長が必要と認めるもの
--------------------	--

3 都心区等の情報

災対生活安全部は、東京都災害情報システム（DIS）やラジオ等を通じて、都心区、多摩地区、近隣市町村の事業所、学校等の被害情報や安心情報、交通途絶による帰宅困難者に関する情報等の収集を行う。これらの情報は、市の応急対策活動に活かすとともに、必要に応じて災対戦略部を通じて市民に周知広報する。

第8節 住家の被害認定調査

災対財政部は、大規模な地震災害で多数の住家が被災したときは、他部の職員を調査員として招集するとともに、消防署との連携及び東京都、近隣市町村等の応援協力を得て、迅速に調査体制を確立し、被災地の概況調査とは別に、住宅の応急修理や住宅供給のための基礎資料としての被害報告、罹災証明書の発行等のため、住家の被害認定調査を行う。

1 調査体制の確立

災対財政部は、次のような事前準備を行い、調査体制を確立する。

事前準備の内容	○ 調査実施計画策定 ○ 調査員の確保 ・市職員（財政部以外の職員も招集） ・他市町村への応援職員の派遣要請 ○ 調査備品等の準備 ・調査携帯品の調達、準備 ・「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（コピー）の用意 ・調査用地図の用意（住宅地図等） ・調査員運搬用車両の手配 ○ 参考資料の整理 ・被災建築物応急危険度判定による調査結果 ・消防署による火災の調査結果
---------	---

2 調査活動

(1) 調査方法

住家被害の判定は、国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて、あらかじめ定めた調査方法により行い、都本部に報告する。

(2) 判定基準

住家被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき行い、この判定に基づいて発行される罹災証明書が被災者支援策の判断材料の一つとして用いられていることから、的確性、公平性が要求される。そのため、判定が困難なときは、東京都や国に助言を求めるとともに、専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からの助言・協力を得て判定するなどして対応する。

(3) 被災者台帳、罹災証明書

災対財政部は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化して、罹災証明書の交付に備える。住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、罹災証明書交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。

住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成する。

なお、火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、消防署と連携を図る。

3 広報活動

災対財政部は、災対戦略部を通じて、住家の被害認定や罹災証明書の交付等に関する必要事項を広報する。

広 報 内 容	○ 調査の進捗状況 ○ 罹災証明の発行手続や発行時期、発行窓口、窓口受付時間等 ○ 第1次調査に不服のあるときの申請方法 ○ 罹災証明と被災証明・被災届出証明の相違点等（注1） ○ 住家被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等（注2）
---------	--

注1）罹災証明と被災証明・被災届出証明の相違点等について

被災証明書・被災届出証明書は、住家に限定せず「被災した事実」や「被災の届出があったこと」を証明するものであるため、被害の度合いは証明されない。

一方、罹災証明書は、災害対策基本法に基づき交付されるもので、災害によって住家が破損した場合に、被害状況を調査（住家被害認定調査）したうえで、「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水」の範囲で被害の度合いを証明するものであり、各種被災者支援策適用の判断材料として幅広く活用されている。

注2）住家被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等について

住家の被害認定調査は、災害救助法に基づき被害程度を判断するもので、罹災証明の発行など各種の被災者救済措置の基礎資料となるものである。

一方、被災建築物応急危険度判定は、法律に基づく制度ではなく、あくまで余震等による二次災害の防止を目的として、事前登録された建築士等が防災ボランティアとして一定の技術基準に基づき、被災建築物の安全性を判断するものである。

このように上記の調査は、その目的、性格が異なるため、その結果は直接関連しない。しかし、阪神・淡路大震災など過去の災害においては、例えば、市民が応急危険度判定で「危険」と判定されないと、被害認定で「全壊」と認められないと考えて、「危険」の判定を求めるなどの混乱が生じている。

第3章 災害広報・広聴

章の概要	大規模な地震災害時には、市民に対して混乱や二次的被害を防止するため、被害の状況、ライフライン施設の被害状況・復旧の見込み、生活関連情報等の正確な情報を提供するとともに、相談・要望・苦情などの広聴活動を実施する。
------	---

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 災害広報・広聴					災対戦略部	各関係機関
第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表					災対生活安全部、 災対戦略部	報道機関

第1節 災害広報・広聴

1 市民への広報活動

災対戦略部は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行う。関係各部は、広報活動に必要な情報、資料を災対戦略部に提供する。

時 期	広 報 内 容
地震発生直後	○ 地震・気象情報 ○ 出火防止及び初期消火の呼びかけ ○ パニック防止、デマ情報への注意呼びかけ ○ 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 ○ 避難情報及び避難の方法等 ○ 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況 ○ 要配慮者への支援、人命救助の呼びかけ ○ 被害状況や危険箇所に関する情報 ○ 学校等の措置状況 ○ 応急活動体制、応急対策活動の実施状況等
応急対策活動時	○ 地震、余震等の情報 ○ 建物倒壊・危険物流出等二次災害に対する避難指示 ○ 被害状況・道路交通状況等 ○ 避難所開設状況、医療機関の診療状況 ○ 食糧・飲料水の供給等の生活関連情報 ○ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 ○ 防疫・保健衛生措置状況 ○ 学校の休校・再開等の措置状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 防犯に関する注意喚起 ○ その他必要な事項

手 段	実 施 方 法
防 災 行 政 無 線	広報文を作成し、屋外スピーカー、戸別受信機、モバイルアプリを通じて市内全域又は必要に応じて地域別に放送する。
八 王 子 市 防災情報メール	登録者に災害情報を配信する。
広 報 車	必要に応じて市有車両、調達車両で出動・巡回し、広報を行う。
緊急速報メール	地震等災害発生時に該当エリア（市区町村単位）内にいる携帯電話に、一斉にメールで情報を配信する。
ソ ー シ ャ ル メ デ ィ ア	X（旧ツイッター）、LINEなどの情報を投稿・閲覧するインターネット上のサービスである。このサービスを利用し、防災情報メールに準じ、防災情報を投稿する。
市 職 員 に よ る 口 頭 伝 達	防災行政無線や広報車による広報活動では不十分と判断される地域に対し、無線機等を携帯した市職員が口頭で伝達する。 本庁管内地区は災対戦略部が、各事務所管内地区は各事務所が中心となり担当する。
ケーブルテレビ コミュニティ FM	ジェイコム東京、多摩テレビ及び八王子エフエムは、状況に応じて災害情報の広報活動を行う。
臨時災害 FM 放送	大地震などによる大規模災害が発生した場合に、市町村が開局する臨時の FM 放送局であり、周波数は、開局の都度、総務省により決定される。
その他テレビ等 の 放 送	必要に応じて、東京都が下記放送機関と締結している協定に基づき、東京都を通じて放送要請を行う。緊急やむを得ない場合は、直接放送機関に要請し、事後速やかに東京都へ報告する。 日本放送協会、TBSテレビ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、日経ラジオ社、Inter FM、日本テレビ、テレビ東京、フジテレビジョン、テレビ朝日、TOKYO MX、TBSラジオ&コミュニケーションズ、 ※ ラジオ・ライフラインネットワークによる放送 ライフライン6社（NTT 東日本、NTT ドコモ、KDDI、東京電力グループ、東京ガスグループ、東京都水道局）は、在京ラジオ7社（日本放送協会、TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE）と連携して構築している恒久的ネットワークにより、必要に応じて、被害状況、復旧状況などの情報を共有する。
広 報 紙 の 発 行	大規模な災害が発生したときは、速やかに臨時災害広報紙を定期的に発行するよう努める。 印刷した広報紙の配送やFAX送信等により市役所、各事務所、避難所等に配布し、各担当職員は被災者に対し掲示又は配布を行う。
八 王 子 市 ホームページ、 河 川 情 報 板	必要に応じて、災害関連情報、広報紙の内容等を掲載する。

2 被災記録の収集

災対戦略部は、広報活動とあわせて、災害に関する経過記録、写真記録及び資料収集等を行う。また、災対各部においても災害対応に伴う経過記録、写真記録等に努める。

3 関係機関の広報活動

市及び関係機関は、災害の状況に応じて相互に連携し、広報活動を行う。

関係機関名	主な広報内容
消 防	出火防止、初期消火の呼びかけ、救出救護及び要配慮者への支援 呼びかけ、火災・水災・避難指示等に関する情報、医療機関の診療情報等
警 察	災害情報、被害状況、交通規制、道路等の被害状況、今後の見通し、警備状況、犯罪の防止等
東京都水道局（多摩水道改革推進本部）	施設の被害状況、飲料水の確保状況、応急対策の基本方針、協力要請等
東京都下水道局（流域下水道本部）	施設の被害状況、復旧の見通し 下水道使用自粛、使用制限等
東京都生活文化スポーツ局	外国語による災害情報の提供
東京電力パワーグリッド	施設の被害状況、復旧の見通し、感電事故防止、避難時の漏電等による出火防止措置等
NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ	利用制限、仮設電話の設置、災害用伝言ダイヤル等の開設、復旧の見通し等
KDDI	通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請
東京ガスグループ	被害状況の提供（ガスの供給停止発生地域、復旧の見通し等） ○広報手段 テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体及び当社ホームページ、FAX等 ○周知活動 NHK、民放各社、地域のケーブルTV、FMに「マイコンメーター復帰方法」の映像を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客さまがご自身で復帰できるよう復帰操作をご案内する。ホームページ・ソーシャルメディア等では、大規模な地震災害発生時の都市ガス供給状況や、復旧進捗状況を地図上でお知らせする「復旧マイマップ」を掲載する。また、地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。
JR東日本、京王電鉄、高尾登山電鉄、多摩都市モノレール	災害情報、施設の被害状況、列車の運行状況・不通区間、運転再開の見通し等
中日本高速道路	応急対策の状況、交通規制、避難方法等
京王電鉄バス、西東京バス、神奈川中央交通	災害情報、車両の運行状況・不通区間、運転再開の見通し等

4 市民からの広聴活動

災害時には、被災者からの相談・要望・苦情などを受け、適切な措置を実施するとともに、市災害応急対策や復旧・復興計画に対する意見等を市の災害対応の参考とする。

第2節 報道機関との連絡調整及び報道発表

1 報道機関との連絡調整及び報道発表の準備

災対戦略部は、報道機関に対し、災害情報の提供・協力の要請を行う。その際、取材対応に関わる専門員を指定し、情報の一元化を図る。

また、市庁舎内に記者詰め所及び記者会見場を設置し、報道発表の準備を行う。

その際、情報の不統一を避けるため、発表内容の一元化を図る。

2 記者会見の実施

災対生活安全部は、災対戦略部と協力し、報道機関に対し、適宜、共同記者会見、資料提供等により災害情報の提供を行う。

発 表 者	内 容
本部長又は 災対生活安全部長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

第4章 応援要請

章の概要	大規模な地震災害が発生し、市だけでは対応できないときは、自衛隊、東京都、他市町村、民間団体、事業所等の応援活動が不可欠であり、そのために速やかな応援要請並びに受け入れを行う。 また、ボランティアや民間非営利団体（NPO）は、柔軟性やきめ細やかな特性をもち、行政とは異なる立場から被災者の救援等に多大な役割が期待される。このため、大規模災害においてボランティア等が効果的な活動を行えるように、その活動支援を行う。
------	---

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等					災対生活安全部、関係各部	自衛隊、東京都
第2節 東京都、他市町村等への応援要請					災対生活安全部、災対戦略部	
第3節 民間団体、公共的団体等への協力要請					災対生活安全部、関係各部	
第4節 ボランティア等の活動支援					災対福祉部、災対市民活動推進部、関係各部	市社協
第5節 労働力の確保					災対総務部、関係各部	東京都、東京労働局
第6節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ					災対生活安全部、関係各部	警察署、消防署、東京都

第1節 自衛隊派遣要請、受け入れ等

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、都知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

1 派遣要請依頼

市長（災対生活安全部）は、都知事に自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、必要な事項を明らかにし、電話等をもって早急に連絡し、事後速やかに文書を提出する。

ただし、通信の途絶等により都知事に連絡できないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に直接通知することができる。

要請依頼先	東京都災害対策本部	
依 頼 に 必 要 な 事 項	○ 災害の状況 ○ 派遣を希望する期間 ○ その他参考となる事項	○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容

部隊名等	時間内連絡先	時間外連絡先
陸上自衛隊第1施設大隊 (東京都練馬区)	第3係主任又は連絡幹部 048(460)1711 内線 4830・4832	部隊当直司令 048(460)1711 内線 4898
航空自衛隊 (作戦システム運用隊) (横田)	企画部長又は防衛班長 042(553)6611 内線 2259・2604	作戦システム運用隊 当直 042(553)6611 内線 2348

2 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

自衛隊の 活動内容	○ 被害状況の把握	○ 避難の援助	○ 避難者等の搜索援助
	○ 水防活動	○ 消防活動	○ 道路、水路の啓開
	○ 応急医療、救護、防疫	○ 人員及び物資の緊急輸送	○ 被災者生活支援
	○ 救援物資の無償貸付、譲与	○ 危険物の保安、除去	○ その他臨機の措置等

3 自衛隊の自主派遣

防衛大臣又はその指定する者並びに自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、都知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を派遣し、救援活動を実施することができる。

4 派遣部隊の受け入れ

災対生活安全部は、自衛隊の派遣が確定したときは、関係各部と連携し、次の受け入れ体制を準備する。

項目	内容
連絡窓口	災対生活安全部から連絡担当者を定め、自衛隊に連絡員の派遣を要請し、連絡窓口を一本化する。
受け入れ準備	○ 応援を求める作業についての計画を作成する。 ○ 関係各部と連携し、必要な資器材を準備する。 ○ 関係各部と連携し、作業に関係する施設の管理者等の了解を得る。 ○ 災対都市計画・拠点整備部に連絡し、ヘリポートの開設準備を要請する。
派遣部隊活動拠点	○ 上柚木公園 ○ 北野多目的広場 ○ 富士森公園 ○ 滝ガ原運動場 ※ 状況に応じて、自衛隊以外の活動拠点として活用する。

5 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担する。2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

経 費 の 負 担 範 囲	○ 必要な資器材等の購入費、借上料及び修繕費 ○ 宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料 ○ 宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等 ○ 天幕等の管理換に伴う修理費 ○ その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。
------------------	---

6 撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収を要請するときは、都知事及び派遣部隊長と協議の上行う。

第2節 東京都、他市町村等への応援要請

1 受援総括班の設置

他自治体等への応援要請及び応援職員の受入れ（以下「受援」という。）業務を一元的に対応する専門部署として、受援総括班を設置する。

なお、受援総括班の構成及び業務の詳細については、八王子市災害時受援応援計画において、別途定めることとする。

2 東京都への要請

市長は、必要に応じて都知事に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

要 請 先	東京都本部（人員調整部門）
要 請 方 法	「応援要請シート」により応援を要請する 「応援要請シート」により応援を要請するいとまがないときは、電話等により東京都本部（人員調整部門）あてに口頭で要請し、後日速やかに提出する
要 請 事 項	○ 要請人数 ○ 期間 ○ 集合場所 ○ 活動内容 ○ 活動場所 ○ 応援職員に求める要件（職種、資格、経験） ○ 必要な資機材等

3 国の機関への要請

市長は、必要に応じて指定地方行政機関の長に対し、災害対策基本法第 29 条の規定に基づく職員の派遣を要請する。また、必要に応じて都知事に対し、指定地方行政機関職員の派遣について、災害対策基本法第 30 条の規定に基づくあっせんを求める。

要 請 先	指定地方行政機関又は東京都災害対策本部
伝 達 方 法	文書（緊急のときは無線等で行い、事後文書送付）
伝 達 事 項	○ 災害の状況および派遣を要請する理由 ○ 派遣を要望する期間 ○ 派遣を希望する区域および活動内容 ○ その他参考となるべき事項

4 他市町村への要請

市長は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づく各種応援を要請する。

5 派遣職員の経費負担

法令に基づく国、東京都及び他市町村からの派遣職員に対する経費負担は、災害対策基本法施行令 18 条に基づき行うが、その概要は次のとおりである。

区分	給与等の種別	経費負担	支払者
国	俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、特勤勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、公務災害補償又はこれらに相当するもの	国が派遣した職員に対して支給した額及び共済組合の事業に要する費用で国が負担した負担金のうち派遣職員の額について、派遣を受ける市が負担	国が支給
	退職手当、退職年金、退職一時金、共済制度による給付	国が負担	
	通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給夜勤手当、宿日直手当、義務教育教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当又はこれらに相当するもの、災害派遣手当、旅費	市が負担	市が支給
東京都・区市町村	給料、手当（退職手当を除く）、旅費	市が負担	派遣した東京都・区市町村が支給
	退職手当、退職年金、退職一時金	派遣した東京都・区市町村が負担	

第3節 民間団体、公共的団体等への協力要請

1 民間団体等への協力要請

市は、必要に応じて民間団体、事業所等へ協力要請を行う。

要 請 内 容	☐ 非常通信、情報提供 ☐ 救助・救急活動 ☐ 医療救護活動、医薬品等の供給 ☐ 食糧、生活物資、飲料水、生活用水の供給 ☐ 燃料、搬送用自動車、建設資器材、労務等の提供 ☐ その他市が行う応急対策活動への協力支援
要 請 方 法	協定を締結している場合は、その定めるところによるが、緊急を要する場合は、次の事項について、把握できた範囲で口頭又は電話で要請する。 ☐ 活動の内容 ☐ 協力を希望する人数 ☐ 調達を要する資器材等 ☐ 協力を希望する地域、期間 ☐ その他参考となる事項

2 公共的団体、自主防災組織等への協力要請

公共的団体とは、赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所等をいう。

市は、必要に応じて関係各部と連携し、公共的団体、自主防災組織へ協力要請を行う。

協 力 業 務	☐ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合、市及び関係機関に連絡すること ☐ 災害に関する予警報その他情報を地域住民に伝達すること ☐ 震災時における広報広聴活動に協力すること ☐ 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること ☐ 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること ☐ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること ☐ 被災状況の調査に協力すること ☐ 被災区域内の秩序維持に協力すること ☐ 罹災証明書交付事務に協力すること ☐ その他の災害応急対策業務に協力すること
---------	--

第4節 ボランティア等の活動支援

1 災害ボランティアセンターの設置

災対福祉部は、必要に応じて市社協に対し、一般ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置を要請するとともに、市社協との協働により運営を行う。

災害ボランティアセンターの主な役割は、次のとおりである。

設 置 場 所	☐ こども科学館
災害ボランティアセンターの役割	☐ ボランティアの募集・受け付け ☐ 市及び市民からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 ☐ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ☐ ボランティア活動用のスペース・資器材の確保 ☐ ボランティア連絡会議の開催 ☐ 市との連絡調整 ☐ その他ボランティア活動について必要な活動

2 一般ボランティアの活動支援等

一般ボランティアの活動支援を必要とする部は、災害ボランティアセンターに要望等を連絡する。
なお、一般ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

一般ボランティアの活動内容	○ 災害情報、安否情報、生活情報の収集、伝達 ○ 避難所生活者の支援（水汲み、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け及び配送） ○ 在宅者の支援（高齢者の安否確認、食事、飲料水の提供） ○ 地域内輸送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付、輸送） ○ 被災地外からの応援者に対する地理案内 ○ 災害廃棄物等の撤去 ○ その他被災者の生活支援に必要な活動
---------------	--

3 東京都の登録ボランティア等の活動

東京都は「東京都防災ボランティアに関する要綱」（平成7年5月）に基づく応急危険度判定員、防災（語学）ボランティア及び被災宅地危険度判定士の確保、「東京都建設防災ボランティア制度」に基づく建設防災ボランティアの確保に努めている。

関係各部は、必要に応じて、これら事前登録ボランティアの支援要請を行う。

《東京都の登録》 [市担当部]	要 件	活動内容
《応急危険度判定員》 [まちなみ整備部]	建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住、又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
《防災（語学）ボランティア》 [市民活動推進部]	一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
《建設防災ボランティア》 [道路交通部]	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握
《被災宅地危険度判定士》 [まちなみ整備部]	盛土規制法施行令第22条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施

また、警視庁、東京消防庁、日赤においてそれぞれ事前登録されたボランティアは、自主的に活動を行う。

《 登録 》 [機関名]	要 件	活動内容
《 交通規制支援 ボランティア 》 [警 視 庁]	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動
《 東京消防庁 災害時支援 ボランティア 》 [東京消防庁]	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ、震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 3 元東京消防庁職員 4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	1 災害時 東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。 2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。
《 東京都赤十字 ボランティア 》 [日赤東京都支部]	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
《 地域赤十字 奉仕団 》 [日赤東京都支部]	地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所等において被災者等への支援活動の実施
《 特別赤十字 奉仕団 》 [日赤東京都支部]	学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
《 赤十字個人 ボランティア 》 [日赤東京都支部]	日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

4 その他の専門ボランティアの活動

その他の専門ボランティアは、関係各部が受け入れ等の対応を行う。

専門ボランティアの活動内容は、次のとおりである。

その他の専門 ボランティア の活動内容	○ 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等） ○ 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等） ○ 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等） ○ 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等） ○ 通訳ボランティア（八王子国際協会 語学ボランティア、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者等） ○ その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
---------------------------	--

5 市民活動団体（NPO等）への活動支援等

災対市民活動推進部は、災対福祉部と連携し、NPOなど市民活動団体に関する連絡調整、受け付け、活動支援等を行う。

第5節 労働力の確保

各部が行う災害対策のために必要な労働者については、市職員や防災関係機関、民間との連携協力により確保することが基本であるが、市独自で確保が困難若しくは不足を生じる場合は、必要とする人員を災対総務部がとりまとめ、次の方法で確保する。

1 雇上

災対総務部は、職業安定所及び公益財団法人東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターに協力をもとめ、雑役土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速かつ、確実に雇上げる。

賃金は、公共事業設計労務単価表による。

2 労務供給の要請

災対総務部は、所要人員を東京労働局及び公益財団法人東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターに労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）を要請する。

労務供給を要請した部は、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、労働者の引き渡しを受ける。なお、作業終了後においても、待機場所又は適宜の交通機関までの労働者の輸送について協力するものとする。

賃金は、労務供給を要請した部においてあらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後直ちに労働者に対し支払うものとする。

3 退職職員への協力要請

市は、不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。

第6節 緊急援助隊等の応援等の受け入れ

市長（本部長）は、応援の申し出を受け、受入れる必要があると認めるときは、連絡員を指名し、受入れ体制を確保する。災対生活安全部は、応援隊の案内や配置、活動拠点の提供等に努める。

なお、大規模災害発生時、東京都は、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の応援部隊の派遣を速やかに要請し、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各機関と緊密に連携を図ることとしている。また、東京都は、平常時から防災訓練等を通じ在日米軍や海外からの救援部隊の受入体制の整備に努めることとしている。

第5章 災害救助法の適用

章 の 概 要	大規模な地震災害時の災害救助は、災害救助法により国の責任において行われる。ここでは、災害救助法の適用基準、災害救助の内容、手続き等について明示する。
------------------	--

項 目	活動時期				実施担当	
	初 動	応 急	復 旧	復 興	市 担 当	関係機関等
第1節 災害救助法の適用 申請					災対生活安全部	東京都総務局
第2節 災害報告及び救助 実施状況の報告					災対生活安全部、 災対財政部、関係各部	東京都総務局

第1節 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

市長（災対生活安全部）は、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。その場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって連絡し、後日改めて文書を提出する。

災 害 救 助 法 の 申 請 事 項	○ 災害発生の日時及び場所 ○ 災害の原因及び被害の状況 ○ 適用を要請する理由 ○ 適用を必要とする期間 ○ 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置 ○ その他必要な事項
---------------------------	--

2 適用申請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに都知事に報告する。その後の処置に関しては、都知事の指揮を受ける。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 150 世帯以上	第1項第1号
(2) 都内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	都内 2,500 世帯以上 かつ 市 75 世帯以上	第1項第2号
(3) 都内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	都内 12,000 世帯以上 かつ ※ 市多数	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	※ 多数	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

注1) ※印の場合は、都知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

4 救助の実施者

災害救助法による救助業務は、都知事が実施者となるが、都知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うこととすることができる。また、市長は、その他の事務についても、都知事が行う救助を補助するものとする。

なお、災害救助法が適用されない小規模な災害については、災害対策基本法第5条に基づき市町村の責務として市長が応急措置を行うこととなる。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類は、次のとおりであり、救助は現物で行うことが原則であるが、都知事が必要と認めたときは、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

なお、救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村や関係機関に通知することとなっている。災害救助の程度、方法及び期間について特別な事情があるときは、その基準の変更を申請できる。申請は都知事に対して行うが、期間の延長は定められた救助期間内に行う必要がある。

救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

救助の種類	○ 避難所及び応急仮設住宅の供与 ○ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 ○ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 ○ 医療及び助産 ○ 被災者の救出 ○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ○ 被災した住宅の応急修理 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬 ○ 死体の搜索及び処理
-------	--

第2節 災害報告及び救助実施状況の報告

災害救助法に基づく災害報告には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があり、市長（災対生活安全部）が、その都度、都知事に報告する。

また、災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、救助種目ごとに帳票の作成が義務づけられている。このため関係各部は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録・整理し、市長（本部長）に報告する。災対財政部は、関係各部からの報告に基づき所定の帳票調製を行う。

第6章 救助・救急・消防活動等

章の概要	大規模な地震が発生したときは、建物の倒壊等により、多数の者が生き埋めになるなどの事態が発生する。市は、これらの被災者を救助するため救助班を編成し、出動する。救助班は、災対消防部（消防団）、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、救助・救急活動を行う。行方不明者は、警察署が市と連携して把握し、関係機関等の協力を得て搜索活動を行う。 また、消防署、災対消防部（消防団）、市民、自主防災組織、事業所等は、同時多発火災が発生し、延焼火災に至らぬように、出火防止、初期消火等に努めるとともに、危険物、有毒ガス等の漏えいなどの拡大防止を図る。
------	--

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 救助・救急活動の実施					災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部、災対消防部	自衛隊、警察署、消防署、建設業協会、市民、自主防災組織、事業所
第2節 行方不明者の搜索					災対市民部 災対消防部	自衛隊、警察署、消防署、自主防災組織
第3節 消防活動の実施					災対消防部	消防署、市民、自主防災組織、事業所
第4節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置					災対生活安全部、災対市民活動推進部、災対生涯学習スポーツ部、災対学校教育部、災対消防部、災対健康医療部、災対産業振興部	東京都、警察署、消防署、自主防災組織、事業所、国、J R貨物
第5節 水防対策					災対水循環部、災対道路交通部、災対生活安全部、災対消防部	関東地方整備局、東京都建設局（南多摩西部事務所）、消防署、警察署

第1節 救助・救急活動の実施

1 救助情報の収集

建物や崩壊土砂等の下敷きになっている要救助者を発見した者は、市、消防署、警察署等へ通報する。

2 市の救助活動

(1) 救助班の編成等

災対資源循環・環境部は、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部及び災対道路交通部とともに、災害の規模、状況等に応じて救助班を編成し、救助情報等に基づき災害現場に出動する。

災対消防部（消防団）は、各地域において自主防災組織や付近の住民の協力を得て、救助活動を行う。

(2) 救助活動の実施

救助班の班長は、救助資器材等を活用し、災対消防部（消防団）、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。建設重機や救助用器具などが必要なときは、建設業協会等に協力を要請する。

(3) 応援要請

市の救助班だけで救助が困難なときは、災対生活安全部を通じて、消防署、警察署、自衛隊等に応援を要請する。

消防署、警察署、自衛隊等の救助活動専門部隊が到着したあとは、現場指揮者の指示に基づき、救助者の搬送、付近の交通整理など、必要な活動に従事する。

(4) 情報提供

市は、人命救助活動の円滑化を図るため、東京都に安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

※ 市が提供可能と判断した情報に限る。

3 消防署・警察署の救助活動等

消防署、警察署は、災対消防部（消防団）、市の救助班、自主防災組織等と連携・協力し、被災者の救助活動等を行う。

機関名	救 助 活 動 内 容
消防署	○ 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。 ○ 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。 ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 警察署、自衛隊、東京DMA T、消防団、自主防災組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。 ○ 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、関係防災機関との情報交換等を行う。 ○ 市本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。
警察署	○ 救出救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 ○ 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動にあたっては、重機类等装備資器材等を有効に活用する。 ○ 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○ 消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救助に万全を期する。

4 市民、自主防災組織、事業所の救助活動

市民、自主防災組織、事業所は、二次災害の発生に注意しながら、連携して地域及び事業所内の被害状況を把握し、要救助者の発見に努める。

建物や崩壊土砂等の下敷きとなっている者を発見した場合は、救出・救助資器材等を活用し、可能な限り協力して救助を行うとともに、消防署、警察署等へ通報し、救助隊が到着したときは、その指示に従い救助・救急活動に協力する。

5 救急活動

市の救助班（災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部）及び災対消防部（消防団）は、自主防災組織や付近の住民の協力を得て、被災現場から最寄りの緊急医療救護所まで救助者を搬送する。

重症者などを後方医療施設へ収容する必要があるときは、緊急医療救護所統括者の指示を仰ぐ。

第2節 行方不明者の搜索

1 行方不明者の把握

警察署は、市（災対市民部）と協力し、所在を確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼の受け付けを行い、要搜索者（行方不明者）の名簿を作成する。

行方不明者名簿の作成要領	○ 災対市民部は、相談窓口や被災現場からの要搜索者情報を名簿に整理する。 ○ 名簿には、要搜索者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴を、可能な限り詳細に記録する。 ○ 名簿は、市と警察署で相互に連絡をとり、共有化を図る。 ○ 災対市民部は、要搜索者名簿を避難者名簿、診療記録簿、その他市で把握する安否情報等と照合し、その結果を警察署へ連絡する。
--------------	---

2 行方不明者の搜索

警察署は、要搜索者名簿に基づき、消防署、自衛隊、災対消防部（消防団）、自主防災組織等の協力を得て、搜索活動を行う。

搜索活動	○ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。 ○ 搜索活動中に行方不明者又は遺体を発見したときは、直ちに警察署に連絡し、警察署は搜索依頼者に連絡する。 ○ 発見した遺体は、災害対策本部の指示により遺体収容所に収容する。（⇒ 第15章「遺体の収容、火葬等」参照） ○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。
------	--

第3節 消防活動の実施

1 基本方針

地震発生時における同時多発火災に対応する基本方針は、次のとおりである。

基本方針	○ 消防署、災対消防部（消防団）は、多数の人命を守ることを最重点とした消火活動を行う。 ○ 市民、自主防災組織、事業所は、自らが出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 ○ 危険物を取り扱う事業所では、二次災害の防止に努める。
------	---

2 消防署の活動

(1) 消防署の活動態勢

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、第九消防方面本部に方面隊本部、八王子消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、災害に即応できる体制を確保している。

発災時には、これらの各本部が次の発令基準により震災消防活動態勢を確立する。

発令基準	活動態勢
震災第一非常配備態勢	東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	1 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 2 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(2) 関係機関等との連携

東京消防庁は、地震発生後の消防活動に際し、市、警察、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド等の関係機関との連携を強化して情報交換等を行い、ガス漏れ、通電再開による出火、放火等の事態を防止する。

(3) 消防活動の方針

消防署の震災消防活動方針は以下のとおり。

活動方針	○ 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
------	--

(4) 消防応援

東京消防庁及び災対消防部（消防団）は、地震による同時多発火災等が発生し、運用可能な消防力で対応が困難なときは、消防組織法第 39 条に基づき消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、任務を遂行する。

3 災対消防部（消防団）の活動

災対消防部（消防団）は、災害発生後、直ちに市本庁舎防災課内に団本部を設置する。各分団は、指定の部に分団本部を設置する。また、各分団員は、各所属部に参集する。活動に際しては、災対消防部長（消防団長）の命に従い、消防署等の関係機関と連携し、地域の実情に合わせた活動を行う。

災対消防部（消防団）の基本的な活動内容は、次のとおりである。

災 対 消 防 部 （消防団）の 活 動 内 容	○ 発災と同時に付近の住民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行うとともに、出火が認められたときは、住民と連携して初期消火を行う。 ○ 消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集と伝達を行う。 ○ 消防署隊と連携して消火活動、避難路等の防護活動を行う。 ○ 救助器具を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。 ○ 避難指示等が出されたときは、住民への伝達と避難者の安全確保、避難場所の防護活動を行う。
--------------------------------	---

4 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生したときは、街頭消火器やスタンドパイプなどを活用した初期消火活動を行う。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防署、災対消防部（消防団）が到着したときは、その指示に従う。

5 事業所の活動

事業所は、火災が発生したときは、関係機関への通報、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

事 業 所 の 消 火 活 動 等	○ 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動 ○ 必要に応じた従業員、顧客等の避難 ○ 消防及び市への通報 ○ 周辺住民に対する必要な情報の伝達 ○ 立ち入り禁止措置等の実施
----------------------	---

6 惨事ストレス対策

消火活動等を行う各機関は、惨事ストレス対策の実施に努める。

第4節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

1 石油類等危険物保管施設の応急措置

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連携
東京消防庁 (八王子消防署)	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。 ① 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 ② 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 ③ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

2 火薬類保管施設の応急措置

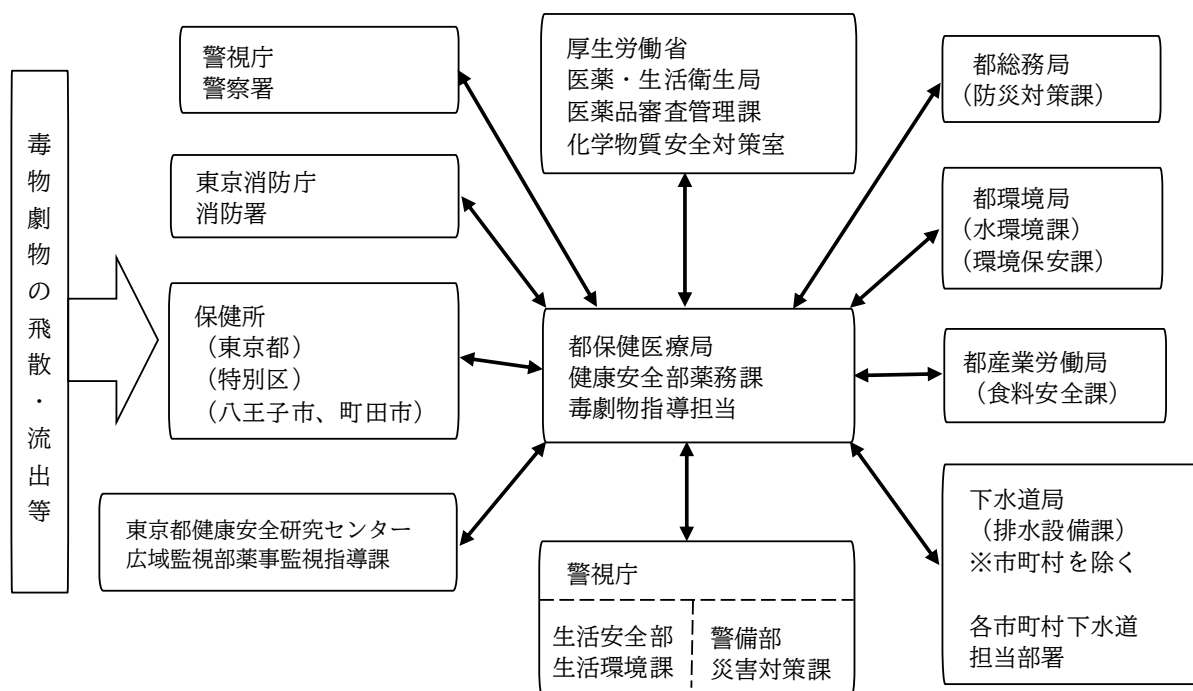
機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
東京都環境局	① 火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設の所（占）有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合、または危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導する。 ② 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。 ③ 必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。
関東東北産業保安監督部	① 火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、または危険が予想される場合には、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行う。 ② 必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。

3 高圧ガス保管施設の応急措置

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
東京都総務局	都県市境周辺で漏えい事故が発生したときは、「高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
東京都環境局	① 高圧ガス漏えい等の事故が発生した場合、事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示する。 ② 関係機関から被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告する。 ③ 被害状況を確認した結果、被害が拡大するおそれがある等の場合は、防災事業所に緊急出動を要請する。さらに被害拡大が予想され、公共の安全維持等のため必要と認められる場合は、事業者に対し緊急措置を命ずる。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	① ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ② 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ③ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④ 避難路等の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 (八王子消防署)	① 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 ② 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び市へのその内容の通報 ③ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ④ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。なお、応急対策は、前節の「消防活動の実施」により対処する。
関東東北産業保安監督部	① 正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ② 東京都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の事業所に対して施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大防止を図る。
東京都高圧ガス地域防災協議会	災害が拡大するおそれがある場合、「高圧ガス震災時応援連絡体制」に基づき、ガス種別により指定した防災事業所又は震災被害を受けていない協議会支部に対し出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。
防災事業所	高圧ガスの移動や事業所における事故に対し、出動要請を受けて応援出動する。

4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

【機関別対応措置】



機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設、避難住民の保護 ④ 情報提供、関係機関との連絡
東京都保健医療局 八王子市保健所	① 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。 ② 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ③ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
警視庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	① 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ② 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ③ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ④ 避難路等の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 (八王子消防署)	① 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 ② 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の市への通報 ③ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ④ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、前節「消防活動の実施」により対処する。

機 関 名	対応措置
東京都教育庁	発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 ① 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 ② 出火防止及び初期消火活動 ③ 危険物等の漏えい、流出等による危険防止 ④ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 ⑤ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 ⑥ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 ⑦ 避難場所及び避難方法
東京都下水道局	① 事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。 ② 関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

5 石綿含有建築物等の応急措置

機 関 名	対応措置
市	① 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。 ② 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。 ③ 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。
東京都環境局	① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

6 放射線等使用施設の応急措置

放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。また、原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射性同位元素使用者等に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

市は、関係機関との連絡を密にし、災害情報の収集、伝達に努める。

機 関 名	対応措置
市	関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡

機 関 名	対応措置
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者に要請する。また事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。 ① 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ② 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
東 京 都 保 健 医 療 局	R I 使用医療施設で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、4人を1班とするR I 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

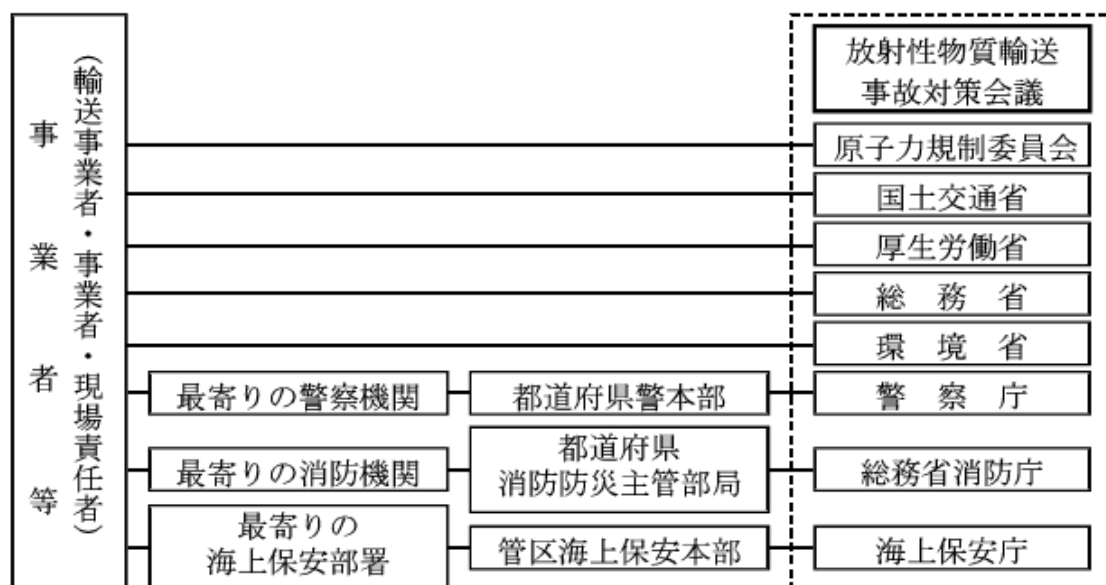
7 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 危険物輸送車両の応急対策

機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
東 京 都 環 境 局	① 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ② 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ③ 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	① 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。 ② 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ③ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	① 関係機関と密接な情報連携を行う。 ② 災害応急対策は、前節の「消防活動の実施」により対処する。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	① 正確な情報把握のため、東京都及び関係機関と密接な情報連携を行う。 ② 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
関 東 運 輸 局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ① 災害発生時の緊急連絡設備の整備 ② 災害発生時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋りょう、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講ずる。 ③ 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
J R 貨 物	危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、危険品貨物異常時応急処理ハンドブックに従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。



機 関 名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 ① 住民に対する避難指示等 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡
国の各省庁 (原子力規制委員会) (国土交通省) (厚生労働省) (総務省) (環境省) (警察庁) (総務省消防庁) (海上保安庁)	(1) 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 ① 事故情報の収集、整理及び分析 ② 関係省庁の講ずべき措置 ③ 係官及び専門家の現地派遣 ④ 対外発表 ⑤ その他必要な事項 (2) 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて必要な助言を行う。

機 関 名	対応措置
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	① 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について市民等に対する広報を行う。 ② 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ③ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
東 京 消 防 庁 (八王子消防署)	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を東京都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
東 京 都 総 務 局	事故の通報を受けた東京都総務局は、東京都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。
第三管区海上保安本部	事故の通報を受けた場合、事故の状況把握に努めるとともにし、事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。措置を実施するために必要な体制を整備する。 また、海上におけるモニタリングに関し、都知事から第三管区海上保安本部長に対し、要請が行われたときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援を行う。
そ の 他 (事業者等)	事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

8 特定動物等の逸走時対策

市は、特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走があった場合は、必要に応じて下表の措置を行う。

機 関 名	対応措置
市	① 住民に対する避難指示 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の開設 ④ 避難住民の保護 ⑤ 情報提供 ⑥ 関係機関との連絡

東京都は、特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、下表の関係機関の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機 関 名	対応措置
東 京 都 総 務 局	情報の収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。
東 京 都 保 健 医 療 局	情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整を行う。

機 関 名	対応措置
東京都産業労働局	産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等の指導を行う。
東京都建設局	都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置を行う。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）を行う。
東京消防庁 (八王子消防署)	情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。

第5節 水防対策

地震による堤防等の決壊による被害を防止するための、水防対策について定める。

1 水防組織

大規模地震発生後の水防組織は、災害対策本部が設置されているため、災害対策本部とする。

2 水防活動

機 関 名	水防活動の内容
市	地震により被災した河川堤防の状況に応じて、区域内の水防を十分果たすため活動する。(⇒ 第4編 第2章「市の水防活動」参照)
東京都建設局	(1) 水位の観測を行う。 (2) 管内の水防活動が十分行われるよう情報の連絡、交換を行い、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与えるなどその調整に当たる。また、他の水防機関との連絡、調整を行う。 (3) 堤防護岸の崩壊による災害の発生防止のため、また崩壊の拡大防止のため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。
警 視 庁 (八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署)	被災者の人命救助等にあたるほか、周辺地域の交通規制を行う。
東京消防庁 (八王子消防署)	水防活動は、第3節「消防活動の実施」に準じて、人命救助を伴う水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案して水災活動にあたる。
関東地方整備局	地震により、河川管理施設及び許可工作物等が損壊した場合、被害状況を迅速に把握し、関係地方公共団体と協力して、浸水の防御あるいは被害を軽減する措置をとる等、水防活動が十分行われるよう努める。 (1) 水位の観測を行う。 (2) 水防警報等の発表及び連絡を行う。 (3) 他の水防機関との連絡、調整を行う。 (4) 被害情報の収集を行う。 (5) 堤防決壊拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。

第7章 医療救護活動

章の概要	大規模な地震災害時には、多数の負傷者に対処するため、医療救護活動拠点を設置するとともに、南多摩保健医療圏の東京都地域災害医療コーディネーター（以下「地域災害医療コーディネーター」という。）、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターと連携して、市医師会を中心とした関係機関等の協力を得て緊急医療救護所等を設置し、医療救護活動を行う。同時に医薬品、衛生材料及び資器材を確保するとともに、後方医療施設を確保し重症者等を搬送する。また、災害が長期化したときは、被災者の健康管理やメンタルヘルスケアなどの対応を行う。山間部等で孤立化した集落については、ヘリコプターを活用した救護体制を確保する。
------	---

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 医療救護活動拠点の設置及び派遣要請の連絡調整					災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、東京都、地域災害医療コーディネーター
第2節 緊急医療救護所等の設置					災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会
第3節 医療救護活動の実施					災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、東京都
第4節 医薬品、衛生材料及び資器材の確保					災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市薬剤師会、柔道整復師会、東京都

第5節 負傷者の収容先の確保と重症者の搬送				災対健康医療部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部、災対資源循環・環境部	市災害医療コーディネーター、東京都、地域災害医療コーディネーター、消防署
第6節 被災者の保健対策				災対健康医療部	市災害医療コーディネーター、市災害薬事コーディネーター、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、東京都、地域災害医療コーディネーター
第7節 山間部における医療救護活動				災対健康医療部、災対生活安全部	東京都

【医療救護活動における活動時期（フェーズ区分）】

活動時期	フェーズ区分		想定される状況
初 動	0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
	1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
応 急	2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
復 旧	3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
復 興	4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
	5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

第1節 医療救護活動拠点の設置及び派遣応援要請の連絡調整

1 医療情報の収集伝達体制

市は、医療救護活動拠点を設置し、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーター・市健康危機管理アドバイザーの助言を受け、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会及び東京都等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターに報告する。また、緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を市民に周知する。

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため医学的な助言を行う、東京都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するために東京都が指定する医師 なお、八王子市は、町田市、日野市、多摩市、稲城市とともに南多摩保健医療圏を構成
市災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区市町村が指定する医師
市災害薬事コーディネーター	薬事の観点から市災害医療コーディネーターをサポートし、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動を調整する
市健康危機管理アドバイザー	災害時において、市に対し医療救護活動やその他健康危機管理に関する助言を行う、災害医療に精通したアドバイザー
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

2 配備及び要請

震度6弱以上の地震が発生した場合は、市職員及び市医師会員等はあらかじめ指定された場所に集合する。

また、上記だけでは不十分と判断したときは、地域災害医療コーディネーターを通じて東京都に医療チーム等の派遣を要請する。

東京都は、地域災害医療コーディネーターを通じて市から派遣要請があったときに、医療チームを派遣する。

3 医師会の対応

市医師会は、市から医療救護活動の要請を受けたとき、又は医師会長が必要と認めたときは、次のように運営体制等を確立する。

運 営 体 制	○ 八王子市医師会館内に八王子市医師会医療救護対策本部を設置する。 ○ 本部、支部の要員及び組織構成は、市医師会の責任者が定める。 ○ 市の要請によらず市医師会長の判断で本部等を設置するときは、直ちに市へ通報する。
------------------	---

第2節 緊急医療救護所等の設置

1 緊急医療救護所等の設置場所

災対健康医療部は、市災害医療コーディネーター・市健康危機管理アドバイザーの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整するとともに、被害状況に応じて、緊急医療救護所等の設置場所を決定する。緊急医療救護所の設置場所は、災害拠点病院等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）の近接地等とする。避難所医療救護所は、原則として開設した避難所のうちから施設及び人的状況等を考慮して必要に応じて設置する。なお、被災現場付近の公共施設等も設置候補地とする。

緊急医療救護所等を設置したときは、東京都及び関係機関に通知するとともに、災対戦略部と連携し、速やかにその旨を市民等に周知する。

災害時における緊急医療救護所開設場所

No	施設名	住 所	機能区分		
			災害拠点病院	災害拠点連携病院	災害医療支援病院
1	東京医科大学 八王子医療センター	八王子市館町 1163	○	—	—
2	東海大学医学部附属八王子病院	八王子市石川町 1838	○	—	—
3	一般財団法人 仁和会総合病院	八王子市明神町 4-8-1	—	○	—
4	医療法人財団興和会 右田病院	八王子市暁町 1-48-18	—	○	—
5	医療法人社団東光会 八王子山王病院	八王子市中野山王 2-15-16	—	○	—
6	医療法人社団永生会 南多摩病院	八王子市散田町 3-10-1	—	○	—
7	医療法人社団清智会 清智会記念病院	八王子市子安町 3-24-15	—	○	—
8	医療法人社団八九十会 高月整形外科病院	八王子市高月町 360	—	○	—
9	医療法人社団親和会 野猿峠脳神経外科病院	八王子市下柚木 1974-1	—	○	—
10	医療法人社団KN I 北原国際病院	八王子市大和田町 1-7-23	—	○	—
11	医療法人社団永生会 永生病院	八王子市櫛田町 583-15	—	○	—
12	医療法人社団健心会 みなみ野循環器病院	八王子市兵衛 1-25-1	—	—	○
13	医療法人社団玉栄会 東京天使病院	八王子市上壱分方町 50-1	—	—	○
14	医療法人 永寿会 陵北病院	八王子市西寺方町 315	—	—	○

15	一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所*	八王子市南大沢 4-5	—	—	—
----	----------------------------	-------------	---	---	---

※災害拠点病院：主に重症者の収容・治療を行う病院

※災害拠点連携病院：主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院

※災害医療支援病院：主に専門医療、慢性疾患への対応、市地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

※一般財団法人救急振興財団救急救命東京研修所は、医療機関ではないため、いずれの機能区分にも該当しないが緊急医療救護所を開設できる場所として記載。

2 緊急医療救護所の開設準備

市職員は、医薬品、衛生材料及び資器材等を保管場所から搬出し、緊急医療救護所の開設準備を行う。

3 医療関係スタッフの参集

緊急医療救護所等の関係スタッフは、発災後速やかに定められた緊急医療救護所等に自力で参集する。

第3節 医療救護活動の実施

市職員及び市医師会等々は、発災直後から負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに緊急医療救護所を設置する。また、必要に応じて避難所医療救護所で医療救護活動を実施する。

1 緊急医療救護所における活動

区 分	活動内容
医 療 救 護	○ 傷病者に対する応急処置 ○ 傷病者の傷害度、緊急度の判別（トリアージ） ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 死亡の確認 ○ 状況に応じて遺体の検案への協力
歯 科 医 療 救 護	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 検視、検案に際しての法歯学上の協力
薬 剤 師	○ 緊急医療救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ○ 限られた医薬品で最良の処方ができるよう、医師への処方アドバイス ○ 上記業務を円滑に行うため、必要に応じてモバイルファーマシーを活用する。

※ モバイルファーマシー：薬局機能を搭載し、大規模災害時にも調剤作業、医薬品の供給を可能とする災害対策医薬品供給車両

緊急医療救護所における班編成

運営部門

- ・情報連絡・通信班（情報収集・連絡調整・クロノロ記録）
 - ・人員・資材班（消耗品・資器材・人員の確保）
 - ・受付・誘導班（トリアージ班や軽症処置班への誘導業務）
- ※クロノロとは、クロノロジーの略で、物事を時系列に記録すること。

診療部門

- ・トリアージ班（傷病者へのトリアージ・記録業務）
- ・治療・診療班（軽症者（慢性疾患含む）に対する治療）
- ・薬剤班（調剤・服薬指導・医薬品管理）

2 避難所医療救護所における活動

区 分	活動内容
医 療 救 護	○ 傷病者に対する応急処置 ○ 被災者の健康に関するアドバイス ○ 医療救護班で対応できない患者の搬送・専門家への引き継ぎ ○ 感染症の蔓延防止 ○ 慢性疾患患者の処方、処方薬の取り寄せ
歯 科 医 療 救 護	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 避難所内における搬送困難な患者及び軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
薬 剤 師	○ 傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医薬品の仕分け、管理、供給手配 ○ 限られた医薬品で最良の処方ができるよう、医師への処方アドバイス ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力 ○ 上記業務を円滑に行うため、必要に応じてモバイルファーマシーを活用する。

※ 助産救護については、対応可能な医療機関の情報提供を行うとともに、市外への搬送などについて、必要に応じ東京都と連携して対応していく。

※ 保健師等の活動については、第6節「被災者の保健対策」を参照。

第4節 医薬品、衛生材料及び資器材の確保

1 医薬品、衛生材料及び資器材の使用方針

緊急医療救護所における医薬品、衛生材料及び資器材の使用は、原則として次のとおりである。

使用 方 針	○ 災対健康医療部は、発災後速やかに災害薬事センター及び他自治体等からの医療救護班等の拠点である、医療救護活動拠点を設置する。 ○ 災対健康医療部は、備蓄する医薬品、衛生材料及び資器材を緊急医療救護所設置場所へ搬出する。 ○ 緊急医療救護所で使用する医薬品、衛生材料及び資器材は、市で確保することが原則であるが、必要により医師、歯科医師、薬剤師が携行したもの・病院に備え付けてあるものを使用した場合は、市がその費用を負担する。 ○ 東京都医療救護班は、原則として携行した医薬品、衛生材料及び資器材を使用する。
--------------	---

2 医薬品、衛生材料及び資器材の調達

災対健康医療部は、緊急医療救護所で使用する医薬品、衛生材料及び資器材の不足が生じたときは、協定に基づき市薬剤師会に要請するとともに、東京都に協力を要請する。

東京都は、直轄医療救護班用及び区市町村の補充用等に備蓄を行っており、要請に基づき対応する。

それでもなお不足が生じるときは、市は、市薬剤師会と協議のうえ、卸売販売業者へ医薬品等を発注する（発注は災害薬事センターがとりまとめて行う）。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、東京都に調達を要請する。

卸売販売業者は、緊急医療救護所等で使用する医薬品を、各緊急医療救護所等へ納品する。

3 血液製剤等の確保

災対健康医療部は、血液製剤等が必要なときは、東京都に供給要請を行うとともに、市民へ献血の呼びかけを行う。

東京都は、必要に応じて、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）、献血供給事業団に血液製剤等の供給要請を行う。

4 ライフラインの維持

医療救護所及び医療機関で使用する水及び燃料は、他の施設に優先して確保する。

第5節 負傷者の収容先の確保と重症者の搬送

1 医療情報の収集

災対健康医療部は、市医師会等の協力を得て、市内の診療所、歯科診療所及び薬局の被害状況、活動状況等を可能な限り把握し、市災害医療コーディネーター・市災害薬事コーディネーターへ報告するとともに、市内及び近隣の医療情報を収集するよう努める。

なお、情報収集方法は、次のとおりである。

種 別	情報収集方法
災害拠点病院 災害拠点連携病院 災害医療支援病院	市災害医療コーディネーターと市が連携し、地域防災無線及び広域災害救急医療情報システム等により収集する。
診療所等	市災害医療コーディネーターと災対健康医療部が連携し、市医師会等との協力で収集する。

2 市外の医療施設の確保

市は、市内で重症者等の収容が困難な場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに対して収容先の確保を要請する。

3 重症者の搬送

緊急医療救護所等から災害拠点病院等への重症者の搬送は、消防署等のほか、市内医療機関の所有する病院救急車による搬送を要請する。また、必要に応じて市職員（災対資源循環・環境部、災対都市計画・拠点整備部、災対まちなみ整備部、災対道路交通部）が、車両を確保し搬送する。なお、必要に応じ、市災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターとの協議のうえ、市内病院が所有するDMA Tカーや緊急医療用ヘリコプター（ドクターヘリ）による搬送を要請する。

市災害医療コーディネーターは、緊急医療救護所統括者と連携をとり、緊急度に応じた搬送順位を決定するとともに、搬送先施設等の受入体制を確認し搬送する。

地域災害医療コーディネーターは、医療施設への搬送において、必要に応じてヘリコプターによる搬送を要請する。

第6節 被災者の保健対策

災対健康医療部は、次の役割を担い、保健対策を総合的に推進する。

- ① 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況の把握
- ② 避難者や在宅生活者の健康相談
- ③ 環境・食品営業施設等の監視指導等
- ④ 被災状況に応じた保健衛生活動の総合的な調整
- ⑤ 保健衛生全般に関する「情報センター」としての被災住民や営業施設等に対する必要な情報提供
- ⑥ 被災者に対する適切な保健衛生活動のための関係機関との連携

1 保健活動拠点の設置

災対健康医療部は、保健活動拠点を設置し、医療救護活動拠点や関係機関と連携をとりながら保健活動に関わる情報を収集し、保健活動を行う。

2 避難所等での保健予防活動

災対健康医療部は、初動・応急期は、避難所からの医療相談に関する電話窓口を設置し、復旧期以降は保健師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し避難所等（避難所・野外テント・車中泊・自宅等）に派遣することで、被災者の健康保持を推進する。

また、必要に応じて、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師等による巡回診療を行う。

保健活動班は、医療救護班や巡回精神相談チーム、食品衛生指導班、環境衛生指導班、防疫班等との連携を図る。また、市の編成で不足するときは、東京都へ保健活動班の派遣を要請する。

避難所等における保健活動班の活動内容は、以下のとおりとする。

保 健 活 動 班 の 活 動 内 容	○ 健康相談、こころのケアの実施 ○ 感染症予防 ○ 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の予防、栄養指導、口腔ケア等の避難者の健康維持・増進活動についての支援・周知 ○ 地域内の健康管理を必要とする者の把握及びケア ○ 健康調査の実施
------------------------	---

3 メンタルヘルスケア

災対健康医療部は、東京都保健医療局をはじめ関係機関と連携し、精神障害者・精神疾患患者への対応として精神科病院との協力による精神保健活動を展開する。また、大規模な災害による被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(1) 精神障害者・精神疾患患者対策

ア 医療機関の情報把握

精神科病院・診療所の外来実施状況については、東京都と連携し、把握・提供できるよう努める。

イ 入院患者対策

被災した精神科病院の入院患者については、東京都や精神科病院協会と連携し、被災を免れた地域への精神科病院への転院を図る。

ウ その他緊急に精神科医療が必要な被災者について、東京都や巡回精神相談チームと連携して対応する。

(2) メンタルヘルスケア

保健活動班を編成し、被災住民に対するこころの健康に関する相談を行う。また、巡回精神相談チームを必要に応じて避難所等へ派遣する。巡回精神相談チームは保健活動班と連携する。

なお、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

4 透析患者・難病患者への対応

(1) 透析患者への対応

災対健康医療部は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、災害時透析医療ネットワークや市医師会と連携し、市内の医療機関の被災の状況、透析医療の可否等について情報の収集・把握に努め、東京都保健医療局と情報共有する。東京都は東京都透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供するとともに、被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。また、東京都は他県市

への支援要請について必要な調整を図る。

災対水循環部は、医療機関向けの、水の優先的供給に努める。

(2) 在宅難病患者への対応

災対健康医療部は、関係機関と連携し、在宅難病患者の安否確認、搬送及び救護の体制を確保し、対応する。

5 在宅人工呼吸器使用者への対応

災対健康医療部は、訪問看護ステーション、自主防災組織、町会・自治会等と連携して、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認等を行う。

また、在宅人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。なお、在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。

6 医療情報の提供

災対健康医療部は、市災害医療コーディネーター等と連携し、被災者総合相談窓口において市内で診療可能な医療機関等の情報提供を行うとともに、医療相談に応じる。

7 応援チームの編成

災対健康医療部は、応援要請した他自治体等からの公衆衛生専門職（医師、保健師、栄養士、歯科衛生士等）を受け入れ、必要なチームを編成する。

第7節 山間部における医療救護活動

山間部では、地震等により道路の寸断や通信線の断線が発生し、集落が孤立するおそれがある。孤立地区における負傷者への応急医療活動は、まずその地区内で行うが、地区に医療施設がないなど十分な治療ができない状況も想定される。この場合、ヘリコプターによる搬送手段を活用し、災害拠点病院等へ搬送し救命医療を施す必要があるが、地区によってはヘリコプター離着陸場がない場合もあるため、以下のとおり行う。

1 医療スタッフの派遣等

(1) 災対健康医療部は、医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を東京都に要請する。

(2) 東京都は、要請に応じ東京都立病院機構、東京都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院と調整し、医療スタッフ等を派遣する。また、東京都は災害の状況に応じて東京DMA Tの出場調整を行う。

2 ヘリコプターの活用

- (1) 災対健康医療部は、災対生活安全部を通じて、東京都に対しヘリコプターによる負傷者等の搬送を要請する。
- (2) 東京都は、市から要請があった場合には、警視庁、東京消防庁、自衛隊などのヘリコプターを活用し、速やかに医療機関に搬送する。
- (3) 東京都は、孤立地区からの避難、救出救助、物資輸送等においてもヘリコプターの活用を図る。
- (4) 市は、ヘリコプター離着陸場がない場合は、ヘリコプターのホイスト（※）を行える地点を確保する。
※ 救助隊員などをホバリングしながら降下させ、傷病者などを救出して機内まで吊り上げること。

3 ドローンの活用

市は、地震による道路の寸断や通信線の断線等により孤立化した被災者に対し、ドローンを活用した医薬品や医療資器材、緊急物資等の搬送体制を整える。

第8章 交通・輸送対策

章の概要	大規模な地震が発生したときは、道路損壊や倒壊建物等の道路障害物による道路不通が発生するとともに、所定の交通規制も実施され、緊急車両以外の通行は規制される。このため、市及び関係機関は、連携して道路障害物の除去等を行い、緊急輸送道路（※）を確保するとともに、必要な車両、人員等の確保や地域内輸送拠点、臨時ヘリポート等を設置して、避難所等への緊急輸送活動を行う。
------	--

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 交通情報の収集、道路規制					災対都市計画・拠点整備部、災対道路交通部	警察署、道路管理者 交通安全協会
第2節 緊急輸送道路等の確保					災対道路交通部	警察署、道路管理者、 建設業協会
第3節 緊急通行車両の確認申請					災対契約資産部・関係各部	警察署
第4節 車両、燃料の確保、配車					災対契約資産部	東京都トラック協会 多摩支部
第5節 緊急輸送の実施					災対契約資産部、災対都市計画・拠点整備部、関係各部	東京都トラック協会 多摩支部
第6節 地域内輸送拠点の設置					災対産業振興部	
第7節 臨時ヘリポートの開設					災対都市計画・拠点整備部	

※ 緊急輸送道路とは、東京都が定めた高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する路線に、市が防災活動上必要な路線として指定した路線を加えた道路。

第1節 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集、交通輸送計画

災対都市計画・拠点整備部は、警察署から交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じて関係各部に伝達する。特に、緊急輸送道路の状況については、警察署、関係機関と密接な連絡をとる。

また、交通規制や被災状況を踏まえた適切な輸送ルート等を策定し、関係各部に連絡する。

2 警視庁の交通規制

(1) 第1次交通規制

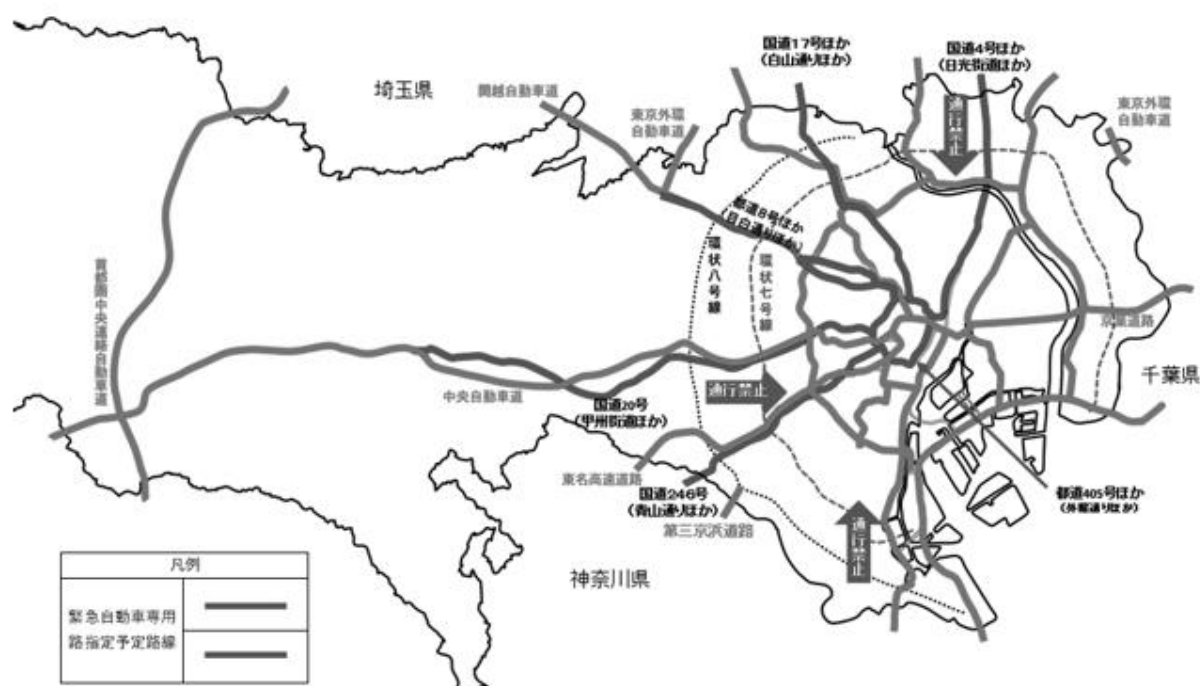
警視庁は、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察

官が認知したとき、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の第1次交通規制を行う。

第1次交通規制（災害発生直後）	※緊急自動車専用路指定予定路線
① 環状七号線内側への一般車両の流入禁止 ② 環状八号線内側への一般車両の流入抑制 ③ 緊急自動車専用路の指定 ④ 被災状況に応じて、①②③の交通規制を拡大若しくは縮小 ⑤ 緊急自動車専用路指定予定路線※を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する	国道4号ほか（日光街道ほか） 国道20号（甲州街道ほか） 都道8号（目白通り） 都道8号（新目白通り） 国道17号ほか（白山通りほか） 国道246号（青山通りほか） 都道405号ほか（外堀通りほか） 首都高速道路・東京高速道路株式会社線・ 自動車専用道路・高速自動車国道

※ 自転車、路線バス：環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



(2) 第2次交通規制

警視庁は、被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）する。

緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路※」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。緊急通行路指定予定路線は次表のとおり。

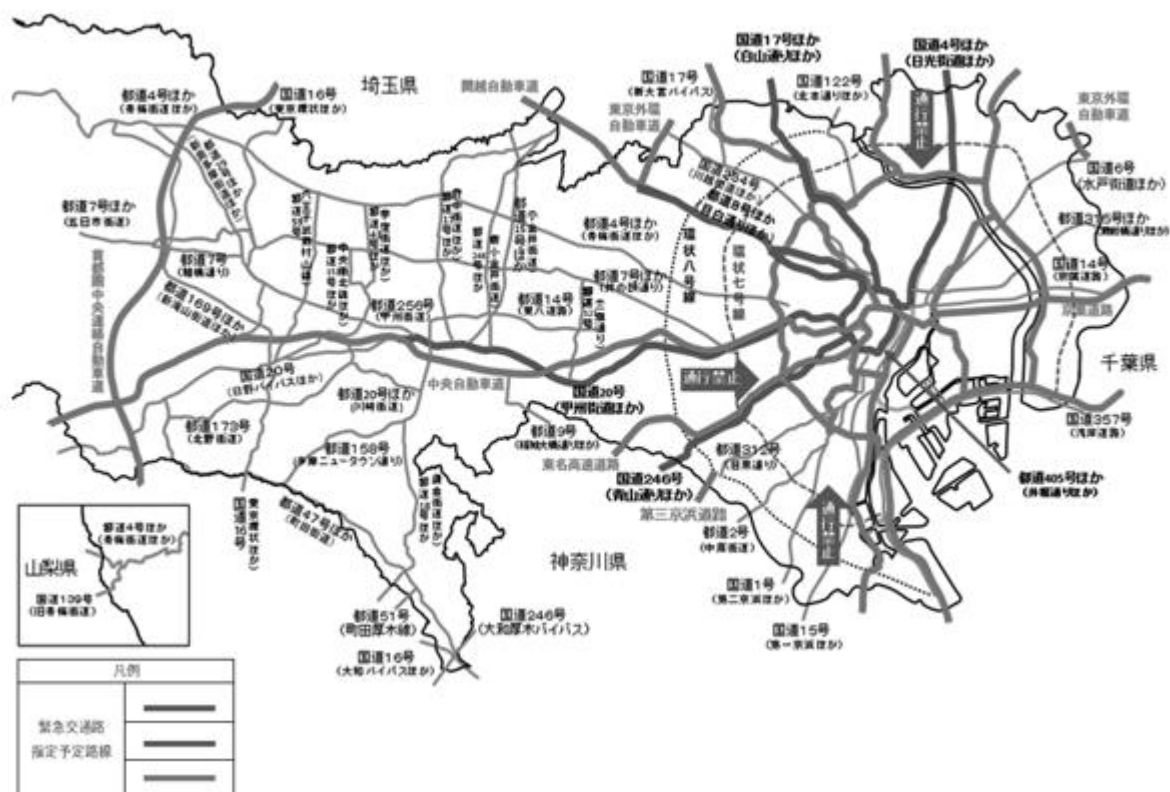
※緊急交通路

災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

緊急通行路指定予定路線			
国道1号 (永代通り)	国道6号 (水戸街道ほか)	国道14号 (京葉道路)	国道15号 (第一京浜ほか)
国道1号 (第二京浜ほか)			
国道17号 (新大宮バイパス)	国道122号 (北本通りほか)	国道254号 (川越街道ほか)	国道357号 (湾岸道路)
都道2号 (中原街道)	都道4号ほか (青梅街道ほか)	都道7号 (井の頭通り)	都道312通り (目黒通り)
		都道7号 (睦橋通り)	
都道315号ほか (蔵前橋通りほか)	国道16号 (東京環状ほか)	国道20号 (日野バイパスほか)	国道139号 (旧青梅街道)
	国道16号 (東京環状)		
	国道16号 (大和バイパスほか)		
国道246号 (大和厚木バイパス)	都道9号 (稲城大橋通りほか)	都道14号 (東八道路)	都道15号ほか (小金井街道)
都道17号 (府中街道ほか)	都道18号 (鎌倉街道ほか)	都道20号 (川崎街道)	都道29号ほか (真奥多摩街道ほか)
都道43号 (芋窪街道ほか)	都道47号 (町田街道)	都道51号 (町田厚木線)	都道59号 (八王子武蔵村山線)
都道121号 (三鷹通り)	都道153号 (中央南北線ほか)	都道158号 (多摩ニュータウン通り)	都道169号ほか (新滝山街道ほか)
都道173号 (北野街道)	都道248号ほか (新小金井街道)	都道246号 (甲州街道)	

※ 自転車、路線バス：環状7号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



3 その他の交通規制

道路管理者等は、道路の被害状況等に応じて交通規制を行う。

災対道路交通部は、市道の道路管理者として被害状況を把握し、必要に応じて危険箇所の交通規制を行う。

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	都内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条又は第114条の3

警 察 官	車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、若しくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防職員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条

4 交通規制の実施等

(1) 警察

警察は、交通規制の要員確保や装備資器材等の効果的な活用等により、適切な交通規制の実施に努める。

また、現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

(2) 市

災対都市計画・拠点整備部は、警察と連携し、被害の状況、復旧状況に応じた適切な交通規制の支援、実施に努める。

交通規制に関する留意点	○ 主要な玄関口となる中央自動車道八王子インターチェンジ周辺に、交通・輸送の拠点施設を確保する。 ○ 道路通行の負荷を軽減するため、路上障害物の仮置場、車両一時待避スペース等の確保に努める。
-------------	--

(3) 交通安全協会

交通安全協会は、緊急交通路の確保のために、指定主要交差点に要員を配置し、交通規制の支援活動を行う。

支援活動	○ 警察官が行う交通規制、交通整理、誘導等の補助 ○ 交通広報活動 ○ 交通規制資器材の搬送及び設置の補助 ○ 通行許可書の発行の補助 ○ その他の支援活動
------	--

指定主要交差点

八王子警察署管内	高尾警察署管内	南大沢警察署管内
大和田四丁目	町田街道入口	片倉町
八幡町	並木町	相原
八日町	高尾山入口	打越町
追分町	館町	坂下
左入町	医療センター入口	片倉高校入口
左入橋	山王坂	新浅川橋南詰
谷野街道入口		
本郷横丁		
中央高速八王子インター上り		

(4) 運転者のとるべき措置

警察及び市は、交通規制の実施に関し、運転者がとるべき措置について広報を行う。

運 転 者 の と る べ き 措 置	1 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。 2 現に車両を運転中の運転手は、速やかに環状7号線の外側の道路又は緊急自動車専用路に若しくは緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。 3 高速道路を走行中の場合は、次の4大原則を守る。 ① あわてずに減速した後、右車線を緊急通行車両の通行車線として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを切る。 ② カーラジオなどで、地震情報・交通情報を聞いて状況を把握する。 ③ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断でみだりに走行しない。 ④ カーラジオ、交通情報板等による警察や高速道路会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。 4 やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大鉄則を守る。 ① 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。 ② エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。 ③ 窓を閉め、ドアはロックしない。 ④ 貴重品を車内に残さない。
--	---

5 代替交通手段の確保要請

災対都市計画・拠点整備部は、災害により鉄道の運行が停止したとき、又は道路交通規制による一般自家用車両の通行自粛を徹底するため、必要に応じて関係機関に代替交通手段の確保を要請する。

要 請 内 容 等	○ 鉄道不通区間の代替バスの運行、臨時ダイヤの運行等を要請する。 ○ バス・タクシーの専用車線の指定を要請する。 ○ 相乗りを含む多人数利用タクシーの営業を要請する。
-----------	---

6 貸出用自転車の提供

災対道路交通部は、市域に道路交通規制等が実施され必要と認めたときは、関係各部と協力し、市民向けに自転車の貸出サービスを行う。

活動内容	○ 関係団体、事業者等に保有自転車の提供を要請する。 ○ 保管期限が過ぎた放置自転車を使用するために必要な手続きを行う。 ○ 自転車の貸し出し、返却、保管を行う拠点施設を確保する。 ○ ボランティアに対し、自転車の貸し出しサービスの運営協力を要請する。 ○ 市民に対し、貸出サービスの広報を行う。 ○ その他提供サービスに必要な活動を行う。
------	---

第2節 緊急輸送道路等の確保

1 緊急輸送道路

災対道路交通部は、各道路管理者及び建設業協会等と連携して市域の緊急輸送道路※の状況を把握し、交通規制や障害物除去（啓開）作業により緊急輸送道路を確保する。

なお、各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、区間を指定して緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

※緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

(1) 東京都建設局が指定したもの

大地震時における緊急輸送を円滑に実施するため、優先的に道路啓開を行う道路を東京都建設局が定めたもの。優先順位順に第1次～第3次の緊急輸送道路を定めている。

また、緊急輸送道路には指定していないが、道路警戒を優先的に行う道路として道路障害物除去作業路線を定めている。

※詳しい指定箇所は、地域防災計画別冊を参照

(2) 市が独自に指定したもの

市の災害対応を円滑に実施するため、東京都の緊急輸送道路とは別に優先的に道路啓開を行う道路を市独自に定めたもの。

	路 線 名	区 間		道路 管理者
		始 点	終 点	
1	市幹線1級10号線 (かすみ学園通り)	甲の原体育館	都道渋上日野線接続部	市
2	市幹線1級17号線 (北大通り)	大和田橋南詰交差点	追分町交差点	市
3	市幹線1級21号線	八王子市役所北交差点	稲荷坂南交差点	市
4	市幹線1級21号線	市役所入口	市民体育館交差点	市
5	市道八王子588号線	都道八王子武蔵村山線接続部	国土交通省相武国道事務所	市
6	市道由井378号線 市道横山442号線	八王子市斎場入口交差点	八王子市斎場	市

2 緊急医療救護所等への道路

災対道路交通部は、警察署、各道路管理者及び建設業協会と連携し、緊急医療救護所、災害拠点病院・災害拠点連携病院等の周辺道路についても、障害物除去（啓開）作業により確保する。

3 その他の道路

災対道路交通部は、道路及び道路施設等に倒壊や崩壊により入り込み、早急に除去する必要がある障害物について、各道路管理者及び建設業協会と連携し、除去する。

第3節 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が通行の規制又は制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（標章及び確認証明書の交付）を受ける必要があることからその手続き等を行う。（事前に標章及び確認証明書の交付を受けている車両を除く）

緊急通行車両の種類	○ 災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 ○ 道路交通法第 39 条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両 ○ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両 ○ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両 ○ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） ○ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 ○ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車 ○ 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車 ○ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両 ○ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両 ○ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両 ○ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両 ○ 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両
-----------	---

2 緊急通行車両の確認申請

災対契約資産部は、災害対策に使用する車両について、警察署に対して緊急通行車両の確認申出を行い、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、令和5年8月31日以前（災害発生前における緊急通行車両の確認に係る運用が変更される前）に緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両は、警察署に緊急通行車両等事前届出済証を提示することで緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができる。

交付された標章は、車両の助手席側ウインドガラスの上部の見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第4節 車両、燃料の確保、配車

1 市による車両、燃料の調達

災対契約資産部は、必要な車両の確保、市の燃料の調達を行う。市で保有する車両のみでは不十分と認めるときは、東京都トラック協会多摩支部等に対し、車両、人員の応援要請を行うとともに、東京都に調達あっせんを要請する。

2 東京都トラック協会多摩支部の対応

東京都トラック協会多摩支部は、市から要請を受けたときは、次のように運営体制等を確立して

加盟会員が保有する車両、人員を提供するとともに、災対契約資産部と連携し、応急対策活動に必要な輸送活動の支援を行う。

運営体制等	○ 市役所本庁舎内に東京都トラック協会多摩支部八王子対策本部を設置する。 ○ 本部の要員及び組織構成は、東京都トラック協会多摩支部の責任者が定める。 ○ 会員各社は、事前に定める計画により、本庁舎に車両、人員を集結させ、輸送活動に従事する。
-------	--

3 配 車

災対契約資産部は、災对生活安全部と連携し、被害状況、災害活動内容等を踏まえ、市保有車両の配車を決定するとともに、車両が不足する場合にはトラック協会等から応援を受けた車両を総合的に調整し、配車する。

なお、車両の運行に必要な人員は、原則として各部の要員をあてる。

輸送の優先対象	○ 被災者の救出救助、医療救護のための対策要員、資器材 ○ 被災者の避難のための対策要員、資器材 ○ その他初動期の応急対策に必要な応援要員、物資 ○ 後方医療施設へ搬送する傷病者、要配慮者等 ○ 拠点施設の応急復旧のための要員及び資器材 ○ 飲料水、食糧等生命維持に必要な物資 ○ 救助物資、生活必需品等 ○ 遺体の搜索及び処理のための物資及び遺体 ○ 埋葬のための物資 ○ その他災害対策に必要な要員及び物資
---------	---

第5節 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の分担

災対都市計画・拠点整備部は、被害状況や道路規制の状況等を考慮し、交通輸送計画を作成する。

関係各部は、配車を受けて分担された輸送活動を行うが、不足するときは災対契約資産部にその旨を連絡する。災対契約資産部は、東京都トラック協会多摩支部等の協力を得て、必要な車両を確保するとともに、状況に応じて各部が行う輸送の応援や特に分担の定めのない輸送を行う。

輸送区分	輸 送 先	輸送分担（担当部）
食糧、水（ペットボトル）生活物資	避難所、医療機関等	災対産業振興部
水	避難所、医療機関等	災対水循環部、災対資源循環・環境部 東京都水道局
仮設トイレ	避難所、医療機関等	災対水循環部
医薬品、医療資器材	緊急医療救護所、医療救護所	災対健康医療部

2 車両以外の輸送

災対都市計画・拠点整備部は、道路被害等により車両輸送が困難なときや緊急を要するときなどで、ヘリコプター等の車両以外の輸送手段の活用が有効と考えられるときには、関係各部と連携して、より有効な輸送手段による輸送計画を作成し、災害対策本部を通じて関係機関への要請を行う。

車 両 以 外 の 輸 送 手 段	○ 自衛隊、東京都等のヘリコプターによる輸送 ○ 鉄道（ＪＲ東日本、ＪＲ貨物、京王電鉄等）による輸送
----------------------	---

3 輸送業務の業者委託

災対契約資産部は、必要に応じて輸送業者との委託業務に関する事務を行う。

4 緊急輸送ネットワーク

東京都は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点（各防災関係機関の主要施設）と他県及び指定拠点相互間を結ぶ、緊急輸送ネットワークの整備を行っている。

緊急輸送ネットワークの分類	目 的	説 明
① 第一次緊急輸送ネットワーク	東京都と区市町村本部間及び東京都と他県との連絡を図る。	応急対策の中枢を担う都本庁舎、東京都立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路
② 第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送道路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送道路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
③ 第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、東京都備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

第6節 地域内輸送拠点の設置

災対産業振興部は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は東京都、他市町村からの救援物資の受け入れのため、必要に応じて地域内輸送拠点を開設する。地域内輸送拠点は、調達した物資の容量に応じて下表のうち必要な施設に設置する。

地域内輸送拠点では、ボランティア等の協力を得て、物資の受け入れ、仕分け、保管等を行う。

地域内輸送拠点	最寄りのインターチェンジ（IC）
甲の原体育館	中央自動車道八王子 IC
あったかホール	中央自動車道 八王子 IC
片倉つどいの森公園	八王子バイパス 打越 IC

地域内輸送拠点	最寄りのインターチェンジ（IC）
南大沢文化会館	八王子バイパス 鏈水 IC（八王子方面より）
総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）	首都圏中央連絡自動車道 高尾山 IC

第7節 臨時ヘリポートの開設

災対都市計画・拠点整備部は、災害対策本部の指示に基づきヘリポートを使用する機関と連携して臨時ヘリポートを開設する。

また、災対都市計画・拠点整備部は、ヘリポートの開設に備え、事前に候補地及び周辺地域の被害状況等を把握し、必要な措置を講じておくものとする。

第9章 避難対策

章の概要	大規模な地震災害時に、延焼火災やその他の危険から市民を守るため、市長は、必要に応じて避難指示等を発令し、安全な場所に避難誘導を行う。 また、家屋等が被害を受けて住めなくなった市民や市内で被災した市外の者を臨時に受け入れ、保護するために、担当者を派遣して避難所を速やかに開設する。 避難所の運営は、災害初動期には、市の避難所運営職員が教職員等の協力を得て行うが、長期化が見込まれるときは、避難者自身がボランティア等の協力を得て自主運営できるよう努めていく。なお、運営については、要配慮者や女性の視点にも配慮する。
------	--

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 避難の指示等					災对生活安全部	警察署、消防署、自衛隊
第2節 避難誘導					災対市民活動推進部、 災対産業振興部、災対 学校教育部、災対生涯 学習スポーツ部、災対 福祉部、災対消防部	警察署、消防署、 自主防災組織
第3節 避難所等の開設					災対市民活動推進部、 災対産業振興部、災対 学校教育部、災対生涯 学習スポーツ部、災対 福祉部、避難所主管部 外の避難所運営職員	施設管理者、教職員
第4節 避難所の運営					災対市民活動推進部、 災対産業振興部、災対 学校教育部、災対生涯 学習スポーツ部、災対 福祉部、避難所主管部 外の避難所運営職員、 関係各部	ボランティア、自主防災 組織
第5節 感染症流行時に おける避難所運営					災対市民活動推進部、 災対産業振興部、災対 学校教育部、災対生涯 学習スポーツ部、災対 福祉部、避難所主管部 外の避難所運営職員、 関係各部	ボランティア、自主防災 組織

第6節 被災者の他地区等への移送				災对生活安全部、災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対福祉部	東京都、警察署、消防署、自衛隊、自主防災組織
------------------	--	--	--	---	------------------------

第1節 避難の指示等

1 基本方針

大規模な地震災害時には、次のような広域避難場所等を有効に活用して避難対策を行い、被災者の生命と身体の安全を保護する。

区 分	指定緊急避難場所・指定避難所の定義 (避難場所 ・ 避難所)	指定施設
指定緊急避難場所 (広域避難場所)	大規模な災害時に発生する延焼火災やその他の有毒ガスなどの危険から避難者の生命を保護するためのオープンスペースである。	浅川河川敷、大規模公園、大学等を指定
指定緊急避難場所 (一時避難場所)	様子をみるために、とりあえず避難する場所で、正確な情報を得て、地域ぐるみで防災活動を行う拠点である。また、広域避難場所へ避難するときの集結地点でもある。	市立の全小・中・義務教育学校、市内の全都立高等学校の校庭等を指定
指 定 避 難 所 (避 難 所)	災害が発生した場合や発生する可能性が高まった場合に、市民の安全を確保する役割や被害が復旧されるまで、住家を失った市民等が臨時に生活する場としての役割を持つ施設である。	市立の全小・中・義務教育学校、市民センター、富士森体育館、市内の全都立高等学校等を指定
指 定 福 祉 避 難 所	要配慮者のうち、一般的な避難所での生活が非常に困難な人のための避難所である。なお、受け入れる被災者等は事前に特定をする。	市内の特別支援学校
協 定 福 祉 避 難 所	要配慮者のうち、一般的な避難所での生活が非常に困難な人のための二次的な避難所である。	市内協定先の社会福祉施設等
一 時 滞 在 施 設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設である。	J : COMホール八王子（市民会館）、芸術文化会館（いちようホール）等を指定

※緊急避難先

災害発生時、又は発生の恐れのある場合、市民が時間的に余裕がないなどの理由から指定緊急避難場所等への避難が困難となった場合、公共又は民間施設等を活用し、緊急的かつ一時的に避難をする場所をいう。

なお、本市独自の取組みとして行うことから、災害対策基本法等の法令に基づく指定は行わない。

2 避難の指示等

(1) 避難指示等の発令

市長ほか次の者は、緊急避難の必要を認めたときは、避難指示等を発令する。

災対生活安全部は、市長が避難指示等を発令するときは、災対戦略部、関係機関等と連携し、その事務及び広報伝達を行う。

避難指示等の広報伝達は、防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メール、モバイルアプリ、ソーシャルメディア、広報車、市職員・消防団員による巡回等のほか、関係地域のすべての人に伝わるように、ケーブルテレビやテレビ・ラジオ等放送機関その他報道機関の協力を得るなど、あらゆる手段を活用するよう努める。

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、日本語に不慣れな外国人等の要配慮者に対しては、地域住民等の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

※ 地震による堤防等の決壊のおそれ、または土砂災害の危険等で避難指示等を発令する場合は、第4編第9章第2節「避難の体制及び避難指示等」を参照する。

発令者	避難の指示を行う要件	根拠法令
本部長 (市長)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき、避難指示等を行う。	災害対策基本法 第60条
警察官	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、避難の指示を行い、その旨を直ちに市長に通知する。	災害対策基本法 第61条
	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、特に急を要するとき、避難の指示を行い、その旨を公安委員会に報告する。	警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき、避難の指示を行い、その旨を長官の指定する者に報告する。	自衛隊法第94条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長に代わって避難指示を行う。この場合、事務の代行を開始又は終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法 第60条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立ち退くべき指示を行う。	水防法第29条

注1) 消防職員は、市長の委任を受けて、居住者等に対して避難のための立ち退きの指示をすることができる。(根拠法令：地方自治法第153条第1項)

(2) 避難指示等の内容等

避難指示等は、次の内容を明らかにして行う。

また、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

避難指示の内容	○ 避難対象地域(町丁目名、施設名等) ○ 避難対象者(立退き避難が必要な住民) ○ 避難の理由(避難要因となった危険要素とその場所等) ○ 避難先(避難経路、安全な方向、避難場所の名称等)
---------	--

	☐ 緊急安全確保に関する措置 ☐ その他避難行動時の注意事項 (携行品、要配慮者への支援呼びかけ等)
--	--

(3) 東京都への報告

災対生活安全部は、避難の措置及び解除の状況について、避難状況表により記録し、速やかに東京都災害対策本部に報告する。

報告事項	☐ 発令者 ☐ 発令の理由と発令の日時 ☐ 避難の対象地域 ☐ 避難地 ☐ その他必要な事項
------	---

3 警戒区域の設定

本部長ほか次の者は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

警戒区域の設定に関する事務、広報伝達は、前述した「避難の指示等」に準じて行う。

種類	発令者	設定要件	根拠法令
警戒区域	本部長 (市長)	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条
	警察官	上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、若しくは市長から要求があったとき なお、警戒区域を設定した場合、直ちに市長に通知する。	
	自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき なお、警戒区域を設定した場合、直ちに市長に通知する。	
火災警戒区域	消防署長	火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫しているとき	消防法第23条の2
警戒区域の設定が必要とされる場所の事例	☐ 土砂災害の危険が及ぶと予想される地域 (土砂災害警戒区域等、山地災害危険地区等) ☐ 大規模建物の倒壊により危険が及ぶと予想される地域 ☐ 施設被害等により爆発、有毒ガス、放射線の危険が及ぶと予想される地域 ☐ その他災害から地域の居住者等の保護を図る必要がある地域		

第2節 避難誘導

1 危険地域からの避難誘導

(1) 避難誘導の方針

避難指示等が出された場合、警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会、自治会、事業所単位

に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織のリーダーや事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある広域避難場所等に誘導する（２段階避難方式）。

避難指示等を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、広域避難場所への直接避難も行う。

避難指示等が発令されて対象地域内の市民等が避難するとき、又は避難場所が危険となり他の場所へ再避難するときなどは、次の方針で避難者の安全な避難誘導を行う。

避難誘導の方針	○ 状況が許す限りあらかじめ経路の安全を確認する。 ○ 避難は徒歩とし、自動車による避難は禁止する。 ○ 携帯品は必要最小限のものに限定する。 ○ 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者の避難を優先する。 ○ 被災動物にも配慮する。
---------	--

(2) 市の活動

市は、消防署、警察署、自主防災組織等と連携し、任務分担に基づき避難誘導を行う。

なお、避難の状況については、適宜、災対生活安全部長へ報告する。

(3) 消防署、警察署の活動

区 分	活 動 内 容
消 防 署	○ 災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合は、市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合において避難の指示等及びその後の市への通報を行う。 ○ 避難指示等が発令されたときは、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災の拡大経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を市、警察署等に通報する。 ○ 避難指示等がなされたときは、広報車等の活用により、避難指示等の伝達を行う。 ○ 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、広域避難場所、避難路等の安全確保に努める。
警 察 署	○ 避難路等に警戒員を配置するなど、現場における個別広報や地域住民の避難誘導にあたる。 ○ 地域住民や事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を行う。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に表示、縄張り等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○ 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。 ○ 広域避難場所では所要の警戒員を配置し、関係機関と緊密に連絡の上、被害情報の収集、広報活動、行方不明者等の把握、危険と認めた場合の再避難の措置等を行い、秩序維持に努める。

(4) 施設、事業所等の活動

施設、事業所の管理者、責任者等は、必要に応じ、職員、施設利用者、来客者等を安全な場所に避難誘導する。

2 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。

携 帯 品 等 の 目 安	○ 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの） ○ 食糧、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、簡易トイレ、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯充電器等 ○ マスク等（感染症流行時） ○ 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等 ○ 家族に要配慮者がいるときは、その援護に必要なもの ○ ヘルプカード、ヘルプマーク ○ その他現金等少量の貴重品以外の荷物は携行しないこと
------------------	---

3 要配慮者対策

高齢者や障害者、日本語に不慣れな外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮し、災対生活安全部、災対福祉部、災対市民活動推進部、その他関係災対各部が連携を図り、自主防災組織等の協力を得て適切に避難誘導を行うとともに、安否確認を行う。

第3節 避難所等の開設

1 避難所の開設

避難所の開設は、市が指定している避難所の中から市長が必要に応じて決定することを基本とし、避難所運営職員が施設管理者等の協力を得て実施する。また、勤務時間内において緊急に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、施設勤務職員、教職員等が実施する。

また、避難所の施設管理者等は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。避難所が被害を受けている場合には、避難所としての使用可否の確認のため、災害対策本部に応急危険度判定員の支援要請をする。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

指定避難所の区分	担 当 部
市立の小・中・義務教育学校、 稲荷山行政資料保管等施設（旧 稲荷山小学校）	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
市内の都立高等学校	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部
富士森体育館	災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部

指定避難所の区分	担 当 部
市民センター、デジタルハリウッド大学	災対市民活動推進部
夕やけ小やけふれあいの里	災対産業振興部
福祉避難所	災対福祉部

（注）避難所の開設状況によっては、担当部間で相互に応援する。

2 避難所管理責任者

避難所に管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数、被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを把握し自主防災組織や関係機関との連携に努めるとともに、管理運営に際して、女性・要配慮者の視点に配慮する。

3 避難所内事務室の開設

避難所運営職員は、避難所となる施設内に事務室を開設し、表示を掲げて運営拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

4 避難所開設の報告

避難所運営職員は、避難所を開設したときは、避難所・救護所開設状況速報により、避難所主管部を通じて災对生活安全部に報告を行う。

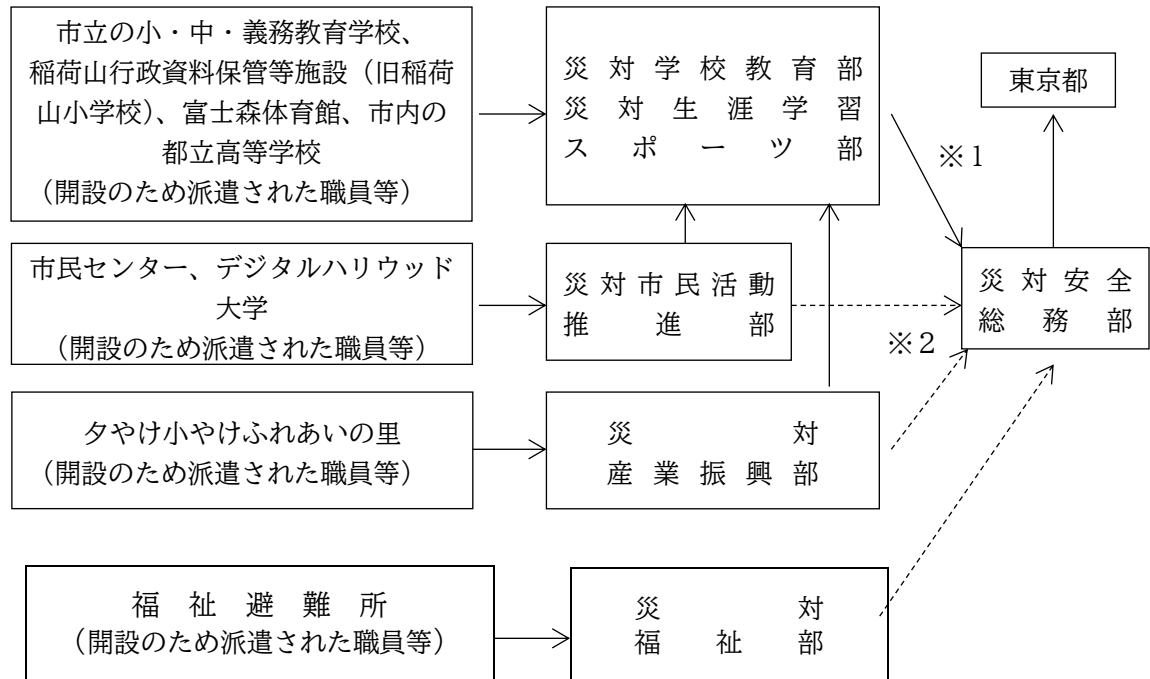
災对生活安全部は、東京都福祉局に連絡する。東京都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行うとともに、警察署、消防署等関係機関に連絡する。

また、福祉避難所を開設したときは、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む）等を、速やかに所定の様式により、東京都及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

避難所開設 の報告事項	☐ 避難所開設の日時及び場所 ☐ 箇所数及び収容人数 ☐ 開設予定期間
----------------	---

避難所報告の伝達系統図



※1 災对学校教育部で集約のうえ災对生活安全部へ報告

※2 災对生活安全部へ伝達が遅れる場合は、災对学校教育部とともに災对生活安全部へ直接報告

5 避難者の受け入れ

(1) 受け入れ場所

避難所運営職員は、施設の責任者等と協議し、指定の避難スペースに避難者を受け入れる。

受け入れにおいては、可能な限り町会・自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携するとともに、女性・要配慮者に配慮する。また、被災者の多様な性の在り方も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

(2) 野外受け入れ施設の開設

避難所主管部は、避難所施設が不足するときは、災害対策本部と調整し、一時的に被災者を受け入れる野外施設（テント等）の開設に努める。

野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、東京都に調達を依頼する。

野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

(3) 緊急避難先の開設

発災時、避難所等への避難が困難となった被災者の緊急的かつ一時的な避難先として、事前に協定等で締結した公共又は民間施設等の開設に努める。

なお、市民がその場に留まる期間は、周囲の危険が無くなり、自宅や避難所等に移動が可能になった時までとする。

(4) 福祉避難所の開設

発災時、迅速に福祉避難所を開設できるよう、協定先施設等と連携した対応を行うなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

第4節 避難所の運営

1 運営担当

避難所の運営は、避難所運営職員が教職員等の協力を得て実施する。

避難所生活が長期化するときは、災害ボランティアセンター等と連携して、避難所で活動するボランティアを活用するとともに、自主防災組織、町会・自治会等にも運営の協力を要請し、避難所運営が円滑かつ統一的に行われるよう連携を図り、避難者自身による自主運営の形態が確立できるよう努める。

なお、運営にあたっては、多様な性の在り方を踏まえ、男女双方が参画するとともに、責任者やリーダー等に女性を複数名加えるよう配慮する。

2 避難者カード・名簿の作成

避難所運営職員は、避難所ごとの避難者に係る情報を早期に把握するため、避難者カードを配り、世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にデータ化するなどして、安否・避難者情報として活用する。また、ホームページへの掲載等による情報発信を行う場合には、DVやストーカー被害等の理由から掲載を希望されない方もいることから、避難者カードに個人情報の開示・非開示について本人確認欄を設け、個人情報に配慮する。

なお、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することがないように配慮しつつ、消防・救助等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性が高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

3 居住区域の割り振りと班長の選出

避難所運営職員は、地区ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

協力要請事項	○ 市からの避難者への指示、伝達事項の周知 ○ 飲料水、食糧、生活物資の配布活動等の補助 ○ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ ○ 防疫活動等への協力 ○ 施設の保全管理等
--------	---

4 飲料水、食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所運営職員は、飲料水、食糧、生活物資等の必要量を、避難所主管部を通じて災対水循環部及び災対産業振興部に連絡する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

被災者に対する食糧・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し等の体制が整うまでの間は、市の備蓄又は調達する食糧等を支給し、炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定める基準に従って行う。

5 運営記録の作成、報告

避難所運営職員は、避難所の運営記録を作成し、1日1回、避難所主管部へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

6 広報活動、相談受け付け等

避難所運営職員は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないように広報活動を行う。また、避難者の各種要望や相談を受け付けて対応する。

なお、避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、災対戦略部は、臨時広報紙を発行する。また、避難所運営職員は、テレビ・ラジオ等の設置、特設公衆電話、インターネット、FAX等を用いて、被災者の特性に応じた情報提供手段の確保を図る。

7 要配慮者への配慮

災対福祉部及び災対学校教育部は、避難所運営職員、ボランティア等と連携し、高齢者、障害者、難病患者等の要配慮者に十分配慮した避難所運営に努め、次のような対策を行う。

要 配 慮 者 対 策	○ 要配慮者の心身双方の健康状態への特段の配慮 ○ ヘルプカードの活用などによる障害特性や個々の状態、ニーズの把握 ○ 要配慮者専用スペースの確保 ○ 要配慮者の特性に応じて必要となる物品の確保 ○ 必要に応じ協定福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣 ○ 避難所から協定福祉避難所への移送手段の確保 ○ 男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点等への配慮 ○ 要配慮者のニーズに応じた食事への配慮
----------------	---

8 避難所における多言語対応

災対市民活動推進部は、避難所における日本語に不慣れな外国人に対するコミュニケーションが円滑に図れるよう、コミュニケーション支援ボードや、ICTの活用、語学ボランティアの派遣要請など、避難所における多言語対応を支援する。

また、日本語に不慣れな外国人の避難状況を踏まえ、必要に応じて、開設した避難所の中から多言語支援強化施設を選定し、指定する。

9 避難所生活環境の整備

避難所運営職員は、関係各部の協力を得て、避難所生活環境を良好に保つため、次のような対策を行う。

避難所生活 環境の整備 対 策	○ 市民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況の把握 ○ 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域の設定 ○ 避難住民の生活環境上必要な物品の確保 ○ 相談窓口の設置、医師や看護師、助産師等による巡回、その他必要な保健活動の実施
-----------------------	---

避難所生活環境の整備対策	○ プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等を調査・確認 ○ 避難所におけるハエや蚊の防除方法について助言・指導 ○ 避難所の運営における女性の参画の推進、男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点等への配慮（特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、トイレの設置場所、性暴力防止の周知、男女ペアによる防犯パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上といった避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営の実施） ○ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項の周知 ○ インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策の実施 ○ 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の発生予防に向けた注意喚起の実施 ○ 防火担当責任者の指定等、防火安全対策の実施 ○ 同行避難動物の把握、安全な飼育場所の確保、フードやケージ等の必要な物品の確保、鳴き声や臭い等に配慮した飼育管理の実施
--------------	---

10 長期化への対応

避難所運営職員は、関係各部の協力を得て、避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

長期化への対策	○ 自主運営体制の構築（女性の視点にも配慮） ○ 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールの確立 ○ 冷暖房器具、洗濯機等の家電の確保 ○ ごみ箱等の設置、仮設トイレの設置場所への配慮、入浴施設の確保等による良好な衛生状態の確保 ○ 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等 ○ 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難者の旅館やホテル等への移動の検討等 ○ 避難者の健康管理 ○ 避難者の栄養管理 ○ 避難者のメンタルヘルス ○ 避難所生活の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応
---------	--

11 指定避難所以外の被災者への対策

在宅、野外テント、車中泊等の市が指定した避難所以外へ避難をしている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置を講じる。

※ 車中泊については、東京都では認めることは困難であるとしていることから、実施をする際は、被害状況等を踏まえ慎重に判断し、適切な広報を行う。

(1) 在宅避難、車中泊等への対応

自宅等の住家に避難している在宅避難者や車中泊、市の開設していない野外テント泊等（市が開設

している避難所外へ避難している被災者）に係る情報収集に努め、可能な限り食糧等の提供を行う。

なお、車中泊等への避難者には静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等への健康管理に係る注意喚起を行う。

(2) 市指定避難所外施設における避難者対応

町会・自治会の会館等、市の指定する避難所以外の施設に避難している被災者等に係る情報収集に努め、可能な限り指定避難所に準じて物資の提供等を行う。

12 避難所の統合、廃止

災害対策本部は、災害の復旧状況、避難所人数の減少状況等を総合的に考慮し、関係各部との調整を図り、避難所の統合及び廃止を決定する。

避難所主管部は、災害対策本部の指示に基づき、避難所の統合及び廃止を行う。

第5節 感染症流行時における避難所運営

警戒が必要な感染症が流行しているときに避難所を開設する際は、避難所内での集団感染や感染拡大による災害関連死を防ぐため感染防止対策の徹底を図る。

なお、感染症対策は、流行している感染症によって注意すべきことが変わることから、国や東京都の通知に基づき柔軟な対応に努める。

1 可能な限り多くの避難スペースの確保

- (1) 学校、市民センター等の避難所は、体育館以外の教室、会議室等も活用して十分な避難スペースを確保する。
- (2) 発災した災害や被災者の状況等によっては、指定避難所以外の施設を避難所として開設するなど、通常よりも多くの避難所を開設することに努める。

2 在宅避難等の周知

避難所での過密状態を防止するため、次のことを周知する。

- (1) 避難所は住家を失った市民等が一定期間生活を行うための施設であり、自宅での生活に危険等がなければ在宅避難を行うこと。
- (2) 親戚や友人宅等への避難について検討すること。

3 避難者の健康状態の確認

- (1) 避難者の健康状態は、避難時に聞き取り調査等を行うと共に、避難生活開始後も定期的に健康状態について確認を行う。
- (2) 発熱、息苦しさ、強いだるさなど、健康状態に異常がある場合は、速やかに申し出るように避難者へ徹底するとともに、救急診療に相談・受診するように周知する。

4 発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保

- (1) 発熱、咳等の症状が出た避難者のために、専用のスペースを確保する。

- (2) 専用スペースは可能な限り個室を用意できるように努め、難しい場合は、動線から隔離し、他の避難者と接触ができないようにパーテーションで区切る等の対応を行う。

5 手洗い、咳エチケット等の徹底

避難者及び避難所運営にかかわる者は、頻繁に手洗いや手指消毒用アルコールを使用するとともに、マスクの着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を行う。

6 避難所の衛生環境確保

ドアや手すり等といった多くの人が触る場所や物品等は、定期的（目に見える汚れがある場合はその都度）に清掃するなど、避難所内の衛生環境をできる限り整える。

7 十分な換気の実施、スペースの確保

- (1) 避難所内は十分な換気に努める。
(2) 避難者家族ごとに十分な間隔が確保できるようにし、避難者同士が接近しないように配慮する。

8 感染者専用避難施設

- (1) 感染症の自宅療養者等が立ち退き避難をする必要が生じた場合は、専用の避難施設を開設することに努める。
(2) 感染者専用避難施設を開設した時には、保健師等により避難者及び避難施設従事者の健康管理を行うとともに、徹底した環境衛生対策を行う。また、避難施設内は、パーテーションやテントで区画化して避難者が互いに接触しない配置とする。

第6節 被災者の他地区等への移送

1 孤立地区からの全集落集団避難

災対生活安全部は、大規模地震発生により市内の山間部において、全集落集団避難が必要となった場合は、東京都及び自衛隊、バス輸送業者等関係機関に協力を要請し、おおむね以下のとおり行う。

- 移送先となる避難所は、集落単位に受け入れ可能な施設を最優先し、必ずしも同一事務所管内にある指定避難所にこだわらないものとする。
- 移送手段は、バス、ヘリコプターを活用する。

2 市外他地区への移送

本部長（市長）は、市内の避難所への受け入れが困難な被災者について、市外他地区（近隣の非被災地若しくは小被災地又は隣接県）への移送を、知事（東京都福祉局）に要請する。

移送方法は、東京都と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、東京都財務局調達のバス等を中心に、東京都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

この場合、本部長（市長）は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

第10章 帰宅困難者対策

章の概要	大規模な地震災害時に、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することができない通勤者、通学者、観光客、旅行者等の帰宅困難者等に対し、市、公共交通機関、警察署・消防署並びに駅周辺事業者等は、相互に連携し、情報提供や一時滞在施設の提供等の支援を行うとともに、一斉帰宅の抑制を図り、市内主要駅周辺の混乱防止に努める。
------	--

項目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市担当	関係機関等
第1節 駅周辺の混乱防止策					災对生活安全部、災対戦略部、災対市民部	東京都、ＪＲ東日本、京王電鉄、多摩都市モノレール、バス事業者、八王子駅周辺滞留者対策推進協議会
第2節 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ					災对生活安全部、災対市民活動推進部、災対市民部、災対健康医療部、災対子ども家庭部、災対産業振興部、災対道路交通部、災対生涯学習スポーツ部	東京都、ＪＲ東日本、京王電鉄、警察署、消防署、八王子駅周辺滞留者対策推進協議会、事業所等
第3節 事業所における帰宅困難者対策					災对生活安全部	事業所等

第1節 駅周辺の混乱防止策

1 滞留者の一斉帰宅抑制

災对生活安全部は、災対戦略部と連携し、震災発生直後から市内の滞留者に対して報道機関やSNS等を活用して迅速に安全確保のための行動を呼びかけるとともに、一時滞在施設の開設の要否を判断するため、混雑状況や被害状況、公共交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全状況等を情報収集して、東京都災害情報システム（DIS）等で東京都と適宜情報を共有する。また、市内主要駅周辺の滞留者情報を収集し、公共交通機関の運行状況に応じて一斉帰宅の抑制等を広報周知して混乱防止を図る。

公共交通機関の責任者等は、地震災害時に利用者等を最寄りの安全な場所へ誘導するとともに、市、警察署・消防署並びに駅周辺事業者等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 滞留者抑止に関する情報提供

災対市民部は、クリエイトホール内消費生活センター及び八王子駅南口総合事務所に情報拠点を開設し、八王子駅周辺滞留者対策推進協議会と連携し、駅周辺滞留者に交通情報・一時滞在施設の情報・帰宅支援情報を提供する。

また、八王子駅周辺の中心市街地では滞留者の集中により通信の輻輳が想定されるなか、市が中心市街地に提供している公衆無線LANサービス（Hachioji Free Wi-Fi）の災害時切替え機能により容易にインターネットに接続できる環境が整備されていることから、災対生活安全部及び災対戦略部は、公共交通機関の運行状況や一時滞在施設に関する情報を市ホームページやSNSにより地図上で表示するなど、滞留者の混乱防止を図るための周知を行う。

3 情報連絡体制の構築

災対生活安全部及び災対市民部は、帰宅困難者の動向に大きな影響を与える公共交通機関の運行状況について、市内主要駅近隣の市施設から情報収集を行うとともに、東京都、交通事業者と連携して情報を共有し、市内滞留者に適切に情報発信を行う。

第2節 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

1 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

災対生活安全部は、一時滞在施設の開設が必要になった場合、あらかじめ指定した一時滞在施設の施設管理者等に開設を要請する。また、一時滞在施設の開設要請後、開設、運営状況を東京都災害情報システム（DIS）等で東京都に報告する。

一時滞在施設の施設管理者等は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を災害対策本部に報告する。施設に被害が見受けられるが、危険度の判定を実施することが困難な場合には、一時滞在施設としての使用可否の確認のため、災害対策本部に応急危険度判定員の支援要請をする。

また、一時滞在施設の施設管理者等は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、災対生活安全部からの要請等を受け、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、受入れスペースや立入禁止区域の設定、施設利用案内の表示、通信手段を確保して一時滞在施設を開設し、災対生活安全部に開設の報告を行う。

なお、新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症が流行しているときは、避難所における感染症対策に準じた対応に努めるものとする。

2 一時滞在施設への誘導

市は一時滞在施設を開設したときは、警察署、消防署、八王子駅周辺滞留者対策推進協議会と連携して、帰宅困難者を一時滞在施設に誘導する。

3 一時滞在施設の運営

一時滞在施設の施設管理者等は、帰宅困難者を受け入れたとき、女性、要配慮者等に配慮したスペース配置、救護所設置等の保健衛生活動、水・食糧、備蓄品等の供給、情報収集と受入者への伝達に努め、災対生活安全部へ受入状況の報告等を行う。また、公共交通機関の運行状況等の帰宅支援情報を提供し、受入者の帰宅誘導を行う。

なお、災対生活安全部は、一時滞在施設に備蓄している食糧・物資等に不足が見込まれる場合に

は速やかに必要数を手配する。

※ 一時滞在施設の開設期間は、受入れた帰宅困難者が安全に帰宅できるまでの間、原則として最大3日間程度とする。

一時滞在施設	○ 八王子駅北口地下自由通路	○ 八王子城跡ガイダンス施設
	○ J：COMホール八王子（市民会館）	
	○ 東浅川保健福祉センター	○ クリエイトホール
	○ 総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）	
	○ 南大沢文化会館	○ 高尾 599 ミュージアム
	○ 芸術文化会館（いちょうホール）	

※都施設及び民間施設については別冊を参照。

施設利用案内の掲示項目	○ 共助の観点から管理者が一時的に施設を開放していること
	○ 一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者等の指示に従うとともに、施設管理者等が責任を負えない場合もあることを理解したうえで、施設内において行動すること
	○ 余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者等の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること
	○ 負傷者の治療等、施設において対応できない事項

第3節 事業所等における帰宅困難者対策

1 事業所等における帰宅困難者対策

事業所等の責任者は、交通情報等を収集して被害状況を把握し、従業員等が一斉に帰宅して救助・救出活動の妨げとならないよう東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ一斉帰宅の抑制等を行う。

また、従業員等に対して、仮泊場所、水、食糧、生活必需品等の確保（3日分）などに努める。

なお、事業者は、買い物客や行楽客など組織に属さない帰宅困難者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。また、事業者は、従業員を一時的に自社に留め、事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努めるとともに、可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するなど、地域再生の一助になるよう努める。

2 学校等における対応

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

3 徒歩帰宅者の支援

帰宅困難者が帰宅するにあたっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。

その際、市は、東京都、関係団体及び事業所等と連携し、都が指定した都立学校等及び協定を締結しているコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、ファミリーレストラン等で水道水・トイレ・災害情報の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」を周知して、帰宅困難者の秩序立った徒歩帰宅を支援する。

第11章 要配慮者等対策

章の概要	大規模震災時には、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者及び日本語に不慣れな外国人は、健常者と比べてより一層大きな生活上の制約、困難等が生じる。このため、災害後、直ちに避難行動要支援者等の安否確認を行うとともに、必要とする支援内容を把握し、地域住民、関係団体、ボランティア等と連携・協力して適切な支援・援護に努める。特に避難所、仮設住宅等においては、要配慮者専用の設備、施設等を確保するとともに、その他様々な場面において、要配慮者及び外国人への配慮を行う。
------	--

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 要配慮者等への支援活動					災対福祉部、災対市民活動推進部、災対市民部、災対子ども家庭部、災対学校教育部	市社協、福祉関係団体等
第2節 避難行動要支援者の安否確認等					災対福祉部	市社協、福祉関係団体等
第3節 避難所の要配慮者に対する応急支援					災対福祉部、災対学校教育部	市社協、福祉関係団体等
第4節 協定福祉避難所の確保と移送					災対福祉部	市社協、福祉関係団体等
第5節 要配慮者への健康相談、生活支援相談等					災対福祉部	市社協、福祉関係団体等
第6節 要配慮者向け仮設住宅の供給と支援					災対福祉部、災対契約資産部	市社協、福祉関係団体等

第1節 要配慮者等への支援活動

1 要配慮者とその支援方針

要配慮者の区分とその支援方針は、次のとおりである。

要 配 慮 者 の 区 分	支 援 方 針
高 齢 者	病気や衰弱による震災関連死を防止するため、安否・所在を確認し、避難所や仮設住宅等において健康的な生活を維持できる環境の確保、向上に努める。
障 害 者	支援ニーズがきわめて多様で個別的であることを踏まえ、安否・所在を確認し、多種多様な支援団体等との連絡体制の確立に努める。

要 配 慮 者 の 区 分	支 援 方 針
妊 産 婦	災害ショック、環境変化によるストレス解消に配慮するとともに、避難中の切迫流産等の健康管理に留意する。
乳 幼 児	保護者を失ったときの保護、養育と、乳幼児が受ける生活上の制約解消に努める。
そ の 他	難病患者、人工透析患者等については、障害者と同様に救援ニーズがきわめて多様で個別的であることを踏まえ、安否・所在を確認し、多種多様な支援団体等との連絡体制の確立に努める。 (⇒ 第7章 第6節 第4項「透析患者・難病患者への対応」参照) 食物アレルギー等疾患者にはアレルギー対応食などの支援に努める。

2 要配慮者への支援体制の構築

災対福祉部、災対健康医療部、災対学校教育部及び災対生活安全部は、関係機関や福祉関係団体等と連携して、避難行動要支援者の安否確認や支援ニーズを把握し、次のような一連の支援活動を行う。

支 援 活 動	○ 安否確認、「ヘルプカード」等の活用などによる支援内容の把握、支援者等の確保 ○ 避難所での応急支援 ○ 協定福祉避難所の確保と移送 ○ 健康診断、こころのケア、栄養・生活相談、広報活動等 ○ 要配慮者向け仮設住宅の供給と支援
---------	--

3 日本語に不慣れな外国人への支援

災対市民活動推進部及び災対市民部は、連携して日本語に不慣れな外国人への支援を行う。日本語に不慣れな外国人への対応については、多言語のほか、やさしい日本語やピクトグラム等の活用により、必要な情報が正確に伝わるよう配慮する。

4 保護者を失った乳幼児の支援活動

保護者を失った乳幼児がいる場合、保護可能な親戚に速やかに引き渡す。保護可能な親戚が見つからない場合は、児童相談所に保護を依頼する。

また、病気や衰弱した乳幼児がいる場合は、受け入れ可能な病院等に速やかに引き渡し又は移送する。引き渡し又は移送先が確保されるまでの間は、保育所等で保護する。

第2節 避難行動要支援者の安否確認等

1 安否確認等

災対福祉部は、関係機関や福祉関係団体等の協力を得て、避難行動要支援者の安否と所在の確認を行う。

なお、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行

動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができることに留意する。

確 認 方 法	○ 避難行動要支援者名簿の活用 ○ 避難者名簿の活用 ○ 民生委員・児童委員の調査に基づく報告 ○ 障害者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告 ○ 自主防災組織の調査に基づく報告 ○ 災対福祉部及び関係部署の調査に基づく報告 ○ その他関係機関の調査に基づく報告
---------	--

2 支援ニーズの把握等

災対福祉部は、安否確認とあわせて、市社協、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）、福祉関係団体、自主防災組織等の協力を得て、支援ニーズの把握を行うとともに、必要な介護・介助要員、資器材等の確保や支援計画の策定に努める。

支援ニーズ の 内 容	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具の種別、数量 ○ その他支援を必要とする事項や留意点等
----------------	---

第3節 避難所の要配慮者に対する応急支援

災対福祉部及び災対学校教育部は、避難所運営職員等と連携し、避難所における要配慮者の支援ニーズを把握し、次のような支援を行う。このとき、付添者への支援も考慮する。

支援項目	支援内容
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消や手すりの取り付け ○ 簡易ベッドの確保 ○ 間仕切り、カーテン等の設置 ○ 車椅子、杖、紙おむつ、ミルク、簡易トイレの確保等
要配慮者専用スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、出入り、トイレ等への配慮等
生活支援措置	○ 適温食、アレルギー対応食など要配慮者に配慮した食事の供給 ○ ボランティアの派遣、介護等
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達等

第4節 協定福祉避難所の確保と移送

1 協定福祉避難所の確保

災対福祉部は、必要に応じて、市内の社会福祉施設等を協定福祉避難所として確保する。

2 協定福祉避難所への移送

災対福祉部は、協定福祉避難所が確保されたときは、避難者の容態に応じて関係機関等の協力を得て速やかに要配慮者を移送する。このとき、要配慮者の家族等の支援者も協定福祉避難所へ避難させる。

第5節 要配慮者への健康相談、生活支援相談等

災対福祉部は、災対健康医療部と連携し、関係機関、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、在宅や避難所等の要配慮者に対し、次のような支援を行う。

なお、健康相談等については第7章第6節「被災者の保健対策」を参照。

支 援 内 容	○ 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康相談等 ○ ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活支援相談 ○ ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援 ○ チラシ、点字等による障害者向けの広報活動等
---------	--

第6節 要配慮者向け仮設住宅の供給と支援

1 要配慮者向け仮設住宅の供給

災対契約資産部は、東京都が仮設住宅を建設するにあたり、必要に応じて高齢者や障害者に配慮した設備・構造の住宅となるよう東京都と調整を行う。

要配慮者向け仮設住宅の供給において、次の点に留意する。

供 給 の 留 意 点	○ 要配慮者のニーズの把握と住宅仕様の検討 ○ 東京都が策定する選定基準に基づき、優先的な入居への配慮
----------------	--

2 要配慮者向け仮設住宅での支援

災対福祉部は、災対健康医療部と連携し、関係機関、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、要配慮者向け仮設住宅において、要配慮者に対し、次のような支援を行う。

なお、健康相談、メンタルヘルス対策については第7章第6節「被災者の保健対策」を参照。

要 配 慮 者 向 け 仮 設 住 宅 で の 支 援 内 容	○ スタッフ詰所の設置と運営 ○ 居住環境の向上 ○ 健康相談、メンタルヘルスケア対策の実施 ○ 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談 ○ ホームヘルパーの派遣等
--	---

第12章 生活救援活動

章の概要	大規模な地震により、水道施設等が被害を受けた場合は、飲料水を中心とした応急給水が不可欠である。また、避難所等に集まる多数の被災者のために、食糧や生活物資の供給も必要となる。これら食糧、生活物資については、発災直後は備蓄品の提供や協定締結団体等からの調達でまかなうとともに、状況に応じて市外部からの調達・救援物資を、地域内輸送拠点等において仕分けて、効率的に被災者へ供給する。その後は、時間の経過とともに、炊き出しや業者委託等により安定的な供給に努める。 また、地域経済上不可欠な金融機関の被害状況把握等を行うとともに、市役所や避難所等において各種相談等を受け付け、災害時における被災者の生活を支援する。
------	---

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 水の確保、供給					災対水循環部、災対産業振興部、避難所運営職員	東京都（多摩水道改革推進本部）、自衛隊、東京都トラック協会多摩支部、協定締結団体等
第2節 食糧の確保、供給					災対産業振興部、避難所運営職員	東京都、東京農政事務所、自衛隊、東京都トラック協会多摩支部、協定締結団体等
第3節 炊き出しの実施、支援等					災対産業振興部、災対学校教育部、避難所運営職員	東京都、東京農政事務所、自衛隊、東京都トラック協会多摩支部、協定締結団体等
第4節 生活物資の確保、供給					災対産業振興部、災対福祉部、避難所運営職員	東京都、東京都トラック協会多摩支部、協定締結団体等
第5節 物資の受け入れ、仕分け等					災対産業振興部	
第6節 金融対策					災対会計部	指定金融機関等
第7節 被災者相談					災対戦略部、災対都市計画・拠点整備部、関係各部、避難所運営職員	

第1節 水の確保、供給

1 基本方針

大規模震災時には、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1日1人当たり3リットルを基準に応急給水を行う。

その後は、水道施設の復旧状況及び給水輸送体制の状況に応じて、生活用水を含め給水量の拡大に努める。

2 水の確保

東京都（多摩水道改革推進本部）は、水道施設の被害状況を調査するとともに、取水施設や浄水場などでの緊急措置により水源の確保に努める。

災対水循環部は、給水が可能となるまでの間、備蓄ミネラルウォーターや生活用水のための井戸、ろ水機によるプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって水の確保に努める。

3 需要の調査、給水計画の報告

東京都は、給水機能が停止したときは、市と連携し応急給水が必要な区域などの需要調査を行うとともに、直ちに給水計画を作成し、市災害対策本部に報告する。

災対水循環部は、その計画を基本とし、東京都との役割分担に従い、市民への応急給水の具体的な計画を作成する。

調査、報告事項	○ 給水機能停止区域とその世帯数、人口 ○ 施設の被害状況と復旧の見込み ○ 応急給水の体制、活動状況 ○ 応急給水の開始時期 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）等の設置（予定）場所
---------	---

4 給水活動の準備、応援要請

東京都は、市と連携し、給水計画に基づき必要な車両、応急給水資器材等を確保する。東京都と市での給水活動が困難なときは、近隣市町村、自衛隊、協定業者等に応援を要請する。

5 被災者への給水活動

被災者への給水は、災対水循環部及び災対資源循環・環境部が、東京都（多摩水道改革推進本部）と連携し、災害時給水ステーション（給水拠点）を設置して行うことを基本とする。

(1) 災害時給水ステーション（給水拠点）

災害時給水ステーション（給水拠点）の概要は、次のとおりである。

給水拠点の種類	概 要
① 給水所、配水所等 （18 か所）	居住場所からおおむね2 km以内に1 か所を目標に東京都が定めている既設の配水所や給水所等の施設である。
② 応急給水槽 （1 か所）	①の施設がない空白地域を補完するために東京都が設置するもので、市内では、陵南公園敷地内に容量1500m ³ の応急給水槽がある。

災害時給水ステーション（給水拠点）での活動は、次のとおりである。

①、②の給水拠点では、災対水循環部及び災対資源循環・環境部が、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、市民が自ら持参した容器に対し給水を行う。容器を持参できない市民には、給水袋等を用意する。

①の給水拠点は分画化され、市職員が立ち入り可能な場所に給水栓が常設されている。東京都職員が参集できない場合等、必要に応じて、市職員が自主防災組織等の協力を得て給水活動を行う。

②の給水栓の設置及び市民への給水活動は、市が行う。

(2) 災害時給水ステーション（車両輸送）

東京都、災対水循環部及び災対資源循環・環境部は、災害時給水ステーション（給水拠点）から遠く離れている避難場所などに、給水車等の車両を使用して水を運び、開設する。水の輸送・補給及び貯水タンクの設置は、東京都、災対水循環部及び災対資源循環・環境部が行う。

なお、東京都、市では十分な給水活動が困難な時は、協定を締結している指定管工事組合等への応援要請を行う。

(3) 災害時給水ステーション（避難所等）

災対水循環部、災対資源循環・環境部及び避難所運営職員は、災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するために、状況により避難所の応急給水栓及び避難所付近のあらかじめ東京都が指定した消火栓等から給水する。

6 その他の手段による被災者への給水活動

関係各部は、給水拠点以外に次の手段で被災者への給水活動を行う。

(1) 備蓄品の提供

独立型防災倉庫には、ミネラルウォーターを保管しており、災対水循環部の要請により災対産業振興部が避難所や医療機関等に輸送する。

また、避難所にもミネラルウォーターを備蓄しているので、避難所運営職員は施設管理者と協力して、避難所に備蓄飲料水を提供する。

(2) プールの活用

避難所運営職員は、避難所となる市立小・中・義務教育学校のプールを生活用水の水源として活用する。その場合、機械的処理（ろ水機等）、薬剤投入、水質検査等を必要に応じて行うなど安全性に特に留意する。

(3) 井戸の活用

災対水循環部は、必要に応じて、生活用水用に協定を締結している井戸の所有者、管理者等に井戸水供給を要請する。

(4) 仮配水管等の設置

災対水循環部は、水道施設の復旧に長期間を要するときは、状況により仮配水管等の設置を東京都に要請する。

7 医療機関、福祉施設等への給水活動

災対水循環部及び災対資源循環・環境部は、水道施設の被害状況や要請に基づき、給水車等を活用して災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院、福祉施設等に対し、最優先で応急給水を行う。

なお、車両輸送を必要とする医療施設等については、東京都災害対策本部に車両輸送による応急給水を緊急要請する。

8 周知、広報

災対水循環部は、東京都と連携し給水拠点を設置したときは、災対戦略部に給水に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

広報事項	○ 設置場所	○ 利用時間
	○ 利用方法	○ その他留意事項

第2節 食糧の確保、供給

1 基本方針

(1) 供給方針

大規模震災時には、次の供給方針に基づき食糧の段階的な供給を行う。

区 分	時期の目安	供 給 方 針
① 第1段階	発災当日	備蓄品を被災者に供給するが、必要に応じて市内の協定締結団体等から緊急調達する。
② 第2段階	2日目以降	①以外に、状況に応じて東京都や近隣市町村等に調達要請した救援食糧を供給する。
③ 第3段階	4日目以降	①、②以外に、状況に応じて炊き出しや業者委託による供給、給食センター（特殊栄養食品ステーションと兼用）から主食と汁物の提供を行うとともに、食事に配慮が必要な被災者に対しては特殊栄養食品等の提供による食支援を行う。

※ 食糧の供給に関しては、可能な限り栄養面・アレルギーへの配慮を行う。

※ 生活物資の確保、供給は原則として災対産業振興部が主体となって実施するが、被災者への生活物資の需要の把握、調達、供給を行う上で、災対福祉部が行う見舞金・義援金等の申請・支給事務とあわせて行う方が合理的な場合は、災対産業振興部と協議の上で災対福祉部が行う。

(2) 供給対象者等

食糧供給の対象者は、次のとおりである。

また、食糧として主食、副食品等を供給するが、食物アレルギー疾患や乳児等の食事に配慮が必要な被災者に対しては、特殊栄養食品等（アレルギー対応食、乳幼児用ミルク等）を調達し、供給する。

供給対象者	○ 避難指示等に基づき、避難所に収容された者 ○ 住家が被害を受け、炊事の不可能な者 ○ 食糧の供給機能が混乱し、通常の調達が可能となった者 ○ 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者 ○ 災害応急対策活動従事者（※災害救助法の実費弁償の対象外である）
-------	---

2 需要の把握

災対産業振興部は、関係各部等からの情報を通じて、食糧の需要を把握する。

把握方法	○ 避難所収容者は、避難所運営職員が把握する。 ○ 住宅残留者は、自主防災組織等の協力を得て災対生活安全部が把握する。 ○ 災害応急対策活動の従事者の必要数は、災対生活安全部が把握する。
------	---

3 備蓄品の提供

災対産業振興部は、防災倉庫に備蓄している乾パン、アルファ米等を提供する。

寄託物資(クラッカー等)として東京都が市に事前に配置してあるものは、東京都の承認を得て市が輸送し、被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。

4 協定締結団体等からの調達

災対産業振興部は、必要に応じて協定締結団体等に要請し、主食、副食品、調製粉乳等を調達する。

食糧等供給に関する応援協定締結先	協定内容
ダイエー、イトーヨーカ堂、 スーパーアルプス、コープみらい、 三和、八王子市農業協同組合及び同組合 青壮年部、クリエイトエス・ディー、ウ エルシア、日本水産	主食、副食、調味料、医薬品等の供給
東京八王子青果	食糧品の供給協力及び産地からの買付協力

5 東京都からの調達等

災対産業振興部は、必要に応じ、災対生活安全部を通じて東京都や近隣市町村等に調達を要請する。

6 食糧の輸送

備蓄又は調達要請等した食糧の輸送は、災対産業振興部が行うことを基本とする。

災対産業振興部は、災対契約資産部及び東京都トラック協会多摩支部等の協力を得て輸送を行うが、業者から調達する食糧は、原則として調達業者に指定地までの輸送を依頼する。

なお、調達等した食糧の受け入れ、仕分け、保管等が必要なときは、原則として地域内輸送拠点で行う。

7 被災者への食糧供給

被災者への食糧供給は、災対産業振興部が食糧供給拠点を設置して行うことを基本とする。

(1) 食糧供給拠点

食糧供給拠点は、原則として避難所に設置する。

(2) 食糧供給拠点での活動

避難所の食糧供給拠点では、避難所運営職員が、避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て食糧を配布する。

8 医療機関、福祉施設等への食糧供給活動

災対産業振興部は、施設の被害状況や要請に基づき、市内の災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院、福祉施設等に対し、最優先で応急食糧の供給を行う。

9 周知、広報

災対産業振興部は、食糧供給拠点を設置したときは、災対戦略部に食糧供給に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

広報事項	☐ 設置場所	☐ 利用時間	☐ 利用方法
	☐ その他留意事項		

第3節 炊き出しの実施、支援等

1 炊き出しの実施

避難所運営職員は、避難所等の体制が整った段階で、必要に応じて炊き出しを行う。

炊き出しは、各避難所において自主防災組織、ボランティア、避難者、自衛隊等の協力を得て行い、食事作りや片付け等の特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。

なお、炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則（昭和38年10月5日 都規則第136号）の定めるところによる。

また、炊き出し時には、感染症対策を十分に考慮し、栄養面・アレルギーに配慮するとともに、炊き出し衛生管理チェック表等を利用し、衛生管理にも注意する。

2 炊き出しの支援

災対産業振興部は、炊き出しに必要な米穀、食材、資器材等を確保する。

米穀の調達は、市内の協定締結団体等から行うが、必要に応じて災対生活安全部を通じて東京都に要請する。

3 弁当類の業者委託による供給

災対産業振興部は、必要に応じて弁当類の供給体制を整える。供給にあたっては、栄養面・アレルギーに配慮するとともに衛生管理に注意する。

4 給食センターを活用した食支援

災对学校教育部は、災害発生後4日目以降、稼働可能な給食センターから近隣避難所への応急給食（主食と汁物）を行う。

給食センター	○ 学校給食センター元横山	○ 学校給食センター南大沢
	○ 学校給食センター元八王子	○ 学校給食センター檜原
	○ 学校給食センター寺田	

第4節 生活物資の確保、供給

1 基本方針

(1) 供給方針

大規模震災時には、次の供給方針に基づき男女双方のニーズを考慮し生活物資の供給を行う。

区 分	時期の目安	供 給 方 針
① 第1段階	発災当日	備蓄品を被災者に供給するが、必要に応じて市内の協定締結団体等から緊急調達する。
② 第2段階	2日目以降	①以外に、状況に応じて東京都や近隣市町村等に調達要請した救援物資を供給する。

注）被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、災害救助法の定めるところによる。

(2) 供給品目、供給対象者

生活物資供給の品目、対象者は、次のとおりである。

供給品目	○ 寝具（就寝に必要な最小限度の毛布等） ○ 敷物 ○ 衣類（肌着、防寒着等） ○ 身回り品（タオル等） ○ 日用品（石鹸、女性用品等） ○ その他災害の状況、時期に応じて必要と判断するもの
供給対象者	○ 避難指示等に基づき、避難所に収容された者 ○ 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者 ○ 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が不可能となった者

2 需要の把握

災対産業振興部は、食糧と同様に、関係各部等からの情報を通じて、生活物資の需要を把握する。

把握方法	○ 避難所収容者は、避難所運営職員が把握する。 ○ 住宅残留者は、自主防災組織等の協力を得て災对生活安全部が把握する。
------	--

3 備蓄品の提供

災対産業振興部は、防災倉庫に備蓄している生活物資を提供する。

寄託物資(毛布、敷物等)として、東京都が市に事前に配置してあるものは、東京都の承認を得て市が輸送し被災者に給(貸)与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

4 協定締結団体等からの調達

災対産業振興部は、必要に応じて協定締結団体等に要請し、生活物資を調達する。

生活物資供給に関する応援協定締結先	協定内容
ダイエー、イトーヨーカ堂、 スーパーアルプスコープみらい、三和、 八王子市農業協同組合及び 同組合青壮年部、 クリエイトエス・ディー、ウエルシア、 カインズ	衣料品、日用品等の供給

5 東京都からの調達等

災対産業振興部は、必要に応じ、災对生活安全部を通じて東京都や近隣市町村等に生活物資の調達を要請する。

6 生活物資の輸送

備蓄又は調達要請等した生活物資の輸送は、災対産業振興部が行うことを基本とする。

災対産業振興部は、災対契約資産部及び東京都トラック協会多摩支部等の協力を得て輸送を行うが、業者から調達する生活物資は、原則として調達業者に指定地までの輸送を依頼する。

なお、調達等した生活物資の受け入れ、仕分け、保管等が必要なときは、原則として地域内輸送拠点で行う。

7 被災者への生活物資供給

被災者への生活物資供給は、災対産業振興部が生活物資供給拠点を設置して行うことを基本とする。

(1) 生活物資供給拠点

生活物資供給拠点は、原則として避難所に設置する。

(2) 生活物資供給拠点での活動

避難所の生活物資供給拠点では、避難所運営職員が、避難者(班長)、ボランティア等の協力を得て生活物資を配布する。なお、女性用品は女性の担当者から配布するなど男女の視点に配慮した配布に努める。

8 周知、広報

災対産業振興部は、生活物資供給拠点を設置したときは、災対戦略部に生活物資供給に関する広報を要請し、市民への周知を図る。

広報事項	○ 設置場所	○ 利用時間	○ 利用方法
	○ その他留意事項		

第5節 物資の受け入れ、仕分け等

1 物資の受け取り、仕分け、保管

災対産業振興部は、地域内輸送拠点を設置したときは、ボランティア等の協力を得て、調達物資又は救援物資の受け取り、仕分け、保管を行う。

また、調達物資又は救援物資が短時間のうち大量に搬送され集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念されるため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワーを活用し、物資の供給が迅速かつ円滑に実施されるよう努める。

2 物資の配布方法

救援物資等の配布方法は、必要に応じて本部員会議で協議し、決定する。

第6節 金融対策

1 市内金融機関の情報収集

大規模な震災が発生した場合、災対会計部は、市内金融機関（指定金融機関及び収納代理金融機関）の被害状況及び被災者に対する臨時措置（定期預金の中途解約、通帳紛失に対する対応等）の実施状況等を調査するとともに、極力平常どおり営業を行うよう要請する。

なお、収集した営業に関する情報については、災対戦略部と連携し、市民へ広報する。

2 災害時における市公金事務の円滑化

大規模な地震が発生した場合は、市の財務会計システムが停止し、回復に時間がかかる事態も想定される。そのような場合に備え、市は指定金融機関（みずほ銀行）と災害時における八王子市公金の取扱いについて確認書を取り交わし、災害時の事務処理要領を定めており、災害時にはこの要領に基づき、事務取扱いに支障を及ぼさないよう処理する。

第7節 被災者相談

1 被災者総合相談窓口の設置

市は、被災者及び市民からの相談・要望・苦情などを一元的に受付け、適切な措置を実施するため、初動期から市本庁舎や事務所等に被災者総合相談窓口を設置し、関係各部の担当者を配置する。

避難所では、避難所運営職員が被災者の各種要望や相談を受け付けて対応する。なお、相談等に当たっては、女性の視点にも配慮し相談等しやすい環境の整備に努める。

また、災害応急対策や復旧・復興計画に対する提言・意見等を広く被災地内外に求め、市の災害対応の参考とする。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

対応事項	○ 行方不明者の捜索受け付け ○ 食糧、飲料水、生活物資の支給に関する情報 ○ 埋火葬許可証の発行 ○ 仮設住宅の申し込み ○ 被災住宅の応急修理の相談 ○ 被災証明書の発行(※) ○ 災害弔慰金等の申し込み ○ その他相談事項
------	---

※ 罹災証明書の発行は、被災者相談窓口とは独立した、罹災証明書発行専門の窓口を設置し、実施する。

【罹災証明と被災証明・被災届出証明の相違点等について】

被災証明書・被災届出証明書は、住家に限定せず「被災した事実」や「被災の届出があったこと」を証明するものであるため、被害の度合いは証明されない。

一方、罹災証明書は、災害によって住家が破損した場合に、被害状況を調査（住家被害認定調査）したうえで、「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水」の範囲で被害の度合いを証明するものである。

第13章 住宅対策

章の概要	大規模地震発生時には、二次災害を防止するため、被災建築物や被災宅地の危険度判定を行い、市民の安全を確保する。 また、住宅を被災し、自らの対応が困難な者に対しては、仮設住宅の建設や公営・民間住宅の確保、被災住宅の応急修理等、必要な支援を行う。
------	--

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 被災建築物の応急危険度判定					災対まちなみ整備部	東京都、東京都建築士事務所協会、建設業協会
第2節 被災宅地の危険度判定					災対まちなみ整備部	東京都
第3節 被災住宅の応急修理					災対契約資産部	東京都、建設業協会
第4節 応急的な住宅の確保					災対まちなみ整備部	東京都
第5節 建設型応急住宅の用地確保、建設等					災対まちなみ整備部、災対契約資産部	東京都、建設業協会
第6節 応急仮設住宅の入居者の募集、選定					災対市民部、災対市民活動推進部、災対産業振興部、災対学校教育部、災対生涯学習スポーツ部、災対まちなみ整備部	東京都
第7節 市営住宅の応急修理					災対まちなみ整備部	建設業協会

第1節 被災建築物の応急危険度判定

1 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

災対まちなみ整備部は、民間住宅等の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定員に出動を要請するとともに、八王子市災害時受援応援計画に基づき、東京都に支援要請を行うなどの措置を講ずる。

東京都は、東京都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録した応急危険度判定員の出動要請を行うなど、必要な支援を行う。

なお、各公営住宅並びに民間の事業所に関しては原則として、所有者・管理者の責任で行う。

応急危険度判定 実施本部の業務	○ 応急危険度判定実施本部の運営 ○ 東京都、関係団体等への支援要請 ○ 応急危険度判定員の確保、受け入れ ○ 応急危険度判定の実施 ○ 応急危険度判定結果の集計、報告等
--------------------	---

2 作業体制の確保

判定は、地震発生後概ね10日程度で終了することを目標とし、災対まちなみ整備部は、次のとおり作業体制を確保する。

作業体制 の確保	○ 判定員の名簿作成 ○ 資器材等の準備 ○ 判定統一のための協議実施 ○ 活動環境の準備（移動手段、食事、宿泊場所の確保等）	○ 担当区域の配分 ○ 判定基準の資料準備 ○ 判定ステッカー等の準備
-------------	--	---

3 判定作業及び結果の表示

応急危険度判定員は、災対まちなみ整備部の指示のもと応急危険度判定を行う。判定結果は、次のとおり3区分し、判定ステッカーを、該当する建築物の見やすい場所に表示し、当該建築物の所有者、利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

なお、判定作業の実施にあたっては、全国被災建築物応急危険度判定協議会によるマニュアル等を参考とする。

判定結果の区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄色	立ち入りには十分注意すること
調査済	緑色	建築物は使用可能

第2節 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

災対まちなみ整備部は、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置し、東京都に支援要請を行うなどの措置を講ずる。

東京都は、被災宅地危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、必要な支援を行う。

被災宅地 危険度 判定実施本部 の業務	○ 危険度判定実施本部の運営 ○ 東京都等への支援要請 ○ 被災宅地危険度判定士の受け入れ ○ 危険度判定の実施 ○ 危険度判定結果の集計、報告等
------------------------------	---

判定対象	① 盛土規制法第2条第1号に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地 ② 実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地 ③ ①及び②に被害を及ぼすおそれのある土地
------	---

(注) 盛土規制法第2条第1号に規定する宅地とは、農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地である。

2 作業体制の確保

災対まちなみ整備部は、次のとおり作業体制を確保する。

作業体制の確保	○ 被災宅地判定士等の名簿作成 ○ 担当区域の配分 ○ 資器材等の準備 ○ 判定基準の資料準備 ○ 判定統一のための協議実施 ○ 判定ステッカー等の準備 ○ 活動環境の準備（移手段、食事、宿泊場所の確保等）
---------	---

判定結果の区分	判定結果の意味
危険宅地	○ この宅地に立ち入ることは危険です。 ○ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい。
要注意宅地	○ この宅地に入る場合は十分注意して下さい。 ○ 応急的に補強する場合は専門家にご相談下さい。
調査済宅地	○ この宅地の被災程度は小さいと考えられます。

3 判定作業と周知

危険度判定士は、災対まちなみ整備部と連携して危険度判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等を行い、使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷「一部損壊（準半壊）」した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

1 対象者の選定等

(1) 対象者

災害のため住家が半壊し、又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷「一部損壊（準半壊）」を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

(2) 対象者の調査及び選定

災対契約資産部は、被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する罹災証明書に基づき、東京都が定める選定基準により、募集・受付・審査等の事務を行う。

2 応急修理の方法

(1) 修理

東京都が提示する一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会のあつせんする応急修理を行うことができる建設業者リストを参考に、市（災対契約資産部）独自のリストを作成する。作成されたリストを参考に被災者が業者を選定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

(2) 修理費用の範囲

1 世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する。

（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了。）

(4) 帳票の作成

応急修理を実施した場合、東京都及び市は、必要な帳票を整備する。

第4節 応急的な住宅の確保

災対まちなみ整備部は、災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自己の資力によっては住家を得ることができない被災者に、東京都と連携・協働し、応急仮設住宅等の確保を行う。

1 応急仮設住宅等の必要量の算定

災対まちなみ整備部は、東京都と連携・協力し、応急仮設住宅等の必要量の算定を行う。

応急仮設住宅等の種類	○ 建設型応急住宅 ○ 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅 ○ 公的賃貸住宅の活用による一時提供型住宅
------------	--

2 公的賃貸住宅の確保

災対まちなみ整備部は、東京都と連携・協力し、一時提供型住宅として使用する公的賃貸住宅（市営住宅、都営住宅、独立行政法人都市再生機構・公社住宅等）の空き家を確保する。

3 賃貸型応急住宅に関する情報発信

災対まちなみ整備部は、賃貸型応急住宅の供与について、都知事からの委任に基づき、東京都や関係団体と連携・協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家に関する情報と、賃貸型応急住宅の制度に関する情報を、住宅に困窮する被災者に向けて発信する。

第5節 建設型応急住宅の用地確保、建設等

東京都が、災害救助法に基づき建設型応急住宅の建設に着手したときは、市は実施に協力する。また、都知事から委任を受けたときは、市が実施する。

1 用地の確保

災対まちなみ整備部は、災対契約資産部その他、用地を所管している部の協力を得て建設型応急住宅の建設候補地を確保し、東京都に報告する。

東京都は、確保された建設候補地の中から選定するとともに、市の用地だけでは必要戸数の確保が困難なときは、必要に応じて近隣市町村相互間で調整を行う。

用地確保における留意点	○ 接道及び用地の整備状況 ○ ライフラインの状況（埋設配管） ○ 広域避難場所などの利用の有無 ○ その他安全性、保健衛生、利便性等
-------------	--

2 建設型応急住宅の建設

建設型応急住宅の建設は、二次災害の危険がないよう配慮する。

また、建設は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、東京都が建設業者に発注し、工事の監督を行う。

ただし、都知事が工事の監督を市長に委任したときは、災対契約資産部が、建設業協会等の協力を得て実施する。

なお、農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木造需給の安定のため災害復旧用木材（国有林材）を供給することとしており、関東森林管理局東京事務所は、都知事・区市長からの要請に基づき、災害復旧用材として国有林材の供給を行う。

また、災害復旧用材は、災害救助法等に基づく特例措置をとることができる。

構造、規模等	○ 平屋建て又は2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、集会施設設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者、障害者世帯に配慮した設備、構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、東京都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。
--------	--

（東京都地域防災計画 震災編より抜粋）

3 建設型応急住宅の管理等

建設型応急住宅の管理は、原則として供与主体が行い、入居者管理等は市が行う。入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

なお、建設型応急住宅の供与に伴い、市は入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

第6節 応急仮設住宅の入居者の募集、選定

1 応急仮設住宅の割り当て

応急仮設住宅の割り当てに際しては、地域コミュニティなどに配慮し割り当てることとする。なお、必要戸数の確保が困難な場合には、東京都との調整を踏まえ区市町村相互間で融通し合う。

2 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

なお、入居申込みは1世帯1箇所限りとする。

対 象 者	○ 住家が全焼、全壊又は流失した者 ○ 居住する住家がない者 ○ 自らの資力では、住家を確保できない者
-------	---

3 入居希望者の把握

災対市民部、避難所主管部は、東京都が作成する応急仮設住宅入居者の募集計画に基づき、被災者相談窓口又は避難所にて、入居希望者の申し込みを受け付ける。

災対まちなみ整備部は、入居希望者の結果をとりまとめる。

4 入居者の選定

市は、東京都が策定する選定基準に基づき、入居者の選定を行う。

第7節 市営住宅の応急修理

災対まちなみ整備部は、応急危険度判定後、危険防止のため応急的な修理が必要な市営住宅について、建設業協会等に依頼して応急修理を行う。

第14章 保健衛生・清掃活動

章の概要	大規模震災時には、感染症の発生等を予防するため、必要に応じて被災地や避難所の消毒などの保健衛生対策を行う。 また、上下水道に被害を受けた地域の避難所などに仮設トイレを設置するとともに、し尿、生活ごみの収集処理体制を確立する。 被災建物の解体などに伴う大量の災害廃棄物は、仮置場を設置するなどして対応する。
------	---

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 保健衛生活動					災対健康医療部、災対資源循環・環境部	東京都
第2節 災害時トイレ対策					災対水循環部	東京都
第3節 生活ごみの処理					災対資源循環・環境部	東京都
第4節 災害廃棄物の処理					災対資源循環・環境部、災対契約資産部	東京都

第1節 保健衛生活動

災対健康医療部は、災害時の役割（第7章 第6節「被災者の保健対策」参照）を担い、災対資源循環・環境部と協力して保健衛生対策を総合的に推進する。

1 消毒の実施

災対資源循環・環境部は、必要に応じて災対健康医療部と連携して消毒班を編成し、次のような場所について消毒を行う。なお、災対健康医療部は、避難所などにおける消毒などの防疫方法について助言・指導を行う。薬剤・資器材は、市が保有するものを使用するが、不足するときは、東京都及び市薬剤師会等に調達を要請する。

また、状況に応じて、消毒方法を周知した上で各世帯に薬剤を配布し、各自による消毒を指導する。

消毒の場所	○ 水害により下水道、道路側溝等、家屋周辺が不衛生となった場所 ○ 汚染のおそれ、あるいは疑いのある井戸のある場所 ○ 浸水、倒壊家屋、下水等により不衛生となった場所 ○ 土壌還元によるし尿処理を行った場所 ○ 鼠、昆虫が大量に発生した場所 ○ 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積された場所 ○ ごみ集積所、トイレ、その他衛生状況が良好でない場所
-------	--

2 感染症予防活動

災対健康医療部は、消毒班・保健活動班等と協力するとともに、必要に応じて、東京都と連携して避難所等の感染症予防活動を行う。

感染症予防活動	○ 健康調査及び健康・栄養相談等を実施する。 ○ トイレやごみ保管場所等の適正管理を行うよう助言・指導する。 ○ 感染症予防のための広報及び健康相談を行う。 ○ 避難者へ手洗い・うがい、屋内清掃、その他衛生管理及び感染症予防策を周知する。 ○ 避難所等での感染症発生時に情報集約できる体制を確保する。
---------	--

3 感染症発生時の対策

災対健康医療部は、避難所サーベイランス等を実施し、感染症の発生状況を把握し、拡大防止に向けた必要な対応を行う。また、必要に応じて、東京都と連携し感染症対策を実施する。

避難所等の感染症対策	○ 避難所サーベイランス等を実施し、感染症の発生状況と、拡大防止策について情報提供を行う。 ○ 結核など、特定の感染症発生時や感染症集団発生時には、適切に医療機関につなげるとともに、積極的疫学調査を行い、感染拡大の防止を図る。 ○ 勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合は、東京都及び都区市保健所と連携して、受入医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。 ○ インフルエンザや麻しんなどの流行状況を踏まえた対策を行う。
------------	---

4 避難所の衛生管理

災対健康医療部は、避難所運営職員と協力し、避難所の適正な生活環境を維持するため衛生管理活動を行う。また、必要に応じて東京都へ衛生管理に関する指導を要請する。

避難所の衛生管理	○ 避難所の過密状況の把握 ○ 土足禁止区域及び下足場の設定 ○ ごみ保管場所の管理及びごみの適正な排出の指導 ○ 喫煙（分煙）区域の設定 ○ 日常衛生用品の確保 ○ 室内環境の衛生保持 ○ シャワー施設、トイレの衛生管理 ○ 洗濯場、物干し場の設置等 ○ 動物の糞尿等
----------	---

5 食品の安全確保

災対健康医療部は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。食品衛生指導班は、保健所長の指揮のもと次の活動を行う。

食 品 の 安全確保 措 置	○ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ○ 食品集積所の衛生確保 ○ 避難所における食品取扱管理者の指名、並びに搬入された食品の衛生確保、日付管理の徹底、手洗いの励行、調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底、残飯・廃棄物等の適正処理等についての管理・指導 ○ 仮設店舗等の衛生指導 ○ 避難住民に対する情報提供 ○ 食品取扱い時の殺菌、消毒の指導、相談 ○ 食中毒発生時の対応
----------------------	---

6 水の安全対策

災対健康医療部は、「環境衛生指導班」を編成し、以下の活動を行う。

水 の 安 全 対 策	○ 飲用水が塩素で消毒されているかの確認 ○ 市民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ○ 市民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導等 ○ 関係施設の貯水槽における環境衛生を確認し、各施設が自主的に消毒を行えるような消毒方法及び確認方法の指導
----------------	---

7 公衆浴場等の確保

災対健康医療部は、市内の公衆浴場、温泉施設の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、被災住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努める。

8 大気汚染対策

(1) 大気汚染防止対策

ア 災対資源循環・環境部は、建物倒壊に伴う有害大気汚染物質による大気汚染について監視し、汚染された場所について市民への周知を行う。

イ 災対資源循環・環境部は、事業者に対し、建物解体の際には有害大気汚染物質の飛散防止に関する指導を行う。

(2) アスベスト飛散防止対策

ア 災対資源循環・環境部は、建物倒壊に伴うアスベストの飛散について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき測定を実施し、汚染された場所について市民への周知を行う。

イ 災対資源循環・環境部は、倒壊建物所有者及び解体施工者に対し、建物解体の際には、アスベストの飛散防止に関する指導を行う。

ウ 倒壊建物の解体の際、倒壊建物所有者は、アスベストの飛散防止に努め、解体施工者は、アスベストの飛散防止を図る。

9 動物救護

災対健康医療部は、東京都に準じて必要な体制を確保するとともに、必要な備品を備え、東京都や関係団体と協力して、負傷又は放し飼い状態の動物の保護・救護を推進する。

東京都（保健医療局）の対策	○ 東京都獣医師会や関係団体と協力して「動物救援本部」を設置し、被災動物の保護等を行う。 ○ 「動物保護班」、「動物医療班」を編成して、被災住民への動物救護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療に携わる。 ○ 区市町村、東京都獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。
---------------	---

また、災対健康医療部は、避難所責任者と協議し、東京都保健医療局や獣医師会等関係団体と連携して、飼育動物の同行避難に対応するため、避難所における避難者の飼育動物について次のような対策を行う。

避難所の動物対策	○ 同行避難してきた飼育者と避難所責任者が協議し、避難所における動物の飼育場所を設定する。避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。 ○ 動物の飼育状況等を把握し、東京都・関係団体へ情報提供する。 ○ 東京都や協力団体へ資材の提供を要請・獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。 ○ 東京都へ獣医療提供の支援を要請する。 ○ 飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 ○ 避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項を周知する。 （長期化した場合） ○ 東京都へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。 ○ 飼育者等による自主管理体制を確立する。 ○ 避難所における動物の適正飼育を指導する。
----------	---

第2節 災害時トイレ対策

1 段階的トイレ対策

災害が発生した直後は、仮設トイレのし尿収集を速やかに行うことが困難になることも予測されるため、段階的なトイレ対策を実施すると共に、水の確保が可能な場合は、下水道機能を活用することを基本とする。また、断水した場合には、学校プール、震災対策用井戸等を活用してトイレ用水を確保する。

なお、上記に関わらず帰宅困難者に対しては、八王子駅などの主要駅に必要な応じ仮設トイレを設置することとする。

段階的トイレ対策	○ 北野ポンプ場、衛生処理センター及び東京都管理の水再生センターの被害状況の確認 ○ 下水道が使えない地区・水道が使えない地区の把握
----------	---

	○ 災害用トイレ（携帯トイレ・簡易トイレ）での対応 ○ 仮設トイレ、マンホールトイレの設置 ○ 仮設トイレのし尿収集・し尿処理
--	---

2 仮設トイレ・マンホールトイレの設置

災対水循環部は、災対資源循環・環境部と協力して仮設トイレ、マンホールトイレを設置し、管理を行う。（車両が不足する場合は災対契約資産部へ調達を依頼する。）

ただし、避難所においては、避難所運営職員が、自主防災組織、町会・自治会等の協力を得て、設置・管理を行う。

仮設トイレ、マンホールトイレの設置にあたっては、以下のことを念頭に入れて行う。

仮設トイレ・マンホールトイレの設置	○ 設置場所については、保健衛生、生活環境、防犯の視点を取り入れ、女性、要配慮者の利用について配慮する。 ○ 仮設トイレは、防災倉庫、リース会社等から調達、運搬することを基本とするが、調達数量が不足する場合は、東京都・他市町村に協力を要請する。 ○ マンホールトイレを設置した場所については、プール・震災対策用井戸等によりトイレ用水を確保し、水洗機能の確保を図る。
-------------------	--

仮設トイレの設置場所については、以下をめやすとして、し尿収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、市民等にこれを周知する。

仮設トイレ設置場所	○ 避難所 ○ 災害対策拠点 ○ 病院・福祉施設等 ○ 主要駅等 ○ その他必要と認められる地点
-----------	--

3 し尿収集・処理

災対水循環部は、仮設トイレの設置状況や処理施設の被害状況、当面の処理能力等を考慮し、し尿収集・処理計画を策定し、必要な体制を確保して、し尿収集・処理を実施する。

し尿収集・処理	○ ポンプ場等の被害状況及び当面の処理能力を把握する。 ○ 収集すべきし尿量、仮設トイレの容量等を想定し計画を策定する。 ○ し尿収集については協定締結事業者に協力を依頼して行うが、それだけでは対応が困難な場合には、東京都・他市町村へ応援を要請する。 ○ し尿の処理については市施設で行うが、市施設の被災や処理能力が不足する場合には、東京都が管理する水再生センターに搬入及び受入れについて要請する。 ○ し尿収集の計画を策定するにあたっては、停電時にはバキュームカーによるマンホールポンプの汲み取りも想定する。 ○ 市民・事業者等へ収集方法、簡易トイレの使用方法、平常時処理体制への復旧見通し等について広報する。
---------	---

第3節 生活ごみの処理

1 ごみ処理体制の確立

災対資源循環・環境部は、被害の状況に応じたごみ処理を継続するため次のことを行う。

ごみ処理体制	○ 焼却工場である戸吹清掃工場、館クリーンセンター及び多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場、焼却残渣は東京たま広域資源循環組合のエコセンメント化施設、プラスチック資源化センターや不燃物処理センター等の資源化施設の被害状況及び当面の処理能力や受入れ体制の把握を行う。また、被災状況により受入れ品目等の制限を行う。 ○ 市の処理施設に被災があれば、被災状況に応じて応急的復旧措置を講じるとともに、受け入れ再開時期の検討を行う。処理施設の停止期間が長期に渡る場合は、国、都、多摩地域の自治体、相互応援に関する協定を締結する自治体及び都内外の関係団体等との広域的な処理を行う。
--------	--

2 収集・運搬体制の確立

災対資源循環・環境部は、次の点に留意して、生活ごみの収集・運搬を行う。

ごみ収集運搬	○ 家庭系ごみの収集・運搬方法は、被災状況に応じ、一時集積所の設置を行う等、災害時も家庭ごみの収集・運搬を継続するように努める。 ○ 既存の体制を活用した収集運搬体制の構築が困難な場合、国や都、民間団体等に協力を求めると共に、災害発生時は収集運搬車両台数に不足が生じるため、処理の優先順位を定め、効率的な収集運搬を実施する。 ○ 平時に行っている市民・事業者による処理施設へのごみの直接持込みの実施については、被災状況を踏まえ検討する。 ○ 避難所ごみの搬出方法は、災害時の家庭系ごみに準じた分別方法とし、収集・運搬方法については、被災状況、避難所の状況に応じて効率的な収集・運搬体制を構築する。
--------	---

第4節 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、市民生活の衛生確保や環境保全、地域の早急な復旧・復興に向け、適正な処理体制を確保し、円滑かつ迅速に実行していく。

1 災害廃棄物の処理

(1) 実行計画の策定

災対資源循環・環境部は、災害時には災害廃棄物処理計画に基づき速やかに初動対応を着実に実施するとともに、発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

実行計画については、実際の被害の状況等に応じて災害廃棄物の発生量、処理体制、処理方法、処理フローや処理スケジュールなどに関して定めるとともに、これを指針として災害廃棄物を円滑に処理し、早期の復旧・復興を図ることを目的とする。また、処理の進捗に伴い、随時実行計画を改定し、進捗状況に伴う処理体制を整理する。

(2) 仮置場の設置

災対資源循環・環境部は、災害の規模に応じて、一次仮置場や二次仮置場の設置を行う。災害廃棄物量が中規模又は大規模の災害において、被災地域で発生した災害廃棄物は、一次仮置場に搬入し、粗選別後、種類ごとに分別保管し、処理処分先へ搬出する。なお、一次仮置場だけでは不足する場合は、二次仮置場で焼却、破碎・選別処理等を行い、処理処分先へ搬出する。

(3) 仮置場の管理運営及び排出ルール

災対資源循環・環境部は、設置した仮置場の管理運営に努める。仮置場では受入れる廃棄物を定め、定めた廃棄物のみを受入れるものとし、災害時における処理方法に準じた、分別区分を徹底する。

(4) 応援協力

発災時に大量の災害廃棄物が発生し、本市や多摩ニュータウン環境組合の既存施設の処理能力を超過した場合は、国や都、近隣自治体、産業廃棄物処理業者等との連携協力体制のもと、広域的な災害廃棄物処理を求める。

また、ボランティア等と連携して効率的な災害廃棄物処理に対応していく。

2 損壊家屋の解体・撤去

損壊家屋等の解体・撤去（以下「公費解体」という）は、本来、私有財産の処分になるため、原則所有者の責任によって行うことになるが、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体を市で実施することができる。

また、被害の状況によっては、国の特例措置により、半壊家屋まで補助の対象が拡大されるため、災害発生後の国の通知を確認し、補助対象の適否に従い実施する。

なお、この公費解体については、災対資源循環・環境部及び災対契約資産部が業務を分担して行う。

(1) 申請窓口の設置及び周知・受付

災対契約資産部は、申請窓口の設置を行うとともに、災対戦略部及び避難所運営職員の協力を得て解体・撤去の概要等を広報し、災対資源循環・環境部と調整のうえ受付を開始する。公費解体対象建物の整理、優先順位の検討を行い、解体事業者に作業を委託する。

(2) 公費解体の実施

災対契約資産部は、公費解体対象建物の整理、優先順位の検討を行う。解体事業者への連絡・指示を行うとともに、損壊家屋等の所有者の立ち会い（最終確認）のうえ、公費解体を実施する。

(3) 廃棄物の処理

災対契約資産部は、災対資源循環・環境部と連携を図り、解体業者により一次仮置場等の搬入や再資源化施設への運搬を基本として行う。解体現場での分別については徹底し、品目毎に運搬するように努める。処理先の選定・調整、及び処理については、災対資源循環・環境部が行う。

(4) 損壊家屋の解体・撤去時の感染対策

損壊家屋の解体・撤去等の作業に従事する者は、破傷風、創傷関連皮膚・軟部組織感染症、レジオネラ症等に関して予防対策を含め十分な対策を行う。

第15章 遺体の収容、火葬等

章の概要	大規模震災では、多数の死者が発生するおそれがある。災害による遺体は法的に変死扱いとなり、警察による検視や医師（東京都監察医）による検案を受ける必要がある。このため直ちに遺体収容所を設置し、納棺用品等を確保するとともに、速やかに遺体の検視、検案等を行い、遺族に引き渡す。 また、遺族に引き渡された遺体に対し、速やかに火葬の許可を行うとともに、遺族による搬送、火葬が困難な遺体、又は身元不明の遺体については、市がこれを行う。
------	--

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 遺体の搜索、収容					災対市民部、災対福祉部、災対資源循環・環境部、災対消防部	警察署、消防署、自衛隊、施設管理者
第2節 遺体の検視、検案					災対市民部	警察署、東京都、市医師会、市歯科医師会
第3節 遺体の安置、引き渡し					災対市民部、災対福祉部	警察署 八王子葬祭業協同組合
第4節 遺体の火葬等					災対市民部、災対福祉部	東京都

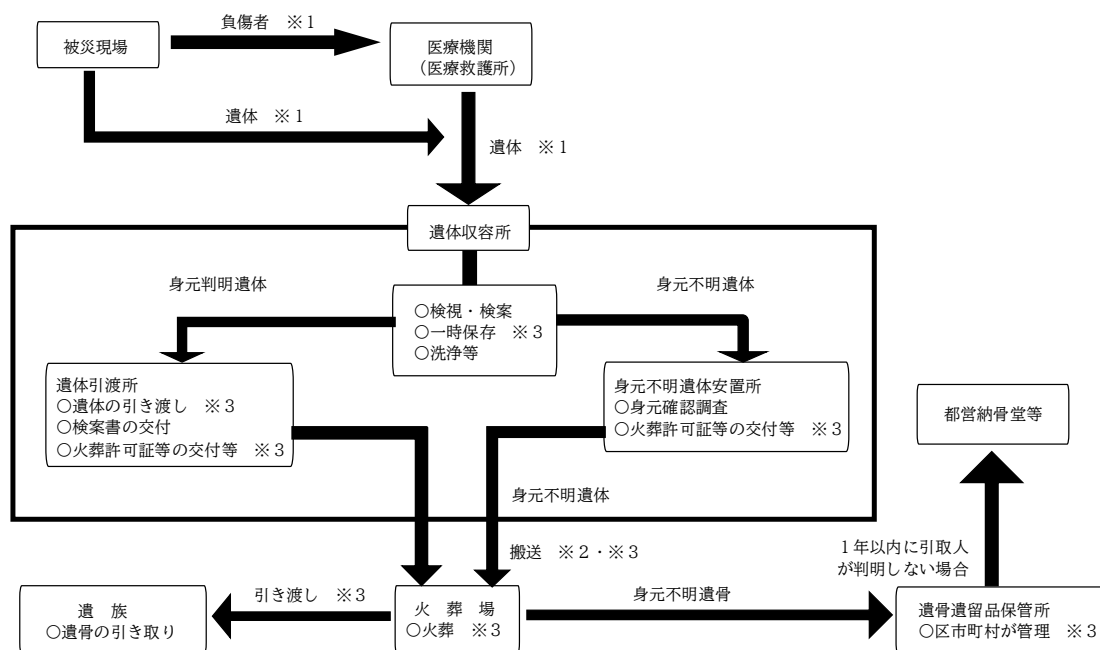
第1節 遺体の搜索、収容

1 遺体の搜索

警察署は、災害による周囲の状況から既に死亡していると推定される者に対し、消防署、災対消防部（消防団）、自衛隊等の協力を得て、搜索活動を行う。

警察署は、救助・救出活動に伴い遺体を発見・収容したときは、遺族等に連絡する。身元不明遺体については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の確認に努める。

災対資源循環・環境部は、関係機関と連携し、遺体を現場から遺体収容所まで搬送する。



- ※1 警視庁は、区市町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。
自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 区市町村の要請に基づき、東京都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。
- ※3 市が行う業務

2 遺体収容所の設置

災対市民部は、大規模な地震災害により多数の死者が発生したときは、担当者を派遣して遺体収容所を設置し、速やかに東京都及び警察署への報告、市民への周知を行うとともに、警察署と協力し遺体の受け入れ、収容を行う。

また、遺体収容所となった施設の管理者は、施設の管理及び運営に協力する。

遺体収容所の設置場所	遺体収容所は、死者の尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、次の施設を事前に指定・公表するよう努める。 ○ 檜原斎場 ○ 檜原斎場で収容できない場合は、避難所や緊急医療救護施設など他の用途と競合しない公共施設 ○ 屋内施設 ○ 検視・検案も実施可能な広さを有する施設 ○ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 ○ 水、通信等のライフライン及び交通機関の確保に関して可能な限り考慮する。
------------	--

3 遺体収容所の運営

災対市民部及び災対福祉部は、遺体収容所の設置に関する初動対応や遺体収容所における各種業務を円滑に行うための連絡調整等を行う。

また、複数箇所に遺体収容所を設置したときは、収容所間で身元判明遺体の情報等に関する連絡を密にとる。

4 納棺用品等の確保

災対市民部は、葬儀業者等の協力を得て、遺体の安置、腐敗防止のために必要な納棺用品、ドライアイス等を確保する。

第2節 遺体の検視、検案

検視、検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、災対市民部は、東京都及び警察署と連携し必要な体制を確立する。

1 遺体の検視

警察署は、検視班等を編成し、遺体収容所に派遣するとともに、各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。

検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。

2 遺体の検案

東京都（監察医務院）は、検案班を編成し、遺体収容所に派遣する。

検案班は、検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を行う。

3 遺体の一時保存等

災対市民部は、検視班等の要請に基づき、遺体の一時保存等に協力する。また、検視・検案が未実施のときは、その取扱いを適切に行う。

第3節 遺体の安置、引き渡し

1 遺体の安置

検視、検案の済んだ遺体は、身元の判明・不明に応じて、それぞれ区別して安置する。

2 身元判明遺体の引き渡し

災対市民部は、警察署と協力して、身元判明遺体を速やかに遺族に引き渡す。

3 身元不明遺体の身元確認

警察署は、身元不明遺体の身元確認調査を行うが、おおむね2日間身元が判明しないときは、遺体及び遺品を市に引き継ぐ。（引き継いだ後も身元調査は継続する。）

災対市民部及び災対福祉部は、警察署と協力して、身元不明遺体の問い合わせ等に対応し、遺体の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

第4節 遺体の火葬等

1 火葬の許可等

災対市民部は、遺族に引き渡された遺体について、遺体収容所等において、死亡届けを受理し、火葬に対する許可を行う。また、火葬等に関する市民からの相談に応じる。なお、通常の手続きが困難な場合は、緊急時の対応として、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2 火葬の実施

災対市民部は、遺族等が被災により遺体収容所から火葬場への遺体搬送を行うことが困難なときは、災対契約資産部、協定締結団体等の協力を得て、八王子市斎場に遺体を搬送して火葬を行い、遺骨を遺族に引き渡す。

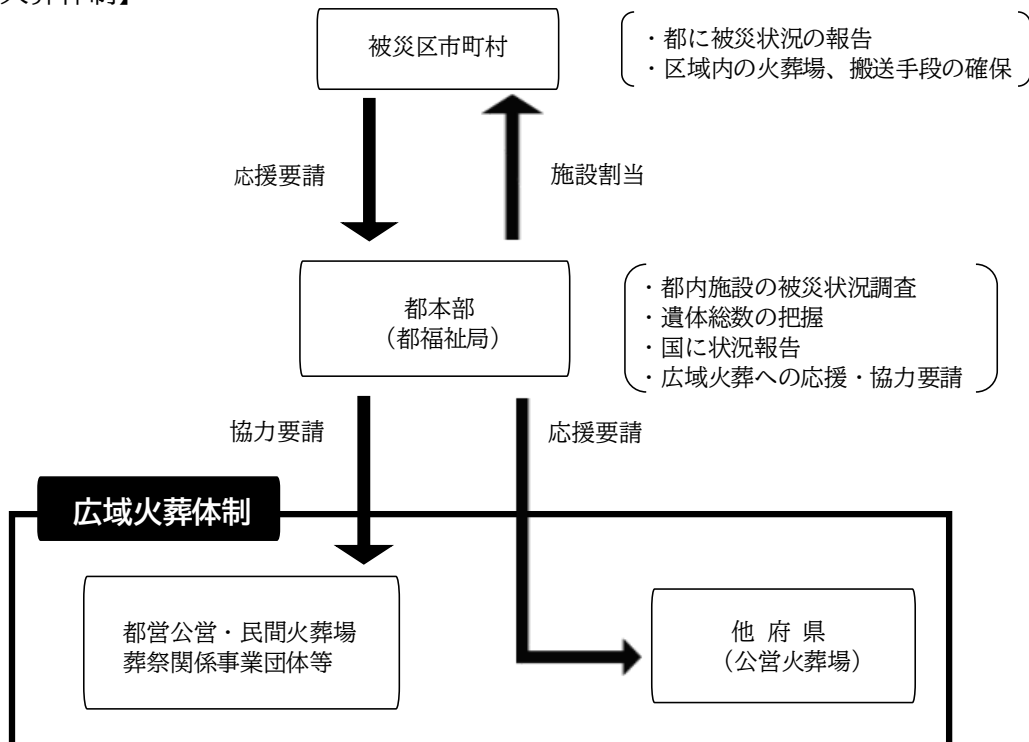
3 広域火葬体制の確立

災対市民部は、大規模地震発生時には、速やかに八王子市斎場の火葬場の被害状況、火葬能力、市内の死亡者の状況等を東京都に報告する。また、平常体制での火葬が困難と判断した場合は、広域火葬の実施を東京都に要請する。

東京都が広域火葬の実施を決定した場合、災対市民部は、広域火葬体制を整え、指定された火葬場と連絡調整を行い、遺体を搬送して火葬を行う。

また、東京都から広域火葬の協力要請があった場合は、応援の可否について判断するとともに、火葬の実施等について連絡調整を行う。

【火葬体制】



4 身元不明遺体の取扱い

災対福祉部は、災対市民部と連携して一定期間（状況によるが、おおむね遺体発見時より1週間程度）を経過した身元不明遺体を協定締結団体等の協力を得て、遺体収容所から八王子市斎場に搬送して火葬を行い、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保存するとともに、遺骨と遺品を一時保管する。

なお、1年以内に引取人が判明しないときは、身元不明者として都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

5 死亡者に関する広報

災対市民部は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、東京都及び警察署並びに災対戦略部と連携を保ち、市庁舎・事務所庁舎、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、市民等への情報提供を行う体制の条件整備に努める。

第16章 園児・児童等の安全確保及び文教対策

章の概要	大規模な地震が発生したときは、園児、児童・生徒の安全確保と安否確認を行うとともに、施設や教職員等の被害状況を把握し、状況に応じた応急教育等を行う。 また、文化財の被害状況も把握し、所管先へ報告する。
------	--

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 児童・生徒の安全確保、安否確認					災对学校教育部	
第2節 園児の安全確保、安否確認					災対子ども家庭部	
第3節 子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認					災対子ども家庭部、災対生涯学習スポーツ部	
第4節 応急教育					災对学校教育部、災対福祉部、災対子ども家庭部	
第5節 応急保育					災対子ども家庭部、災対生涯学習スポーツ部	
第6節 文化財の対策					災対生涯学習スポーツ部	東京都教育委員会、国

第1節 児童・生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

学校長は、学校の管理下において地震が発生したときは、児童・生徒の安全を確保する。

また、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防機関等と連携し、児童・生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 保護者への引き渡し、保護

学校長は、児童・生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、学校施設の安全を確認し、学校で保護する。

3 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与える。状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

4 安否の確認

災对学校教育部は、地震が発生したときは、学校長や避難所開設職員等を通じて児童・生徒、教職員の安否の確認を行う。また児童・生徒が市外へ避難したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより避難先に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。

第2節 園児の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育園若しくは幼稚園等の園長（代理者を含む）は、保育園、幼稚園の管理下において地震が発生したときは、園児の安全を確保する。

また、施設にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防機関等と連携の上、園児を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

園長は、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、園児を園内に保護する。

3 安否の確認

災対子ども家庭部は、地震が発生したときは、園長を通じて園児・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第3節 子ども・若者育成支援センター、学童保育所の児童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員は、開館（所）中に地震が発生したときは、児童の安全を確保する。

また、子ども・若者育成支援センター、学童保育所にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防等と連携の上、児童を安全な場所に避難誘導する。

2 児童の保護

子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員は、保護者の迎えがないときは、施設内の安全を確認し、児童を子ども・若者育成支援センター、学童保育所にて保護する。

3 安否の確認

災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部は、地震が発生したときは、子ども・若者育成支援センター、学童保育所の職員を通じて児童の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4節 応急教育

1 応急教育の実施

(1) 場所の確保

幼稚園長、学校長は、施設の被害を調査し、災対子ども家庭部及び災対学校教育部と連携して、応急教育の場所を確保する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 予 定 場 所 等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育

幼稚園長及び学校長は、臨時の学級編制を行うなど授業再開に努め、速やかに園児、児童・生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

災対学校教育部は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、東京都教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 学用品の調達及び給与

災対学校教育部は、住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障がある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。

また、学用品の調達は、東京都が一括して行い、児童・生徒への支給は市が行う。

なお、学用品の支給を行う上で、災対福祉部が行う見舞金・義援金等の申請・支給事務とあわせて行う方が合理的な場合は、災対学校教育部と協議の上で災対福祉部が行う。

第5節 応急保育

災対子ども家庭部及び災対生涯学習スポーツ部は、保育園長及び子ども・若者育成支援センター、学童保育所職員を通じて保育施設等の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育等ができないときは、臨時的な場所の確保などの措置を講ずる。

第6節 文化財の対策

災対生涯学習スポーツ部は、状況に応じて文化財の担当者を定め、被害情報等の収集、整理を行う。また、文化財施設等の管理者及び関係機関は、次のような応急措置を行う。

応 急 措 置	○ 文化財の所有者、管理者は、出火延焼や二次災害の防止のために、消防への通報など必要な安全措置を講ずる。 ○ 文化財が被災したときは、その所有者、管理者は、市指定の文化財については市教育委員会へ、東京都指定の文化財については市教育委員会を通じて東京都教育委員会へ、国指定の文化財については、市教育委員会及び東京都教育委員会を通じて国へ報告する。
----------------------------	---

第17章 ライフライン、公共施設等の応急対策

章の概要	地震が発生したときは、ライフライン施設や公共施設等の事業者、管理者等は、速やかに施設の被害状況を把握するとともに、利用者の安全確保並びに、施設や機能の早期回復のために必要な応急復旧対策を行う。
------	--

項 目	活動時期				実施担当	
	初動	応急	復旧	復興	市 担 当	関係機関等
第1節 水道の応急対策					災対水循環部	東京都
第2節 下水道の応急対策					災対水循環部	東京都
第3節 電気の応急対策						東京電力パワーグリッド
第4節 ガスの応急対策						東京ガスグループ
第5節 通信関係の応急対策						NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、KDDI、郵便局株式会社、郵便事業株式会社
第6節 鉄道等の応急対策						各公共交通機関
第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策					災対水循環部、災対道路交通部	道路管理者 河川管理者
第8節 社会公共施設等の応急対策					災対契約資産部、関係各部	

第1節 水道の応急対策

東京都は、地震が発生したときは、水道施設の被災状況及び断水区域の情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。

災対水循環部は、東京都と連携し、水道施設の被災状況及び断水区域の情報収集を行う。

1 応急対策

東京都は、給水対策本部を設置し、必要な職員を確保する。異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底し、施設の点検・被害調査を実施する。また、被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じる。

2 復旧対策

東京都は、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止する。取水・導水施設・浄水施設・送・配水管路、給水装置の復旧対策を行う。

第2節 下水道の応急対策

災対水循環部は、地震が発生したときは、東京都（流域下水道本部）等と連携して下水道施設の被災状況を把握する。また、下水道施設が被災したときは速やかに応急復旧を行う。

1 応急対策

災対水循環部は、下水道施設の被害状況を調査及び点検し、被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合は、必要な応急対策を行う。

応 急 対 策	○ 緊急輸送道路や下水道施設の重要な幹線（避難所等から処理場まで）を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没箇所等を早急に把握し、損傷度を確認する。 ○ 停電地区を早急に把握し、マンホールポンプ等の稼働状況を確認する。 ○ 污水管渠は、污水の疎通に支障のないよう、移動式ポンプやバキュームカーを配置し仮設配管等で、応急措置を行う。 ○ 污水の溢水は、最低限の消毒を行い、土のう等で近傍水路等へ排水を行う。 ○ 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。 ○ ポンプ場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。 ○ ポンプ場が破損し、浸水が生じたときは、土のう等により浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行う。 ○ ポンプ場の機能が停止したときは、仮設ポンプ等により河川等へ排水を行う。 ○ 工事中の箇所があれば、請負者に被災状況の確認と工事中止を指示し、二次災害を防止する緊急措置を実施する。その際、作業員数や資器材等を把握し、緊急事態に備える。
------------------	--

2 復旧対策

災対水循環部は、施設の被害の程度、復旧の難易度、施設の重要度、上水道（浄水場、給水所）の運用状況等を考慮して効率的な復旧を行う。また、市民に対し、災対戦略部を通じて破損箇所、注意事項、下水道使用自粛、復旧作業の状況等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力及び東京都の技術支援を得て、復旧対策を行う。

第3節 電気の応急対策

東京電力パワーグリッドは、大規模な地震が発生したときでも、原則として送電を継続するが、被害甚大な地域について、警察、消防等から要請があった場合は、送電停止等の適切な二次災害予防措置を講ずる。

また、地震により電気施設に被害があったときは、二次災害の発生防止を図りつつ、速やかに応急措置を講じ、電気の早期復旧に努める。

1 応急対策

(1) 情報収集・連絡活動

東京電力パワーグリッド多摩総支社は、テレビ・ラジオ等から一般的被害情報等を収集するとともに、市及び関係防災機関と情報連絡活動を行い、収集した被害情報その他の情報を本店本部等に連絡する。

(2) 震災時の危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、震災時においても原則として送電を継続するが、火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命に係わる箇所、復旧対策の中核となる官公署、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。

(4) 災害時における電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東京電力パワーグリッドと隣接する各電力会社間で締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて電力の融通協力が実施されることとなっている。

(5) その他

災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊が必要と判断されるときは、本店対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は東京都災害対策本部を経由して行う。

2 復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速適切に実施する。

その他応急復旧対策については、次のとおり行う。

(1) 復旧計画の策定

被害状況を把握し、次の事項を含む復旧計画を作成する。

復旧計画の項目	○ 復旧応援班の必要の有無	○ 復旧作業班の配置状況
	○ 復旧作業の日程	○ 復旧の完了見込
	○ 宿泊施設、食糧等の手配	○ その他必要な対策

(2) 復旧の順位

各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、次に定める順位により実施する。

設備名	復旧順位
送電設備	○ 全回線送電不能の主要線路 ○ 全回線送電不能のその他の線路 ○ 一部回線送電不能の重要線路 ○ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	○ 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ○ 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ○ 重要施設に送電する配電用変電所
配電設備	○ 官公庁等の公共機関、病院、避難場所・避難所、交通、通信、報道機関水道、ガス、その他の重要施設 ※ 長期浸水地区などにおける重要施設に対しては、負荷切替や仮連絡ケーブルの施設等により仮送電する。 ※ 停電が長期にわたる場合は、被災地の道路上に投光器などの仮設置を行う。
通信設備	○ 給電指令回線並びに制御保護及び監視回線 ○ 保守用回線 ○ 業務用回線

第4節 ガスの応急対策

1 都市ガス

東京ガスグループは、地震によりガス施設に被害が生じたときは、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

(1) 応急対策

ア 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる）。

イ 被害状況に応じてあらかじめ定めた BCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

ウ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。

エ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

オ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。

カ 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

キ その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。

ク 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。

ケ 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都 LP ガス協会が協力し、避難所等に LP ガスを救援物資として供給するよう努める。

(2) 復旧対策

ア ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

イ 具体的な手順は以下のとおり。

- (ア) 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - (イ) 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
 - (ウ) 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
 - (エ) 被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
 - (オ) 都市ガスの復旧は 2,000～3,000 軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分割する。
 - (カ) 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
 - (キ) 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
 - (ク) ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- ウ さらに、必要に応じて次の対応を行う。
- (ア) 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
 - (イ) 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
 - (ウ) 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

2 LPガス

各家庭等のLPガス設備には、震度5程度の地震やガス漏れが発生した場合、自動的にガスを遮断するマイコンメーターをはじめとする安全設備が設置されており、屋内配管やガス器具等に異常が無い場合には、速やかな使用再開が可能である。

このため、東京都LPガス協会八王子支部は、大地震が発生したときは、できる限り速やかに顧客の被害状況把握を行い、余震発生等の可能性に注意して、連絡が取れた所から順にLPガス施設の点検及び使用再開に努める。

また、市から応急対策への協力要請があった場合には、災害時における応急対策業務に関する協定書に基づき、避難所へのLPガス供給等の協力を行う。

第5節 通信関係の応急対策

通信関係の各機関は、地震時における通信の途絶を防止するため各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を実施する。

特にNTT東日本は、地震時に最優先で市をはじめとする防災関係機関並びに医療機関、避難所そ

の他拠点施設の相互通信を確保するとともに、被害が同時多発的に発生する事態に備えておく。

1 活動態勢

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、市本部、東京都本部及び国等の関係機関との連絡調整を行う。

2 応急対策

非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

(1) 日本郵便株式会社

ア 災害時における業務運営の確保

状況に応じ、関係各機関と密接な連絡を取り、業務運営を確保するために必要な措置をとる。

(ア) 被災地の郵便運送及び集配の確保、早期回復を図るため、災害の態様、規模に応じて、運送、集配経路、方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時運送便、臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

(イ) 郵便物委託運送法及び関連の契約に従い、業務の継続、郵便物の保全等のために必要な措置を講じる。

(ウ) 重要な郵便物の送達の確保、交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合、災害の規模、被災状況等に応じ、地域、期間を限って、郵便の減便、運送、集配業務を休止する。また、郵便の利用制限、郵便業務の一部停止をする措置をとる。

イ 被災地の郵便局利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により継続不能となった郵便局について仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便局車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間、取扱日の変更等の措置を講じる。

ウ 業務運営の確保を図るため、職員の非常勤務体制の確立、必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧事業用品の応急調達、緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

(2) NTT東日本

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ア) 気象情報、災害予報等

(イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

エ 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

オ 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部等への携帯電話の貸出しに努める。

カ 災害用伝言ダイヤルの提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤルを速やかに提供する。

(3) NTTコミュニケーションズ

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ア) 気象情報、災害予報等

(イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

(4) NTTドコモ

ア 通報、連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

イ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ア) 気象情報、災害予報等

(イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

ウ 重要通信の疎通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を執ること。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要が有るときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を執ること。

(ウ) 非常、緊急通話は、電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定める所により、一般の通話に優先して取り扱うこと。

(エ) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

(オ) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

エ 携帯電話の貸出し

災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

(5) KDDI

ア 通信疎通の管理、制御等

電話用の疎通状態を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、通信ルートの迂回措置及び代替回線の設定等の措置を早急に実施する。

イ 災害用伝言板の運用

災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板の運用を行う。

ウ 災害対策用資器材の利用

災害対策用資器材として緊急連絡用設備、災害対策車両、緊急輸送用ヘリコプター、車載型無線基地局、移動電源車を配備し、対策要員の活動のための装備品、備蓄食糧等を貯蔵している。

エ 通信サービスの利用制限

通信の疎通が著しく困難な状態となった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。

オ 携帯電話の貸出し

指定行政機関、地方公共団体などから要請を受けた場合、貸し出し用の携帯電話・衛星携帯電話等の貸し出しに努める。

(6) ソフトバンク

ア 通信の利用制限等の措置

電気通信疎通が著しく困難になった場合は、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。

イ 災害用伝言板等の運用

状況に応じて、災害用伝言板等の運用を開始する。

ウ 対策要員の確保

状況に応じて、あらかじめ決められた要員が対策組織毎に参集する。

エ 災害対策用危機等の配備および災害対策用資機材の確保

災害発生時等において、重要通信を確保し、また災害を迅速に復旧するため、非常用無線装置、非常用電源装置等の災害対策用機器を事前に配備する。

災害復旧等に係る組織において、災害対策用資機材、車両等の所在および数量等を確認し、必要な手配等を実施する。

オ 通信建物・設備等の巡視と点検

通信建物および重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

カ 携帯電話の貸出し

地方公共団体などから要請を受けた場合、携帯電話・衛星携帯電話等の貸し出しに努める。

(7) 楽天モバイル

ア 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

(ア) 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

(イ) 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

イ 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

ウ 重要通信の疎通確保

(ア) 災害等に際し、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

(イ) 災害救助法が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

エ 災害時における広報

(ア) 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(イ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

オ 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

カ 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

キ 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬車両その他災害対策用機器等を配備する。

3 復旧対策

(1) 日本郵便株式会社

物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関し、迅速かつ円滑に復旧作業を行う。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度、災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(2) NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ

ア 災害復旧

(ア) 応急復旧工事終了後、すみやかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

(イ) 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

イ 復旧の順位

順位	復旧する電気通信設備
1	○ 気象機関に設置されるもの ○ 水防機関に設置されるもの ○ 消防機関に設置されるもの ○ 災害救助機関に設置されるもの ○ 警察機関に設置されるもの ○ 防衛機関に設置されるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ○ 選挙管理機関に設置されるもの ○ 災害状況等を報道する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ○ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの

(3) KDDI

ア 復旧工事の計画

(ア) 応急復旧工事

被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。

(イ) 原状復旧工事

被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施する。

(ウ) 本復旧工事

被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な復旧工事を実施する。

イ 復旧の順位

復旧工事にあたっては、通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順で実施する。

(4) ソフトバンク

ア 応急復旧

被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義としてすみやかに実施する。

復旧にあたっては、行政機関等と連携し、早期復旧に努める。

イ 本復旧

応急復旧工事後、すみやかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画・設計する。

(5) 楽天モバイル

ア 応急復旧工事後、すみやかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画・設計する。

イ 被災地における地域復興計画の作成・実行にあたっては、これに積極的に協力する。

第6節 鉄道等の応急対策

各公共交通機関は、地震が発生したときは、直接人命に係わる被害が発生するおそれがあるため、迅速かつ適切な応急措置を行う。

1 震災時の対応

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うた

めに、災害対策本部等を設置するとともに、市及び東京都その他関係機関にその旨を通報する。市は通報に基づき、それ以後必要な情報収集体制を確立する。

(2) 通信連絡態勢

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動用無線機等を利用する。

2 発災時の初動措置

(1) JR東日本

区分	初 動 措 置
運転規制の内容	地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。
乗務員の対応	運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄の停車場の駅長又は指令と連絡をとり、その指示を受ける。
乗客への対応	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。
その他の措置	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。

(2) 京王電鉄

区分	初 動 措 置
運転規制の内容	6 カイン以上 12 カイン未満 全列車停止 震動停止後 25km 以下の注意運転
	12 カイン以上 全列車停止 点検後、異常なしを確認後、状況により順次運転速度の規制緩和
乗務員の対応	列車の運転が危険と判断した場合又は停車の指令を受けたときは、列車を停止する。
乗客への対応	車内放送にて、状況を旅客に説明し、混乱防止に努める。
その他の措置	① 被害状況の把握 ② 負傷者の救出、救護 ③ 旅客の避難誘導 ④ 出火防止、初期消火 ⑤ 線路、駅、電気設備等の点検 ⑥ 通信、電気施設の緊急措置 ⑦ 防災機関との連携

(3) 高尾登山電鉄

区分	初 動 措 置
運転規制の内容	停留所内で停車中の場合 ① 運転に支障が予測されるときは、直ちに線路、電気施設等の点検を行い、安全確認後に運行する。 ② 震度 4 以上の地震が発生したときは、直ちに危険箇所の巡回検査を行い、安全確認後に運行する。

乗務員の対応	列車が運行中の場合
	① 震度4以上の地震が発生したとき、並びに緊急地震速報を受信したときは、直ちに列車を停止する。 ② ただし、運行が可能な限りトンネル内、橋りょう又は中間行き違い所等危険な箇所での待避を避けて、安全と認められる場所まで移動する。

(4) 多摩都市モノレール

区分	初動措置	
運転規制の内容	震度4	25km以下の注意運転
	震度5弱以上	運転中止
乗務員の対応	列車の運転が危険と判断した場合又は指令センター長の指示があった場合は、列車を停止させた後、状況を指令センター長に報告し、指示を受ける。	
乗客への対応	状況を旅客に説明し、動揺と混乱防止に努める。	
その他の措置	① 旅客の避難誘導 ② 被害状況の把握 ③ 施設・設備の点検 ④ 出火防止、初期消火 ⑤ 通信、電気施設の緊急措置 ⑥ 防災関係機関との連携	

3 乗客の避難誘導

各鉄道会社は、次の避難誘導措置を講ずる。

駅における避難誘導	乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定めた避難場所に誘導する。
列車における避難誘導	乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所又は最寄り駅まで駅長（運転司令）と連絡の上誘導する。

4 事故発生時の救護活動

各鉄道会社は、事故が発生した場合次の救護活動を行う。

救護活動	震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先的に行う。 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講ずるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。
------	---

5 復旧計画

鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努めるものとし、各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行

い、この結果に基づき再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て、実施する。

6 バス会社の安全措置

各バス会社は、災害時に次の安全措置を講ずる。

運 行 中 止	危険箇所（塀、がけ下、交差点、橋上下、トンネル等）を避け、原則として道路左側でエンジンを停止し、乗客へ広報を行う。
乗 客 救 護	負傷した乗客に対し、救急箱を使用した応急措置や、病院への収容、救護機関への連絡を行う。
乗 客 の 避 難 誘 導	ラジオ放送を流して乗客の動揺を制止し、最寄りの避難場所へ乗客を誘導する。なお、京王電鉄バスでは、全バス車両に路線沿線の避難場所一覧表を常備している。
車 両 処 置	乗客の避難後、エンジンキーを入れたまま、重要物品を持ち出し、扉を閉める。
会 社 等 へ の 連 絡	運行状況、被害状況等を連絡する。

第7節 道路・橋りょう・河川・水路等の応急対策

道路管理者、河川管理者は、地震が発生したときは、各所管の道路、橋りょう、河川管理施設について被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。災対道路交通部及び災対水循環部は、市が管理する施設の応急復旧対策を行う。

1 道路、橋りょう

(1) 市

ア 応急措置

災害が発生したときは、施設の被害状況、障害物の状況などを調査する。通行が危険な道路は、警察に通報し、交通規制等の措置を要請する。また、市道以外の道路が被災し通行に支障を来すときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

イ 応急復旧

市道が被災したときは、建設業協会等の協力により応急復旧を行うが、短期間で復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路の設置など必要な措置を講ずる。また、市単独で困難なときは、関係機関等に対し応援を要請する。

(2) 東京都建設局

ア 応急措置

都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

イ 応急復旧対策

応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、震災対策協力会社等と連携して実施する。

その後、逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

また、平素から応急作業に必要な資器材の整備を行うとともに、協力会社等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

(3) 関東地方整備局

ア 応急措置

被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所、出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施する。また、ヘリコプター及び道路情報モニター等からの道路情報の収集に努める。

巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに応急復旧並びに必要な応じてう回道路の選定等の処置を行い緊急輸送道路の確保に努める。

イ 応急復旧対策

パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保に努める。

(4) 中日本高速道路

ア 応急措置

大震災が発生した場合には、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常体制を確保し、直ちに災害応急活動に入るものとする。

地震発生後、次の基準に従って、警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、情報板、看板及び会社のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行車の安全確保に努める。

中央道・圏央道

計測震度	通行規制の内容
4.0 未満	なし
4.0 以上 5.0 未満	速度規制
5.0 以上(震度5強以上)	通行止

イ 応急復旧対策

速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。この場合において通行止めを実施しているときは、少なくとも、上下車線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては1車線を、走行可能な状態に速やかに復旧させるものとする。

2 河川、水路

(1) 市

ア 応急処置

災害が発生したときは、河川、水路の被害状況の確認を行う。国や東京都の管理河川については、直ちに被害状況の報告を行う。また、市管理水路においては流木その他障害物の除去も合わせて行う。

イ 応急復旧

市管理水路が被災したときは、建設業協会等の協力により応急復旧を行う。また、市単独で困難なときは、関係機関等に応援を要請する。

(2) 東京都建設局

ア 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるとともに、東京都及び区市町村等の行う応急措置に関し、必要に応じて技術的指導を行う。

ウ 区市町村の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。

エ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処するものとする。

(3) 関東地方整備局

ア 直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

イ 破損等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、東京都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

3 砂防、地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設、治山施設

東京都（建設局、環境局、産業労働局）は、管理する施設が地震により被害を受けた場合は被害状況を速やかに調査し復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりとする。市はこれに協力する。

区 分		内 容
砂 防 施 設		○ 堰堤、床固め、護岸、堤防、山腹工又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの ○ 流路工若しくは床固めの埋そく又は天然河岸の埋そくで、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
地 す べ り 防 止 施 設		○ 抑止杭、よう壁、排水工等、施設の損壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの ○ 集水井、流路工等の埋そくで、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
急傾斜地崩壊 防 止 施 設		よう壁、法面保護工、排水工、落石防護柵等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
治 山 施 設		東京都産業労働局は、治山施設（治山ダム工・護岸工・流路工・土留工・山腹緑化工・法枠工・落石防止工等）の被害状況を把握するとともに、東京都建設局等と即時連絡をとり、施設の応急対策を実施し復旧に努める。
林道	応急措置	東京都林務出張所は、被災地域住民の協力を得て情報を収集し、東京都森林事務所を通じて、東京都産業労働局に報告し、付近住民に及ぼす生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。

区 分		内 容
林道	応急対策	次の状況にあるときは、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。 ○ 食糧の搬入が困難な場合 ○ 林道沿線住民の生計の維持に障害を及ぼすとき ○ 復旧資材及び林産物の搬出に著しい影響がある場合
	応急措置	市は、被害の情報を収集し、東京都農業振興事務所を通じて、東京都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。
農道	応急対策	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施行するよう措置する。

4 復旧対策

河川管理者等は、被害調査等をもとに、公共の安全確保上重要な施設を優先して復旧する。

第8節 社会公共施設等の応急対策

1 社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、各管理者は、早期に被害状況を把握し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

社会公共施設の関係所管は、施設管理者から応急危険度判定の支援要請があった場合、市施設に準じて社会公共施設の判定を実施する。

判定対象建築物	内容
都立及び市立の公共施設	○ 東京都各局及び市は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 東京都各局及び市は、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、東京都本部に判定実施の支援を要請する。 ○ 東京都本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。 ○ 東京都財務局は、判定部会の決定に基づき、東京都の応急危険度判定技術者等を活用し、判定を実施する。 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、東京都本部は、他団体への協力を要請する。
上記以外の社会公共施設	○ 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、東京都又は市に判定実施の支援を要請する。 ○ 東京都本部は、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

※社会公共施設等

都立、市立の公共施設及び民間施設のうち、警察署、消防署、災害対策本部が設置される庁舎の他、避難所に指定されている学校施設等、災害拠点病院等に指定されている医療機関等、防災上特に重要な建築物及び応急仮設住宅となりうる公的住宅等を総称している。

2 その他の応急対策

社会公共施設等の管理者は、地震が発生したときは、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

利用者等の安全確保	○ 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を第一とする。 ○ 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。 ○ 応急措置の状況を所管部、事務所、本部等へ報告する。
施設機能の保全、回復	○ 施設の被害調査を速やかに行う。 ○ 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。 ○ 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。 ○ 電気、電話、ガス、水道等の修理が必要なときは、関係機関に要請する。 ○ 応急措置が困難なときは、危険防止のための保全措置を講ずる。
その他の措置	○ 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとる。 ○ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者・利用者等の安全確保に努める。

第18章 災害警備活動

章 の 概 要	大規模震災時は、警察署を中心に、市民の生命、身体、財産の保護や各種犯罪の予防、取り締まり並びに被災地の治安維持活動を行う。
------------------	---

項 目	活動時期				実施担当	
	初 動	応 急	復 旧	復 興	市 担 当	関係機関等
第1節 警備体制の確立						警察署
第2節 防犯・防火活動への協力					災对生活安全部、災対消防部、関係各部	警察署、消防署、防犯協会、自主防災組織

第1節 警備体制の確立

1 災害警備体制の確立

警視庁第九方面本部、八王子・高尾・南大沢警察署は、それぞれの災害警備計画に基づき迅速に警備本部を設置して指揮体制を確立する。

2 災害警備活動

警察署は、建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

災 害 警 備 活 動 の 内 容	○ 被害の実態把握及び各種情報の収集 ○ 交通規制 ○ 被災者の救出救助及び避難誘導 ○ 行方不明者の捜索及び調査 ○ 遺体の調査等及び検視 ○ 公共の安全と秩序の維持
----------------------	---

3 防犯活動

警察署は、災害時の犯罪予防として、次の活動を行う。

犯罪予防活動	○ 被災地、避難所等の警備重点地域に対し、必要に応じて臨時交番の設置、集団警ら等による警察活動を強化する。 ○ 町会、自治会、防犯協会等に対し、自警団等の編成、警戒の活動を要請する。 ○ 必要に応じて警備会社に協力を要請する。 ○ 許可又は登録を受けた銃砲刀剣類を所持している者に対し、警察署に一時預けるよう指導する。 ○ 銃砲刀剣類の製造・販売業者に対し、盗難等の防止について指導する。
--------	--

第2節 防犯・防火活動への協力

1 巡回パトロール

市は、警察署、消防署、自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う。

2 防犯対策の広報啓発

市は、災害時の社会的混乱に乗じた窃盗や詐欺等の犯罪を未然に防止するため、警察等と連携を図り、市民に防犯対策に関する広報を行い、犯罪防止に努める。

3 防犯活動への協力要請等

災対生活安全部は、災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。

関係各部は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する。